

西宮市都市計画マスタープラン（案）

令和5年（2023年）6月

西宮市

目次

序章 西宮市のまちづくりと都市計画

1. 西宮市のまちづくりと都市計画の変遷.....	1
2. 都市計画について	6
(1) 都市計画とは.....	6
(2) 都市計画に定める内容.....	7
3. 西宮市の都市計画.....	9
(1) 北部地域の都市計画	10
(2) 南部地域（JR 以北）の都市計画.....	11
(3) 南部地域（JR 以南）の都市計画.....	12

第1章 西宮市都市計画マスタープランについて

1. 西宮市都市計画マスタープランの位置づけ.....	13
2. 都市計画マスタープランの役割	14
3. 新たな都市づくりの視点	14
4. 計画策定方針.....	15
(1) 計画の位置づけ.....	15
(2) 計画期間.....	15
(3) 策定方針.....	15

第2章 都市の現状と課題

1. 都市の概況.....	17
2. 都市の現状.....	18
3. まちづくりに対する意識.....	32
4. まちづくりの主要課題（第5次西宮市総合計画）	35
5. 都市づくりの主要課題	36

第3章 都市の将来像と都市づくりの方向性

1. 第5次西宮市総合計画の都市目標と将来像.....	39
2. 都市空間形成の方針	40
3. 居住誘導・都市機能誘導の方針.....	42
4. 都市づくりの目指すべき方向性.....	44

第4章 都市づくりの基本構想

1. 都市づくりの基本構想	47
(1) 土地利用の方針	48
(2) 道路の整備の方針	52
(3) 公共交通の方針	56
(4) 下水道・河川の整備の方針	60
(5) その他都市施設の整備の方針	62
(6) 市街地・住環境の整備の方針	64
(7) 都市防災の方針	68
(8) みどりの整備の方針	70
(9) 都市景観形成の方針	74
(10) 地域力がはぐむ都市づくりの方針	78
2. 基本構想の地域別概要	83
(1) 北部地域	84
(2) 南部（JR以北）地域	86
(3) 南部（JR以南）地域	88

第5章 都市づくりの推進のために

1. 基本構想に基づく都市づくりの推進	91
(1) 都市づくりの推進に向けて	91
(2) 都市空間の整備・誘導にあたって	92
2. 計画の評価・見直し	93

序章 西宮市のまちづくりと都市計画

1. 西宮市のまちづくりと都市計画の変遷

2025年（令和7年）で市制100周年を迎える西宮市のまちづくりにおいて、これまで、都市計画制度は大きな役割を果たしてきました。

① まちづくりの変遷（市制施行～戦前）

西宮市は都市近郊の住宅地として発展してきました。このころから、「風致地区」や「夙川公園」など、今後の文教住宅都市としての発展につながる都市計画が定められています。

年表（市制施行～戦前）	
1924年8月 （大正13年）	阪神電車甲子園大運動場（現・阪神甲子園球場）完成（鳴尾村）
1925年4月 （大正14年）	市制施行により西宮町が西宮市となる
1926年12月 （大正15年）	西宮北口駅～今津駅の開通により阪急今津線が全通
1927年7月 （昭和2年）	阪神国道電車開通
1928年9月 （昭和3年）	旧市立図書館開館
10月	旧市庁舎開庁
1929年3月 （昭和4年）	関西学院が神戸から甲東村に移転（昭和9年に大学開学）
7月	浜甲子園に甲子園娯楽場開設（後に、浜甲子園阪神パークへ改称）
1930年 （昭和5年）	旧甲子園ホテル開業
1933年4月 （昭和8年）	武庫郡今津町・芝村・大社村を合併
4月	神戸女学院が神戸から甲東村に移転（昭和23年に大学開学）
1934年7月 （昭和9年）	吹田～須磨間に省線電車（現・JR）開通、甲子園口駅開業
1937年3月 （昭和12年）	夙川公園竣工
5月	阪急西宮球場開場（瓦木村）
1938年7月 （昭和13年）	阪神大水害
1941年2月 （昭和16年）	武庫郡甲東村を合併
1942年5月 （昭和17年）	武庫郡瓦木村を合併
1943年11月 （昭和18年）	阪神武庫川線武庫川駅～洲先駅が営業開始
1945年8月 （昭和20年）	阪神大空襲

○主なまちづくりや都市計画

阪神間モダニズム

明治末期から昭和初期にかけて、西宮では阪神・阪急・現在のJRの鉄道3路線、バス路線が敷設され、鉄道会社による沿線開発が盛んに行われました。

西宮は、大都市・大阪から、「健康」をキーワードに「郊外生活」を楽しめる地域として数多くの開発地が提供され、豊かな自然環境と調和した高級住宅地のほか、温泉などの保養地や遊園地などの行楽地がつくられました。また、この時代には、著名人の邸宅や別荘が建てられ、「阪神間モダニズム」と呼ばれる近代的な芸術・文化・生活様式が形成されました。

これらの住宅地は、文教住宅都市・西宮の礎となっています。

都市計画区域の決定

1927年（昭和2年）に西宮都市計画区域が決定されました。

風致地区

都市における水や緑などの自然的要素に富んだ良好で貴重な自然的景観（風致）を維持するため、六甲山麓部や夙川、武庫川周辺などが1937年（昭和12年）に風致地区に指定されました。

夙川公園（夙川河川敷緑地）

夙川公園は、都市計画事業（街路事業）としての認可を受けて整備が進み、1937年（昭和12年）に竣工しました。当時一般的であった河川敷を払い下げて事業費を捻出する方式を採用せず、一部に河川の両側約270mの居住者からの負担金をあて、堤防の松林を守り市民の憩いの場となるパークウェイ（公園道路）として整備しました。

その後、区域変更等を行い、現在は夙川河川敷緑地として都市計画に定めています。

② まちづくりの変遷（戦後～旧都市計画法（1970.9））

戦災復興により都市基盤整備や市街地の発展が進みましたが、石油コンビナートの誘致計画を発端に都市環境の保全に対する議論が高まりました。1962年（昭和38年）の文教住宅都市宣言により、まちづくりと発展の方向性が明確に示されました。

年表（戦後～旧都市計画法）	
1949年4月 (昭和24年)	武庫川学院女子大学開学（鳴尾村）
1950年4月 (昭和25年)	聖和女子短期大学開学
1951年4月 (昭和26年)	武庫郡鳴尾村、有馬郡塩瀬村・山口村を合併
1958年9月 (昭和33年)	上ヶ原の学園地区が全国で2番目の文教地区に指定（建設省）
1960年8月 (昭和35年)	西宮沖埋立計画と日石誘致を発表
1961年11月 (昭和36年)	米軍甲子園キャンプ地跡に浜甲子園団地の建設始まる（昭和37年10月入居開始）
1962年1月 (昭和37年)	安全都市を宣言
9月	日石誘致白紙撤回表明
1963年1月 (昭和38年)	国道43号（第二阪神国道）開通
11月	文教住宅都市を宣言
1964年4月 (昭和39年)	甲子園短期大学・聖和女子大学開学
9月	名神高速道路西宮～尼崎間が開通
1965年4月 (昭和40年)	夙川学院短期大学開学
5月	平和都市を宣言
11月	市民体育館開館（現・中央体育館）
1966年4月 (昭和41年)	大手前女子大学開学
1967年3月 (昭和42年)	阪急神戸本線夙川～東川間が高架化
4月	市民会館開館、勤労会館開館
1968年5月 (昭和43年)	北山貯水池完成
8月	枝川浄化センター供用開始（し尿処理）
1969年4月 (昭和44年)	西宮市平左衛門町と尼崎市西昆陽字田近野を交換
1970年2月 (昭和45年)	枝川浄化センター供用開始（下水処理）
2月	阪神高速道路神戸・西宮線開通
3月	西国街道（国道171号）の拡幅工事完成

○主なまちづくりや都市計画

戦災復興都市計画

太平洋戦争の空襲により、市街地の大半を焼失しましたが、戦後の戦災復興事業によって、都市計画道路の整備や土地区画整理事業を行い、都市の基盤整備を進めました。

文教地区（特別用途地区）

西宮市には、昔から一部の資産家や企業が文化や芸術を育てるという気風があり、「教育」の分野にも力が注がれてきました。昭和初期には関西学院や神戸女学院が上ヶ原地区に移転しました。1958年（昭和33年）には、上ヶ原地区が、全国で2番目の文教地区に指定されました。

石油コンビナート誘致

1960年（昭和35年）、市は御前浜沖に石油コンビナートの誘致を発表しました。しかし、世論は「住宅都市としての性格を継続するべき」という意見と「工業化のまちへと転換するべき」という意見に大きく二分されました。結果、1962年（昭和37年）、市民や学識者、酒造業者をはじめとした環境保護を訴える多くの声により、石油コンビナートの誘致計画は白紙撤回されるに至りました。このことが一つの契機となり、翌1963年（昭和38年）の文教住宅都市宣言へのきっかけとなりました。

文教住宅都市宣言

1963年（昭和38年）の文教住宅都市宣言により、まちづくりと発展の方向性が明確に示されました。先人が培ってきた良好な住宅地と恵まれた教育環境などを活かしたまちづくりの継続を改めて再確認するものとなりました。

都市計画法の改正

高度経済成長を背景として、都市への人口流入に伴い都市内の環境悪化や、市街地の無秩序な膨張や拡散が課題となっていました。そこで1919年（大正8年）に制定された旧都市計画法を見直し、線引き制度や開発許可制度等の導入を骨格とし、都市のスプロールを防止し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するために、1968年（昭和43年）に新都市計画法が制定されました。

③ まちづくりの変遷（新都市計画法施行（1970.10）～昭和末（1989.1））

新都市計画法の施行により、西宮市においても市街化区域と市街化調整区域の区域区分が決定され、保全するエリアと市街化するエリアを明確化するとともに、市街化区域内においては、都市計画法に基づく市街地の整備が進みました。

年表（新都市計画法施行～昭和）	
1970年10月 （昭和45年）	新都市計画法施行による区域区分制度開始 （市街化区域、市街化調整区域の設定）
11月	兵庫県立甲山森林公園開園
1971年2月 （昭和46年）	新市庁舎開庁
4月	西宮市総合計画策定
1972年3月 （昭和47年）	山陽新幹線開業（市内通過）
4月	兵庫医科大学開学
1974年3月 （昭和49年）	阪神電鉄国道線上甲子園駅～西灘駅が廃止
1975年3月 （昭和50年）	中央病院が林田町に新築移転
5月	阪神電鉄国道線の残部と甲子園線が廃止
10月	中国縦貫自動車道の吹田～落合が開通
1976年5月 （昭和51年）	武庫川団地の建設始まる（昭和54年3月入居開始）
1978年6月 （昭和53年）	山口町に阪神流通センター完成
11月	甲子園浜の干潟が鳥獣保護区に指定
1979年4月 （昭和54年）	東部総合処理センター供用開始（ごみ処理）
1982年7月 （昭和57年）	北山緑化植物園開園
1983年12月 （昭和58年）	平和非核都市を宣言
1984年3月 （昭和59年）	阪神本線甲子園駅～久寿川駅が高架化
1985年5月 （昭和60年）	総合福祉センター開設
7月	教育文化センター開設（中央図書館・郷土資料館・市民ギャラリー）
1986年3月 （昭和61年）	市民会館ホールを全面改修し、愛称をアミティホールに決定
3月	勤労者体育館完成
4月	西宮市新総合計画策定
11月	国鉄西宮名塩駅開業
1988年4月 （昭和63年）	水道局新庁舎開庁
5月	万葉植物苑（西田公園内）開苑
7月	なるお文化ホール（西宮東高校ホール）開館

○主なまちづくりや都市計画

新都市計画法（現行）の施行

■区域区分

区域区分制度は、新都市計画法により新たに創設された制度です。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る為、市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定めています。

■用途地域

用途地域制度は、市街化区域を区分し、建築物の用途、形態などを適正に誘導することにより、住環境を守り、商工業の都市機能を維持増進させるために定める制度です。これまで建築基準法で指定されていた用途地域は、都市計画法で指定することになりました。本市では、1973年（昭和48年）に、7種類の用途地域が指定され、あわせて初めて容積率も指定されました。その後法改正により用途地域が細分化され、現在本市では11種類の用途地域を指定しています。

■高度地区

高度地区は、建築物の高さの最高限度や最低限度を定めることにより、市街地の環境維持や土地利用の合理的な増進を図るため定めるものです。本市では、1970年（昭和45年）から高度地区を指定しています。

北部地域の開発

北部地域では、昭和50年代後半から名塩ニュータウンや北六甲台、すみれ台などの郊外型住宅地開発が進みました。これらの団地は、この時代においてゆとりある住環境を市民へ提供するとともに、市の人口増加にも寄与しました。

地区計画制度の創設

地区計画は1980年（昭和55年）の都市計画法改正により創設された制度で、地区特性に応じた良好な環境を整備、保全するため、住民等が主体となり、地区レベルの土地利用の方針や制限事項等を定めるものです。

本市においては、1986年（昭和61年）に、北六甲台地区において初めての地区計画が決定され、2022年（令和4年）12月末時点では、市内の38地区において地区計画が定められています。

④ まちづくりの変遷（平成元年（1989.1）～中核市移行前（2008.3））

昭和時代に引き続き、都市開発や都市基盤整備が行われていましたが、1995年に発生した阪神・淡路大震災により、震災復興がまちづくりの喫緊の課題となり、復興事業の完了までに10年以上の歳月を費やすこととなりました。

年表（平成元年～中核市移行前）	
1990年11月 （平成2年）	塩瀬センター開設（塩瀬支所・北部図書館・塩瀬公民館・水道局北部出張所・老人いこいの家・児童センター）
1991年3月 （平成3年）	西宮北有料道路、盤滝トンネル開通
10月	西宮名塩ニュータウン街びらき
1992年4月 （平成4年）	西宮浜産業交流会館（NICC）開館
1994年4月 （平成6年）	阪神高速道路5号湾岸線開通
4月	フレンテ西宮開業（フレンテホール・ギャラリーフレンテ・国際交流協会）
1995年1月 （平成7年）	兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）
12月	阪急今津駅が高架化
1996年10月 （平成8年）	アプリ甲東開業（甲東支所・甲東ホール・図書館分室・共同利用施設）
1997年7月 （平成9年）	西部総合処理センター供用開始（ごみ処理）
1998年1月 （平成10年）	西宮震災記念碑公園開園（西宮市犠牲者追悼之碑整備）
3月	西宮マリナパークシティ（西宮浜）街びらき
1999年4月 （平成11年）	第3次西宮市総合計画策定
2000年4月 （平成12年）	保健所設置市に移行し西宮市保健所開設
10月	プレラにしのみや開業（プレラホール・中央公民館・男女共同参画センターウェーブ）
2001年3月 （平成13年）	阪神本線久寿川駅～芦屋市境間を高架化
4月	アクタ西宮開業（東館：北口図書館・北口ギャラリー・大学交流センター、西館：北口市民サービスセンター・北口保健福祉センター・消費生活センター）
2002年3月 （平成14年）	西宮競輪、甲子園競輪が終了
5月	山手大橋開通（甲子園口北町～尼崎市）
8月	第1次西宮市都市計画マスタープラン策定
2003年12月 （平成15年）	環境学習都市を宣言
2005年10月 （平成17年）	兵庫県立芸術文化センター開設
2007年3月 （平成19年）	JRさくら夙川駅開業、JR西ノ宮駅がJR西宮駅に改称
12月	阪神西宮駅南駅前広場開設
2008年3月 （平成20年）	山手幹線が市内全通

○主なまちづくりや都市計画

生産緑地法の改正

1991年（平成3年）に生産緑地法が改正され、市街化区域内の農地は「宅地化農地」と「保全農地（生産緑地）」の区分が明確化されることとなりました。これを受けて、本市においては、1992年（平成4年）10月に、「生産緑地地区」の都市計画決定を行いました。

市内において農地の宅地化が進む中、保全する農地として位置付けられた「生産緑地地区」は2022年（令和4年）12月末時点も約70ha残っており、貴重な都市の緑地空間として維持されています。

阪神・淡路大震災

1995年（平成7年）1月17日、阪神・淡路大震災に見舞われました。震度7の大きな地震によって、1,100人を超える尊い命が失われ、61,000世帯以上が全・半壊するという大惨事となりました。

震災復興と都市計画

市はいち早く復興を図るために、1995年（平成7年）1月31日に災害市街地復興基本方針を策定し、森貝地区、阪神西宮駅南地区、JR西宮駅北地区及び阪急西宮北口駅北東地区の4地区を、被害が集中し安全性の確保が必要な地区として土地区画整理事業、市街地再開発事業等による重点面整備事業地区に指定しました。

6月には「西宮市震災復興計画」を策定し、市民生活の再建とまちの復興に向け、本格的に取り組むこととなりました。

「西宮市震災復興計画」は、「第3次西宮市総合計画」に引き継がれることとなり、震災関連事業として、「西宮北口駅北東地区」、「森貝地区」などの震災復興土地区画整理事業や「阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業」などのさまざまな都市計画事業が、災害に強く、安全な市街地の復興のために施行されました。2008年（平成20年）10月31日に「西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業」が完了したことにより、本市における復興事業がすべて完了しました。

山手幹線（都市計画道路）の市内全通

震災後、未整備となっていた区間において、順次事業に着手し、2008年（平成20年）3月に、市内全線の開通を迎えました。

⑤ まちづくりの変遷（中核市移行（2008.4）～現在まで）

震災復興事業が完了し、中核市に移行した2008年以降は、急増していた人口の増加も鈍化し、今後の人口減少や高齢化の進展、市街地の更新等を見据えた都市づくりについての検討がはじまりました。

年表（中核市移行～現在）	
2008年4月 （平成20年）	中核市に移行
8月	西宮浜総合グランド開設
2009年4月 （平成21年）	第4次西宮市総合計画策定
4月	山口センター開設（山口支所・山口ホール・山口保健福祉センター・山口公民館・図書館分室・老人憩いの家・児童センター）
4月	さくらやまなみバス開業
2010年12月 （平成22年）	阪急今津線西宮北口駅～今津駅が高架化
2011年3月 （平成23年）	東日本大震災
4月	第2次西宮市都市計画マスタープラン策定
2012年6月 （平成24年）	甲陽園目神山地区が都市景観大賞受賞
12月	東部総合処理センターの焼却施設が竣工
2015年2月 （平成27年）	アサヒビル西宮工場跡地の一部を西宮土地開発公社が購入（市・県統合病院候補地に）
7月	国道176号名塩道路名塩工区（バイパス1.4Km）完成
9月	市立こども未来センター開所（西宮市立わかば園と西宮市スクーリングサポートセンターを移転・再編）
2016年4月 （平成28年）	高木北小学校開校（留守家庭児童育成センター及び地域子育て支援施設を併設）
2017年3月 （平成29年）	阪神本線甲子園～武庫川駅間が高架化
2018年4月 （平成30年）	市立芦原むつみ保育所・むつみ児童館開所（保育所・児童館の統合施設）
2019年4月 （平成31年）	第5次西宮市総合計画策定
2019年7月 （令和元年）	西宮市立地適正化計画策定
2020年4月 （令和2年）	市内初の小中一貫校、西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校開校
2021年4月 （令和3年）	西宮浜総合公園にみやっこキッズダム開設
4月	市役所第二庁舎（危機管理センター）開庁
6月	今津の六角堂が都市景観形成建築物指定（県の景観形成重要建造物指定は3月）

2025年4月 （令和7年）	西宮市制100周年
---------------------------	-----------

○主なまちづくりや都市計画

近年のまちづくりの取組

■景観まちづくり

本市では1988年（昭和63年）に「西宮市都市景観条例」を制定し、景観行政を進めてきました。2004年（平成16年）には「景観法」が制定され、全国的にも景観まちづくりが進められることになりました。また、2009年（平成21年）に景観計画を策定し、景観法に基づく景観行政を開始しました。

2012年（平成24年）には、甲陽園目神山地区が「都市景観大賞」を受賞、2020年（令和2年）には、関西学院周辺景観地区が指定されるなど、西宮らしい景観を形成するための取組が積極的に進められています。

■新たな地域交通

さくらやまなみバス

山口地区と南部市街地を直接連絡する基幹交通として、2009年（平成21年）4月1日から運行を開始しました。これにより、山口地区から乗り換えなしで南部地域まで行くことが出来るようになり、山口地区の活性化や各地域間のさまざまな交流が促進されるなど、西宮のまちづくりに大きく貢献しています。

ぐるっと生瀬

生瀬地区における生活移動手段の確保のため、地域住民が主体のコミュニティ交通として、2015年（平成27年）10月1日から運行を開始しました。高齢者等の外出機会を創出するとともに、住民目線に立った利便性の高い持続可能な運行を目指した取組は、生瀬地区の活性化に貢献しています。

新たな時代の都市計画（立地適正化計画制度の創設）

人口減少・超高齢化の時代を見据え、公共交通を中心に持続可能な都市を目指したコンパクトシティプラスネットワークの取組が進められています。2014年（平成26年）には、「立地適正化計画」の制度が創設されました。

本市においては、2019年（令和元年）7月に「西宮市立地適正化計画」を策定しています。

都市計画施設のリニューアル

都市計画施設を新たに整備する場に加え、バリアフリー化や耐震化、老朽化対策などの改修事業でも、都市計画事業として実施できるようになりました。

本市では、都市計画道路のリニューアルを都市計画事業として進めているほか、令和3年には、全ての市立義務教育諸学校（小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校）を都市計画に定め、都市計画事業として計画的な施設改修及び建替えを進めています。

2. 都市計画について

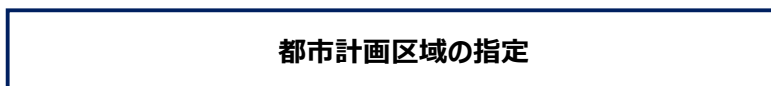
(1) 都市計画とは

都市計画とは、**都市の健全な発展と秩序ある整備を目的に、健康で文化的な生活、機能的な都市活動を確保しつつ、合理的な土地利用を図るために定める**もので、都市計画には、市街化区域と市街化調整区域を区分する「**区域区分**」、用途地域等の土地利用のルールを定める「**地域地区**」、都市の骨格を形成する都市基盤施設（道路、公園、下水道など）を定める「**都市施設**」、市街地を面的・計画的に開発整備する計画を定める「**市街地開発事業**」などがあります。

また、都市計画を定める区域として「都市計画区域」が指定されており、西宮市は、**市域全体が「阪神間都市計画区域」に指定されています。**

都市計画の適用までの流れ

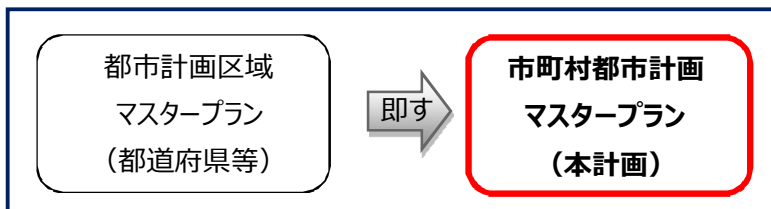
① 都市計画を定める範囲を決める



阪神間都市計画区域

阪神間の7市1町が阪神間都市計画区域に指定されています。

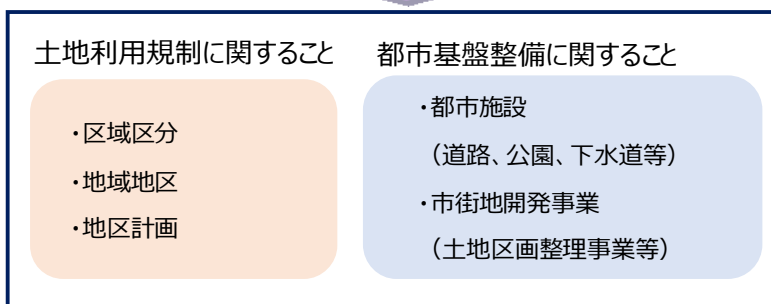
② 都市計画の方針を決める



都市計画マスタープランとは

都市の将来像（目的・目標）や都市計画を定める方針を決める計画

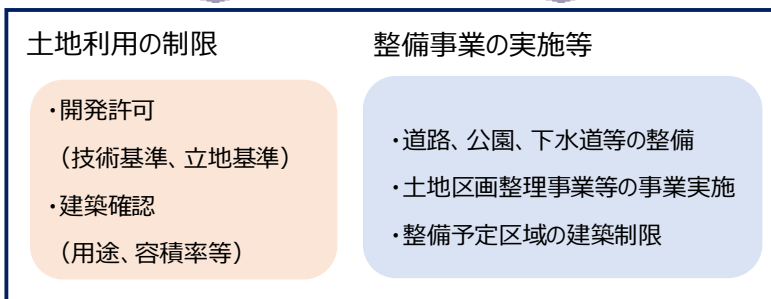
③ 都市計画を決定する



都市計画の決定手続き

都市計画法に基づき、住民意見反映手続きや、都市計画審議会への付議を経て、都市計画に定められることとなります。

④ 都市計画を適用する



都市計画の適用

定められた都市計画は、都市計画法や関連法令により、実効性が担保され、土地利用規制や整備事業が施行されます。

(2) 都市計画に定める内容

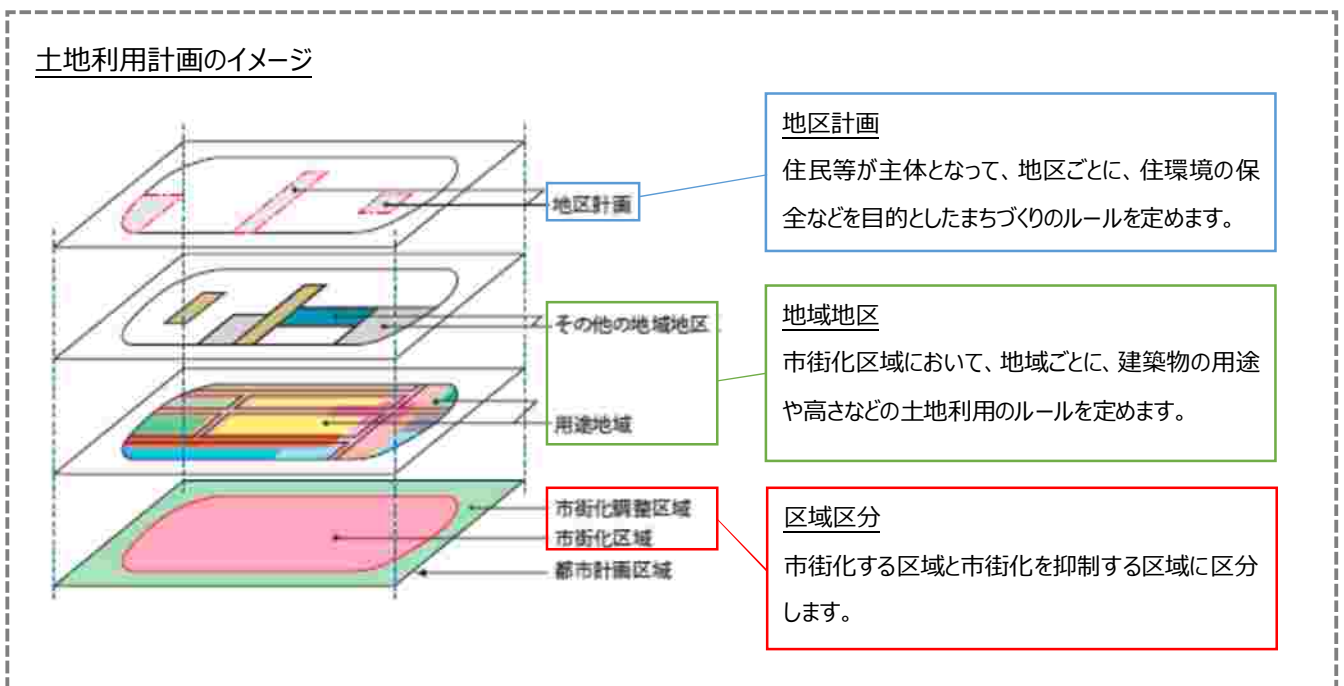
① 土地利用

土地を開発する場合や建築する場合には、都市計画で定める土地利用のルールに従って行為を行う必要があります。

本市では、区域区分制度により、市街化区域と市街化を抑制する区域に分けられています。

さらに、市街化区域内では、地域地区の1つである用途地域が基本として指定され、住宅、商業、工業などの土地利用のルールが決められるほか、場所によっては、用途地域以外の地域地区の制限（風致地区、高度地区など）や地区計画の制限が上乗せされています。

これらの都市計画が指定されている土地において、開発行為や建築行為などの土地利用にあたっては、都市計画で定められたルールに従う必要があります。



●土地利用の制限例

<p>甲陽園目神山町</p> 	<p><u>都市計画で定められた制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（区域区分） ・第1種低層住居専用地域（用途地域） ・第1種高度地区（その他の地域地区） ・風致地区（第2種）（その他の地域地区） ・地区計画（甲陽園目神山地区） など
<p>西宮市役所周辺</p> 	<p><u>都市計画で定められた制限</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化区域（区域区分） ・商業地域（用途地域） ・第9種高度地区、第10種高度地区（その他の地域地区） ・防火地域、準防火地域（その他の地域地区） など

② 都市施設

都市施設とは、**都市の骨格を形成する道路、公園、下水道などの施設のことで**、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設となります。

都市計画では、これら都市施設のうち必要なものを都市計画に定めるものとし、都市計画に定めた施設を都市計画施設と言います。

都市計画に定められた都市計画施設の区域内では、将来の事業が円滑に実施できるよう建築物の建築などに対して一定の制限が定められています。



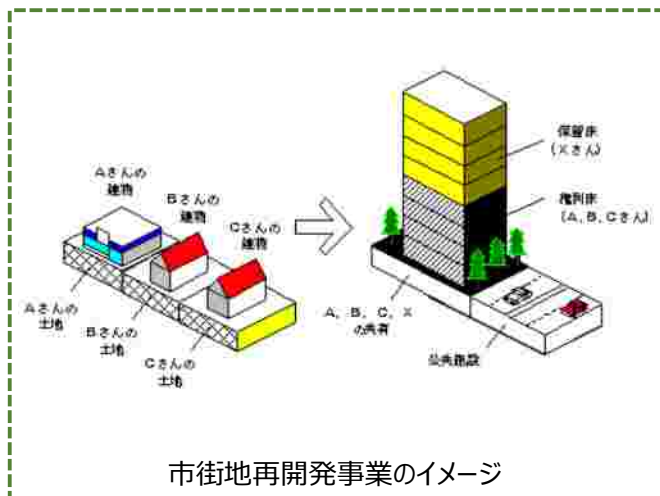
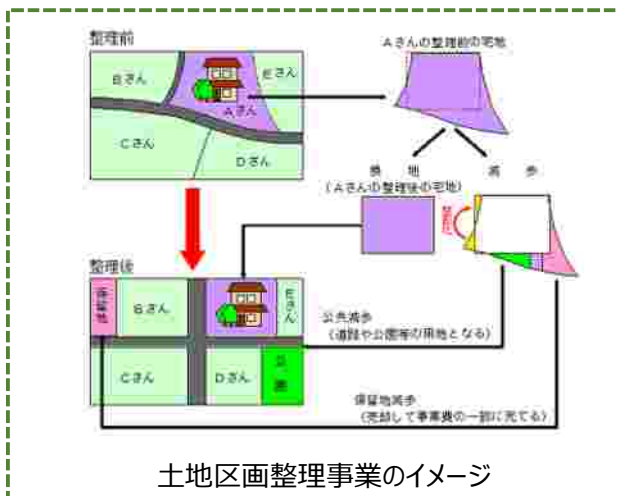
都市計画施設の例（阪神西宮駅周辺）

③ 市街地開発事業

総合的な計画に基づいて公共施設の整備とあわせ、宅地や建築物の整備を行い、面的な市街地の開発を積極的に図ろうとするものです。

都市計画に位置づけられる市街地開発事業には、土地区画整理事業、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、市街地再開発事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業、防災街区整備事業があり、その種類、名称、施行区域等を都市計画に定めることとなっています。

この都市計画で定められた施行区域において行われる市街地開発事業は、都市計画事業として行われ、公共性の高い事業として強力に推進する必要があることなどから、事業地においては、建築行為や土地建物の権利移動などに対し、都市計画制限と同等の制限や、さらに強化された制限が課せられることとなります。



3. 西宮市の都市計画

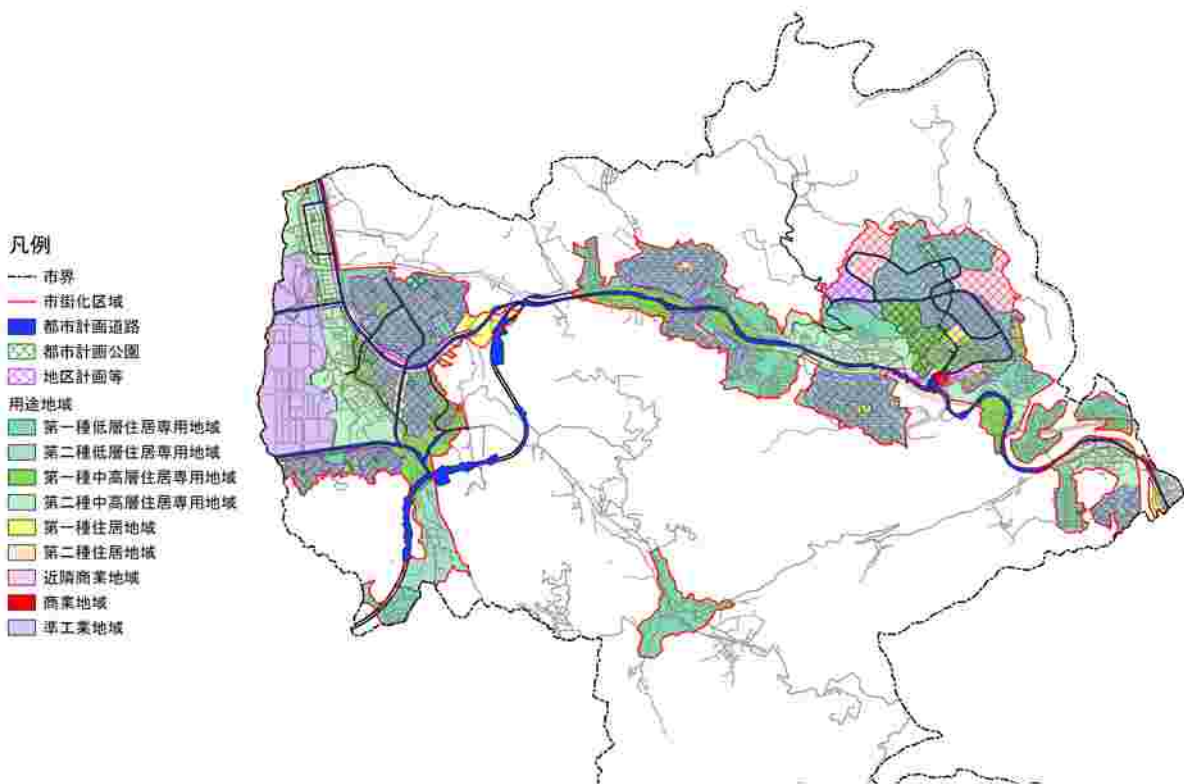
西宮市においては、2022年（令和4年）3月末時点で、下記の都市計画を定めています。

都市計画

注) は、西宮市に指定(決定)されているものです。



(1) 北部地域の都市計画



都市計画概況

北部地域は、区域区分により、六甲山系や北摂山系などの自然環境が保全されている市街化調整区域と古くからの集落や計画的に造成された住宅地などで構成される市街化区域に区分されています。

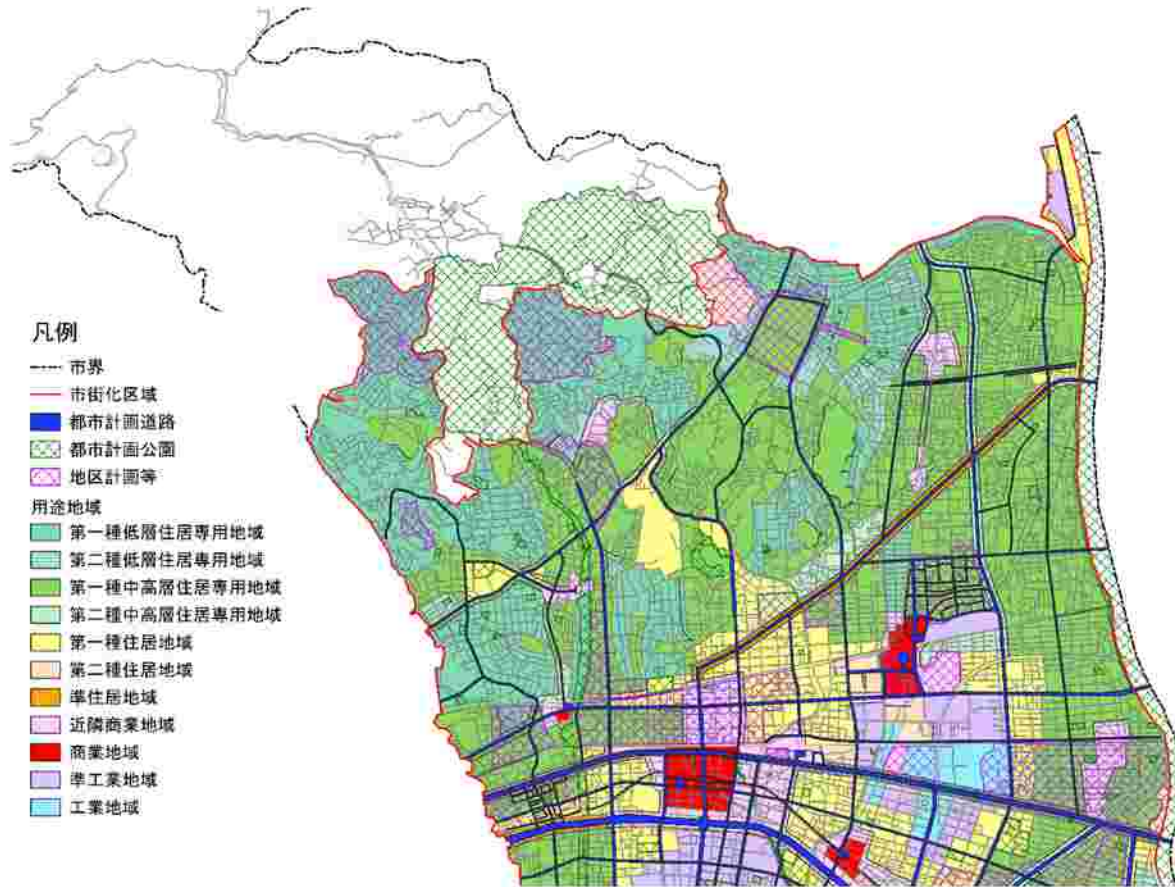
市街化区域内においては、「生産緑地地区」や「都市計画公園・緑地」などが多く存在し、ゆとりある住環境が形成されています。また、新たに開発された住宅団地においては、事業にあわせて「地区計画」が定められ、良好な住環境が維持されています。

また、北部地域の開発の進展とともに、JR 西宮名塩駅が開業したほか、国道 176 号名塩道路の拡幅整備が進められています。

都市計画の紹介

<p>阪神流通センター</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流通業務団地 ・流通業務地区 		<p>有馬川緑道</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画緑地 	
<p>名塩ニュータウン</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新住宅市街地 開発事業 ・地区計画 		<p>国道 176 号 名塩道路</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 	

(2) 南部地域 (JR 以北) の都市計画



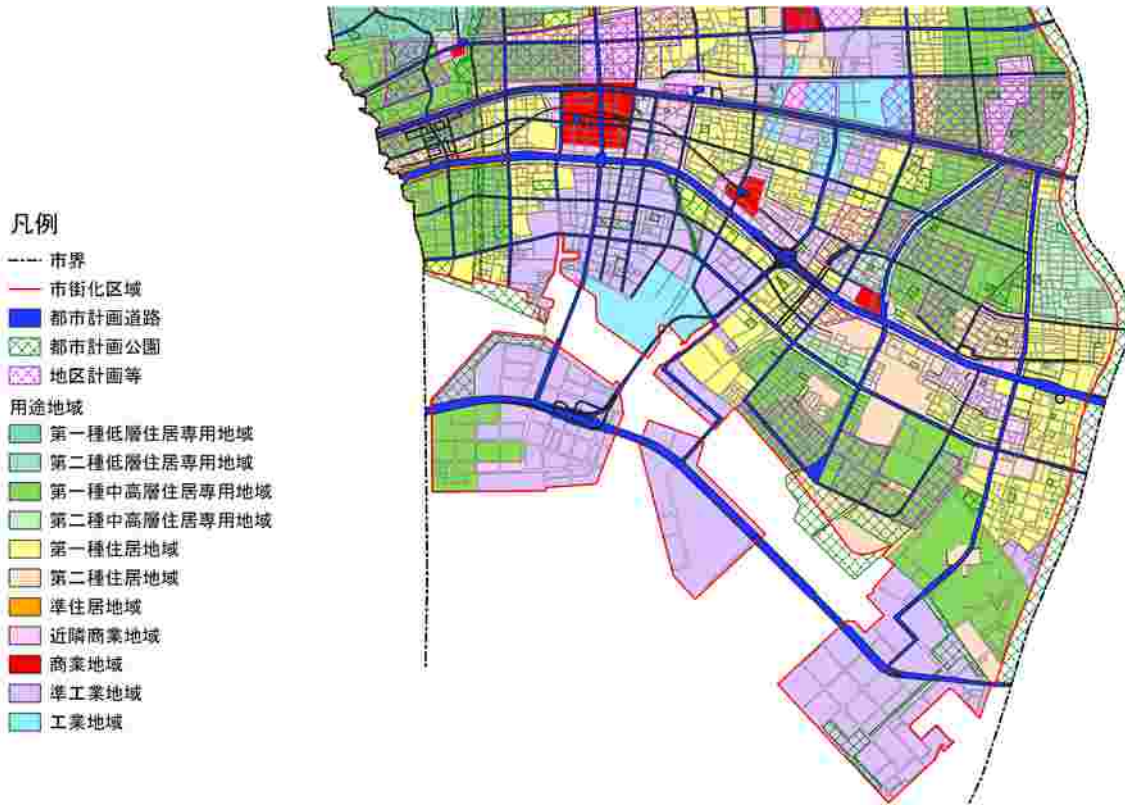
都市計画概況

南部地域 (JR 以北) は、六甲山系の南端付近で区域区分が設定され、甲山などの山林や鷲林寺などの地区が市街化調整区域となっています。市街化区域内の山麓部、丘陵部においては、第一種低層住居専用地域や風致地区などの土地利用規制や夙川河川敷緑地の整備などにより、緑豊かな市街地環境が保全されています。平坦部では、都市的な土地利用が進展しており、特に、本市の都市核となる阪急西宮北口駅周辺は、震災復興にあわせて、拠点的な土地の利用が進みました。また、震災復興に伴い、市街地再開発事業や都市計画道路山手幹線の整備などが行われ、都市基盤の整備が進みました。

都市計画の紹介

<p>関西学院周辺地区</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観地区 ・地区計画 		<p>夙川河川敷緑地</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画緑地 	
<p>西宮北口南地区</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 ・地区計画 		<p>山手幹線</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 	

(3) 南部地域 (JR 以南) の都市計画



都市計画概況

南部地域 (JR 以南) は、自然海浜や武庫川を除き、ほとんどが市街化区域となっています。

このエリアは、門前町や伝統的産業地 (酒蔵地区)、主要な街道が整備されるなど古くから市街地として発展してきました。その後、都市の近代化が進む中、道路、鉄道などの都市交通網の発達により、西宮市の中心的な市街地として、発展を遂げています。

また、戦後、臨海部では、浜甲子園団地や武庫川団地などの新たな住宅団地の整備が進められ、公有水面の埋立てにより、大規模な公園、臨海産業地区 (特別用途地区) に指定されている産業地及び中高層の住宅地など新たな市街地が形成されています。

都市計画の紹介

<p>国道 2 号</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路 ・防火地域 		<p>阪神本線連続立体交差事業</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市高速鉄道 	
<p>武庫川団地</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一団地の住宅施設 		<p>甲子園浜</p> <p>関連する都市計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街化調整区域 	

第1章 西宮市都市計画マスタープランについて

1. 西宮市都市計画マスタープランの位置づけ

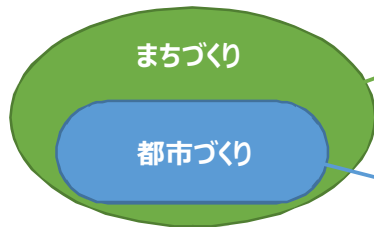
都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の通称で、市町村の都市計画の最上位計画として、長期的な視点から都市づくりの将来像を確立し、個別の都市計画を定める際の指針となるものです。西宮市の上位計画である「第5次西宮市総合計画」と県が定める都市計画分野の上位計画である「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」に即して定める必要があります。



2. 都市計画マスタープランの役割

- ▶第5次西宮市総合計画が示す将来像や都市構造の実現に向けた、都市計画の体系的な指針となります。
- ▶様々な主体が今後の都市計画を考えるためのきっかけとなるような情報提供、情報共有を図ります。
- ▶都市づくりの基本構想【第4章】を共有することにより、地域住民・事業者・行政による協働の都市づくりを推進します。

本計画における「まちづくり」と「都市づくり」の定義



まちづくり

住環境（都市空間の整備・誘導を含む）、教育、福祉、環境、防災、住民自治などの総合的なまちづくりに関する取組・活動
(※本計画では、都市づくりに関連するまちづくりについても記載しています。)

都市づくり

都市計画に関連する都市空間の整備・誘導等を目的とした地域住民・事業者・行政による取組・活動

3. 新たな都市づくりの視点

前回の計画策定時から社会情勢は変化し、新たな視点での都市づくりの重要性が高まっています。
今回の計画においては、以下の視点を踏まえ、都市づくりの方向性について検討します。

①持続可能な都市の実現に向けた都市づくり

少子高齢化や人口減少の進行により、持続可能な都市経営が大きな課題となり、このような背景から、都市づくりの分野においては、2014年（平成26年）の都市再生特別措置法の改正により、新たに「立地適正化計画制度」が創設されました。

これにより、公共交通を中心に、都市機能や居住地を維持・誘導することにより、持続可能でコンパクトな都市を目指す計画として、市町村において立地適正化計画を策定することができるようになりました。本市においては、2019年（令和元年）7月に、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため「西宮市立地適正化計画」を策定しました。

また、SDGs（持続可能な開発目標）や脱炭素型・低炭素型まちづくりの観点からも、コンパクトな都市づくりの重要性が高まっています。

②更なる危機に対応した都市づくり

2011年（平成23年）3月に東日本大震災が発生して以降、各地において地震や集中豪雨などの自然災害が頻発しています。

このような中、国は「国土強靱化」を掲げて、都市インフラの整備・保全や避難警戒態勢の充実など、ソフト・ハード両面において防災・減災の取組を進めています。都市づくりの分野においては、2020年（令和2年）に、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制、移転の促進、防災まちづくりの推進等を目的とした都市再生特別措置法等の改正が行われ、防災と都市づくりの更なる連携が求められています。

2020年（令和2年）には、新型コロナウイルスの感染拡大が社会経済活動に大きな影響を及ぼし、「新たな日常」に対応したまちづくりの検討が進められています。

③新たな時代に対応した都市づくり

国の科学技術基本計画において経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会「Society5.0」が提唱され、都市づくりにおいても、先進的技術の活用により、都市や地域の機能やサービスを効率化・高度化し、各種の課題の解決を図るとともに、快適性や利便性を含めた新たな価値を創出する「スマートシティ」の取組が推進されています。

また、2020年（令和2年）8月には、国土交通省から「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」が発表され、オープンスペースの今後のあり方、データ・新技術等を活用したまちづくりの今後のあり方などの方向性が示されており、「新たな日常」に対応した都市空間の有効活用が求められています。

4. 計画策定方針

(1) 計画の位置づけ

第5次西宮市総合計画の策定にあたっては、多くの方々からご意見、ご提言をいただきました。

都市計画マスタープランは、上位計画である第5次西宮市総合計画の基本構想で掲げた都市目標や将来像に即するとともに、関連計画との整合を図りながら、都市づくりの方向性を示すものです。

(2) 計画期間

本計画は、長期的な展望として概ね20年後の将来を見据え、今後10年間において行うべき都市計画についての方針を策定することとします。また、総合計画などの上位計画等の見直しや社会情勢の変化など、改定の必要が生じた場合は随時、都市計画マスタープランの改定を行います。

(3) 策定方針

これまでの都市計画の経緯や新たな都市づくりの視点等を踏まえ、新たな都市計画マスタープランの策定方針を次のとおり設定します。

「まちを知り、まちをつくり、まちをマネジメントする都市計画マスタープランへ」

■まちを知る

- これまでの西宮市の都市づくりをよく知り・考える。
- 都市と地域の様々な課題や将来像を共有し、これからの都市づくりをともに考える。
- 地域に関する情報等の提供や支援のあり方を検討し、まちづくりの発意に繋げる。

■まちをつくる

- まちの資源を活かしつつ、文教住宅都市・西宮の都市づくりの理念を継承する。
- 今後の人口減少・少子高齢化や頻発化・激甚化する災害等に対応し、安全・安心で快適な都市の実現のために、都市づくりに必要な整備・保全を図る。
- 様々な主体がまちづくりに関わり、都市計画制度等を活用することにより、地域の将来像の実現を目指す。

■まちをマネジメントする

- 持続可能で魅力ある都市を目指して、既存ストックの適切な維持管理や有効活用等により都市の更新・再生を図る。
- 良好な地域環境を維持・向上するため、地域力の向上を図りつつ、課題解決に向けた取組を促進する。

都市計画マスタープランとSDGsの関係

都市計画マスタープランにおける都市づくりの取組と、SDGsの目指す17の開発目標のうち、特に関連性の高い以下の6つの目標を関連付けることにより、都市づくりの分野における持続可能な開発目標の達成を目指します。



第2章 都市の現状と課題

1. 都市の概況

本市は、六甲山系・北摂山系・大阪湾に囲まれるとともに、関西経済の中心である大阪・神戸の間に位置しています。

その立地特性により、豊かな自然環境を有しながらも道路・鉄道等の交通が至便であり、良好な環境と利便性を兼ね備えた住宅地が広がっています。また、多数の大学等も立地することから、文教住宅都市と称するにふさわしい都市となっています。

第2次計画に当たる新総合計画の策定以降、阪神西宮駅・JR西宮駅周辺と阪急西宮北口駅周辺を都市核に位置付けており、阪急西宮北口駅周辺では都市核にふさわしい都市機能が整ってきています。

交通ネットワークについては、江戸時代に京都・大阪と山陽地方を結ぶ主要街道が、六甲山系や北摂山系を避けて整備されたことから、複数の主要街道が西宮を通り、西宮で合流・分岐していました。このことにより、今でも多くの国道、県道及び高速道路が西宮を通っています。

同様に鉄道も山系を避けて整備されており、明治から大正にかけて現在のJR東海道本線・福知山線、阪神本線、阪急神戸本線が順次開通し、それ以降、南北方向の路線も順次開通しました。

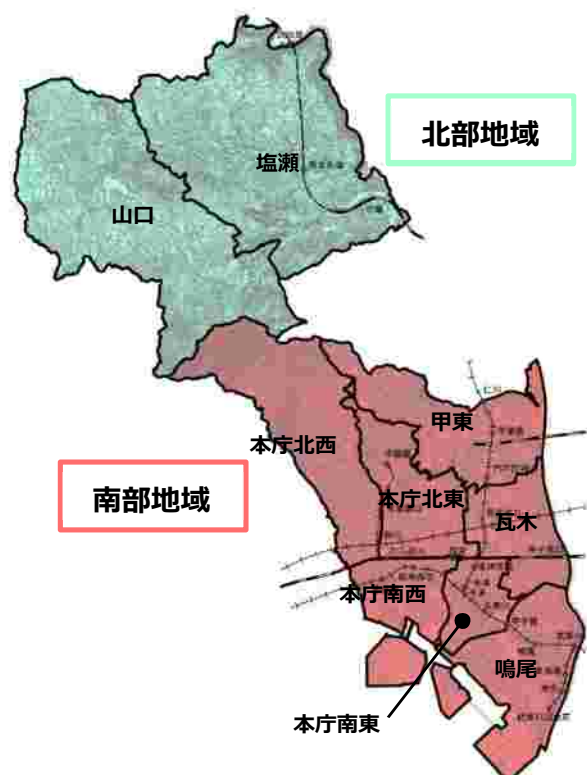
これらの交通ネットワークの整備により、本市は交通の要衝となり、大阪、神戸等の周辺都市との交通アクセスが充実するとともに、市内地域間を結ぶ主要なネットワークの形成にも寄与しています。



※市内の区分

本計画においては、北部地域と南部地域の2地域に区分し、さらに支所単位をベースとして市内を9地区に区分し、必要に応じて、地域や地区ごとの集計・分析等を行います。

9地区の区分けについては、従来から支所を設置している鳴尾、瓦木、甲東、塩瀬、山口の5地区と、本庁地区をJR東海道本線で南北に区分した上で、JR以南については、津門・今津を本庁南東地区、それ以外を本庁南西地区に、またJR以北については、地形的に分かりやすい夙川を境界にして、本庁北東地区、本庁北西地区の4地区としています。

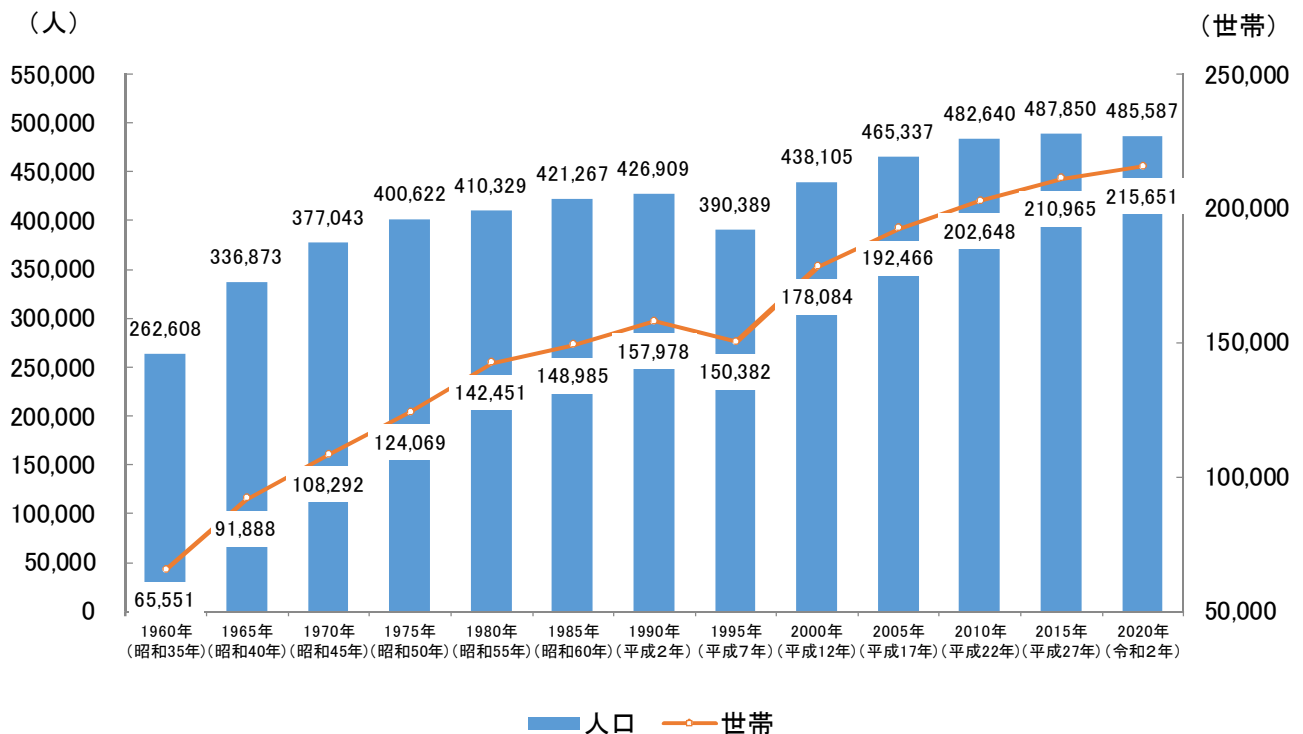


2. 都市の現状

① 人口・世帯数・高齢化率

■これまでの人口及び世帯数の推移（国勢調査）

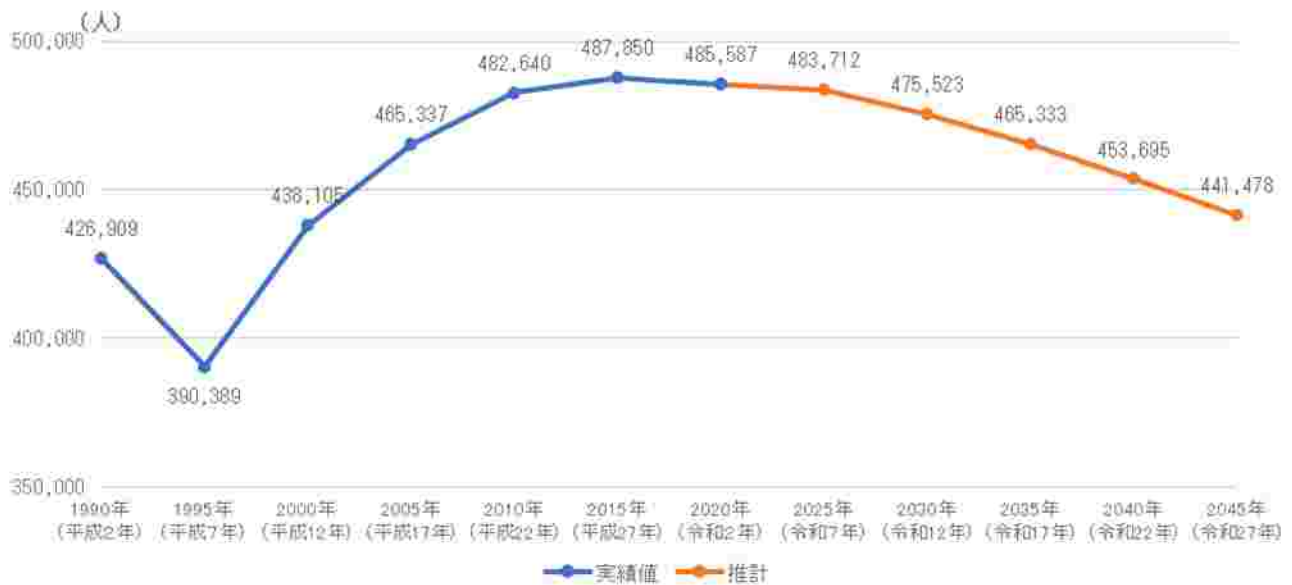
- ・1995年（平成7年）を除き、人口は増加していましたが、2015年（平成27年）において人口増加は鈍化し、2020年（令和2年）には、前回調査時から2,263人減の485,587人と人口は減少に転じています。人口は今後も減少する見込みです。
- ・世帯数については、2015年（平成27年）210,965世帯、2020年（令和2年）215,651世帯と、引き続き増加しています。



出典：総務省「国勢調査」

■将来推計人口

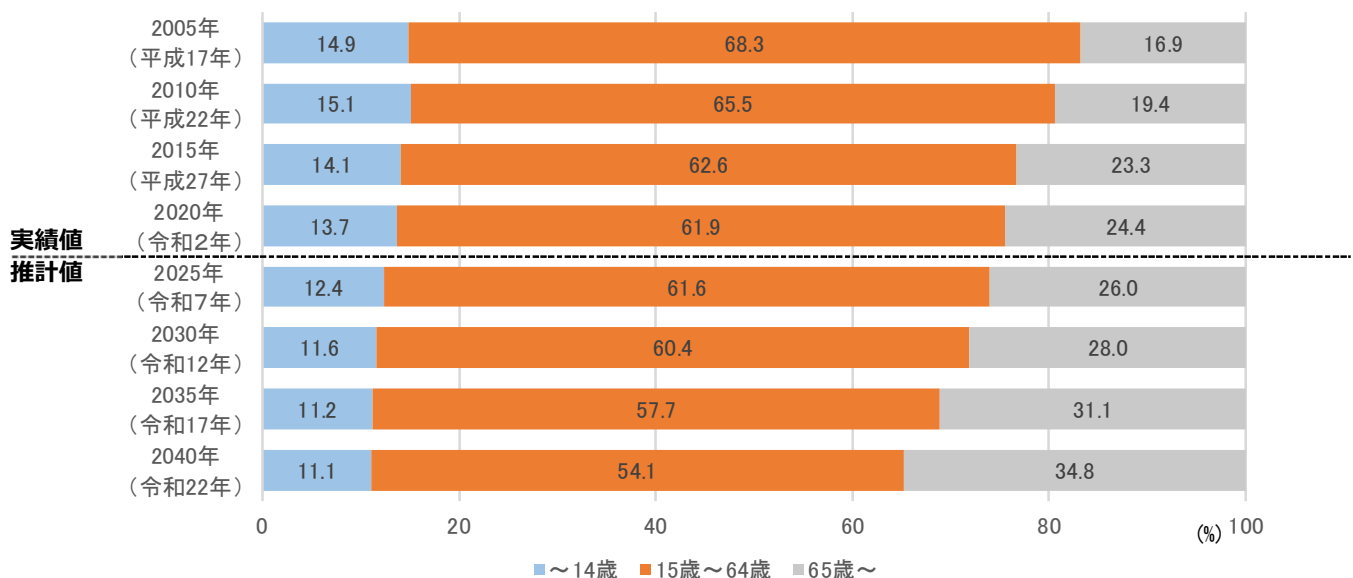
- ・国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計値では2020年（令和2年）まで人口が増加する予測でしたが、令和2年の国勢調査結果では社人研の推計人口を約3,000人下回り、人口減少に突入しています。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は社人研

■年齢3区分の将来推計

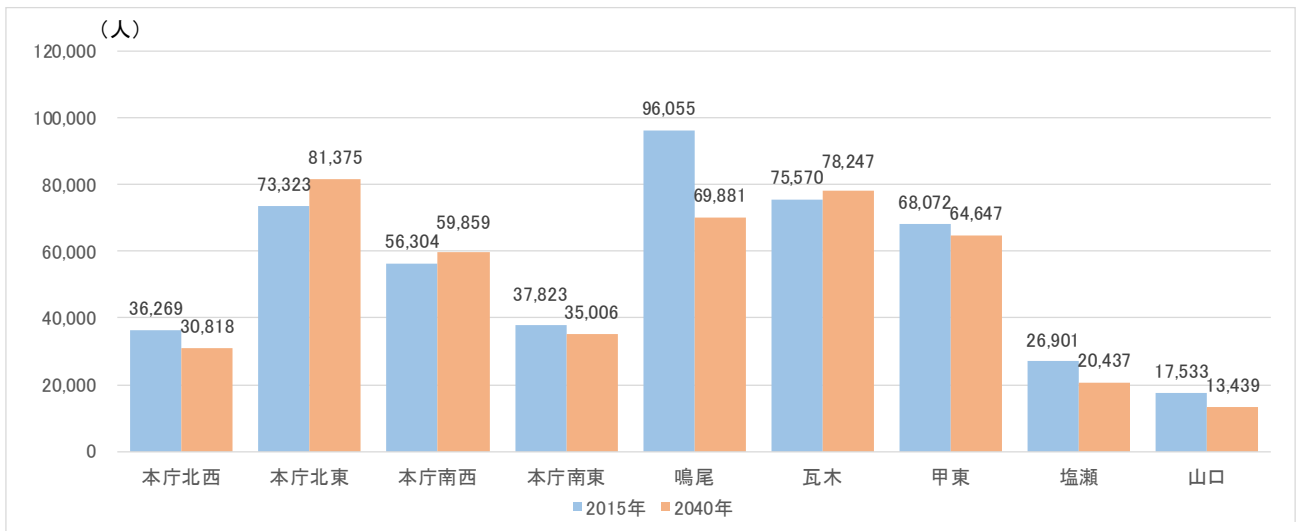
- ・14歳以下の年少人口数は2015年（平成27年）で減少に転じ今後も減少する見込みです。構成比は微減傾向と予測されます。
- ・15歳～64歳の生産年齢人口数は、2010年（平成22年）で減少に転じ、今後は大きく減少する見込みで、市税や公共交通利用等に影響を及ぼすおそれがあります。構成比は調査期間（5年）ごとに2～3%ずつ減少する見込みです。
- ・65歳以上の老年人口数は増加傾向が続いており、2035年（令和17年）には3割を超える見込みです。このため、今後の超高齢社会に備えたまちづくりに取り組む必要があります。



出典：実績値は総務省「国勢調査」、推計値は社人研
 ※実績値については、不詳人口を除く割合

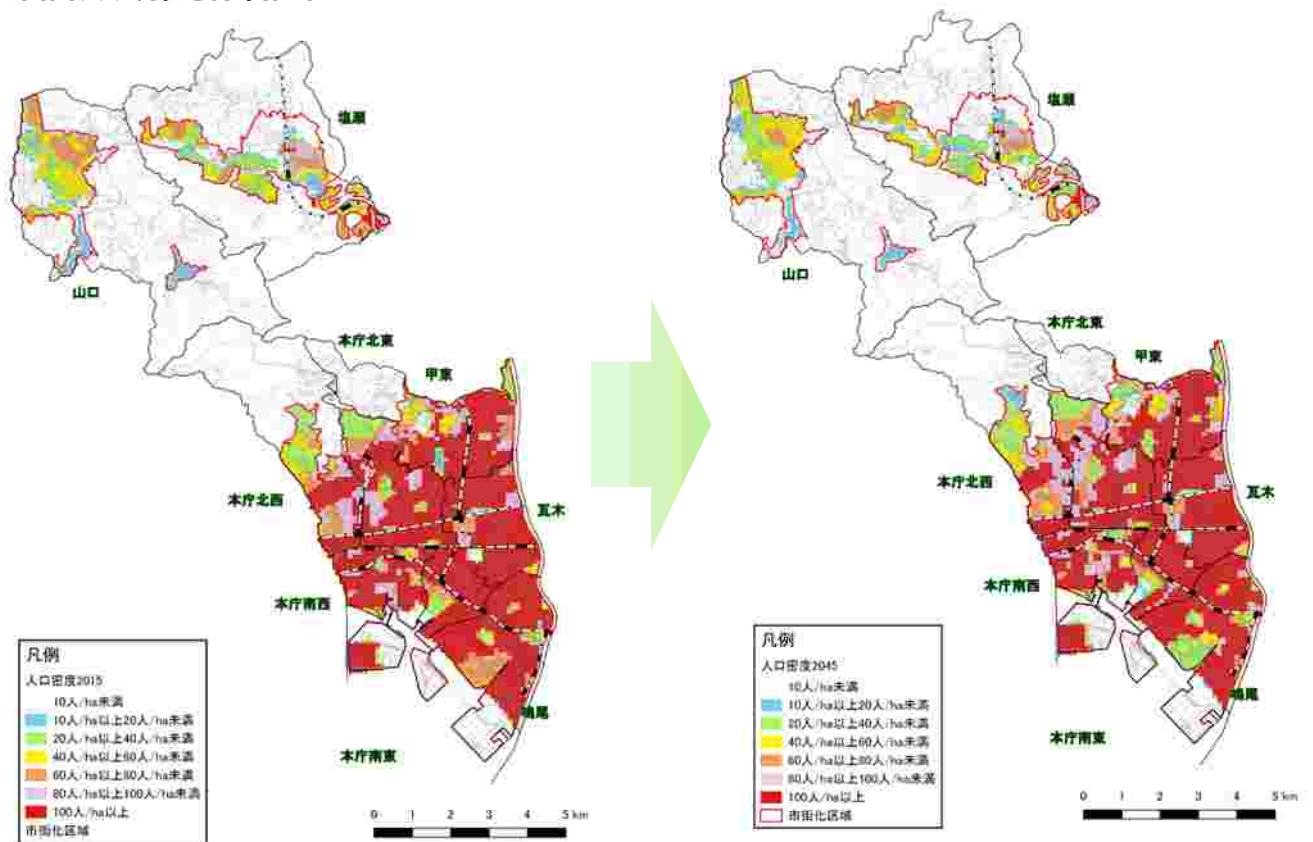
■地域別将来推計人口

- ・2015年（平成27年）では、鳴尾地区の人口数が最も多く、次いで瓦木地区、本庁北東地区となっています。また、塩瀬地区、山口地区が位置する北部地域の人口は、市全体の約10%程度となっています。
- ・2040年（令和22年）では、本庁北東地区、本庁南西地区、瓦木地区の増加が見込まれ、その他の地区は減少が見込まれています。特に、古くに開発された住宅団地を含む鳴尾地区では約26千人、北部地域でも約11千人の減少が見込まれています。



出典：国勢調査、第5次西宮市総合計画

■人口密度の現状と将来推計

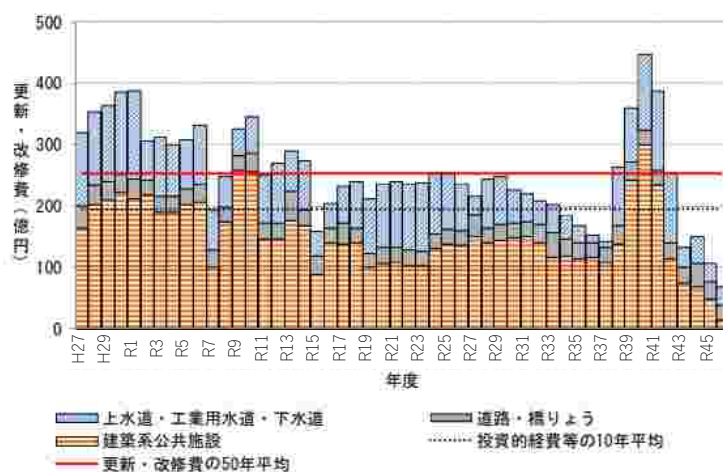


出典：西宮市立地適正化計画

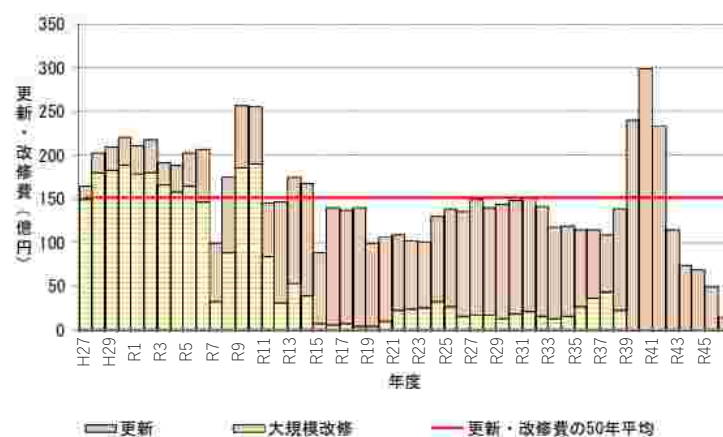
② 公共施設更新費

- ・公共施設等全体の更新等費用は、今後50年間で約1兆2,676億円と見込まれ、平均すると年間約254億円となっています。これは、投資的経費等の過去10年間（平成18～27年）の平均額約194億円と比較すると、約1.3倍の金額となります。
- ・さらに、上記に見込んでいない廃棄物処理施設、上下水道施設などのプラント等の更新・改修費用を考慮すると、現在市が保有している公共施設等を現状と同じ規模で更新した場合、非常に大きな財政負担が生じることになります。
- ・全体としては老朽化した施設の更新時期の到来により、今後20年間の更新等費用が大きくなる傾向が見られ、また、阪神・淡路大震災後に整備された施設の更新時期の到来により、40年後以降においても更新等費用が大きくなる傾向が見られます。

■更新・改修費用の推計（公共施設全体）



■更新・改修費用の推計（建築系公共施設）



出典：西宮市公共施設等総合管理計画

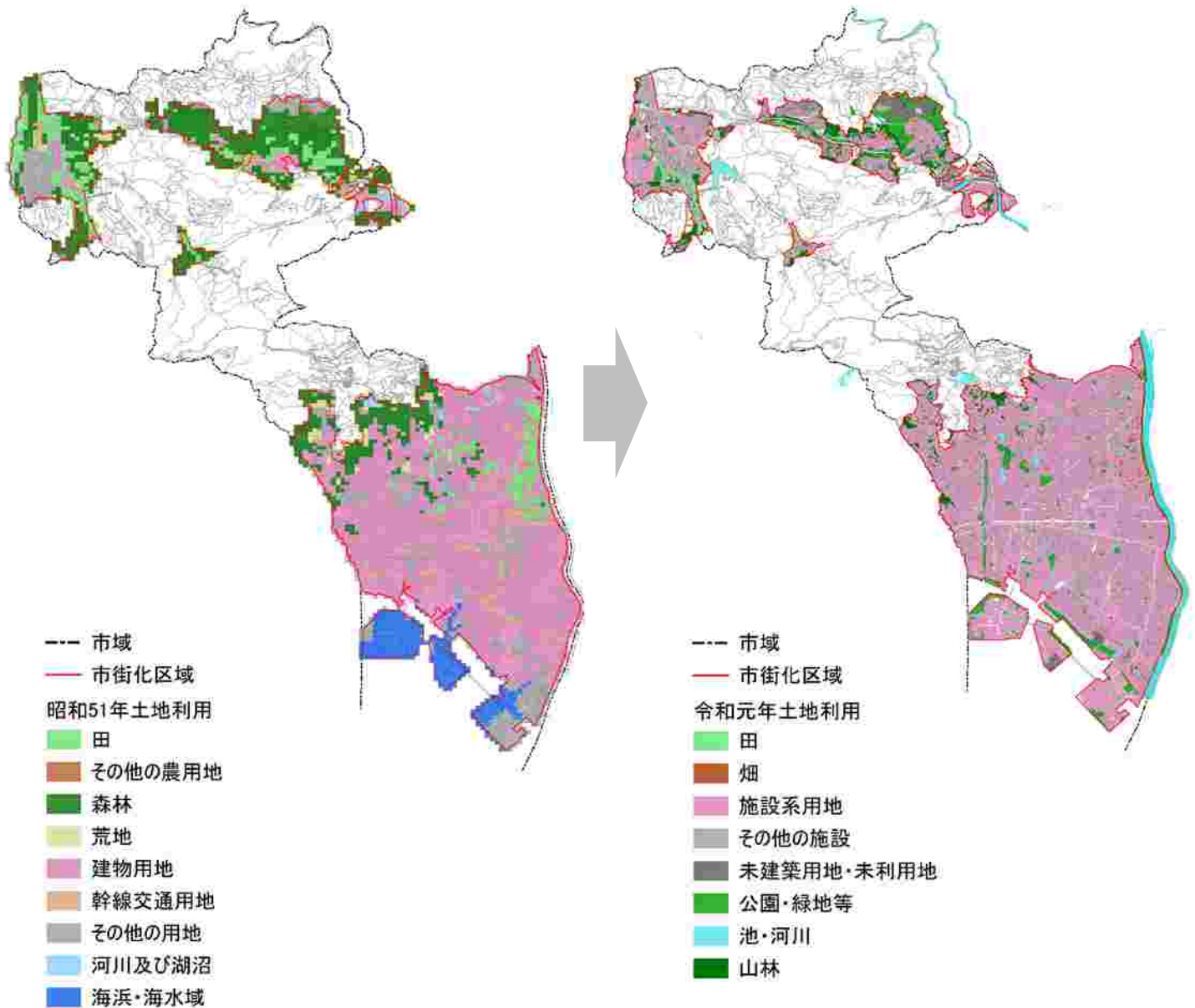
③ 土地利用

■土地利用の変遷

- ・1976年（昭和51年）では、北部地域において、住宅団地の開発はほとんど行われておらず、集落が点在しています。南部地域では、既に一定の市街化が進んでいますが、阪急神戸本線以北においては、まとまった面積で田畑が残っています。
- ・2019年（令和元年）では、北部地域において、計画的な住宅団地の開発により市街化されています。南部地域では、市街化がさらに進み、田畑の面積が減少しています。また、西宮浜や甲子園浜等の埋立地で市街地が拡大しています。

1976年（昭和51年）

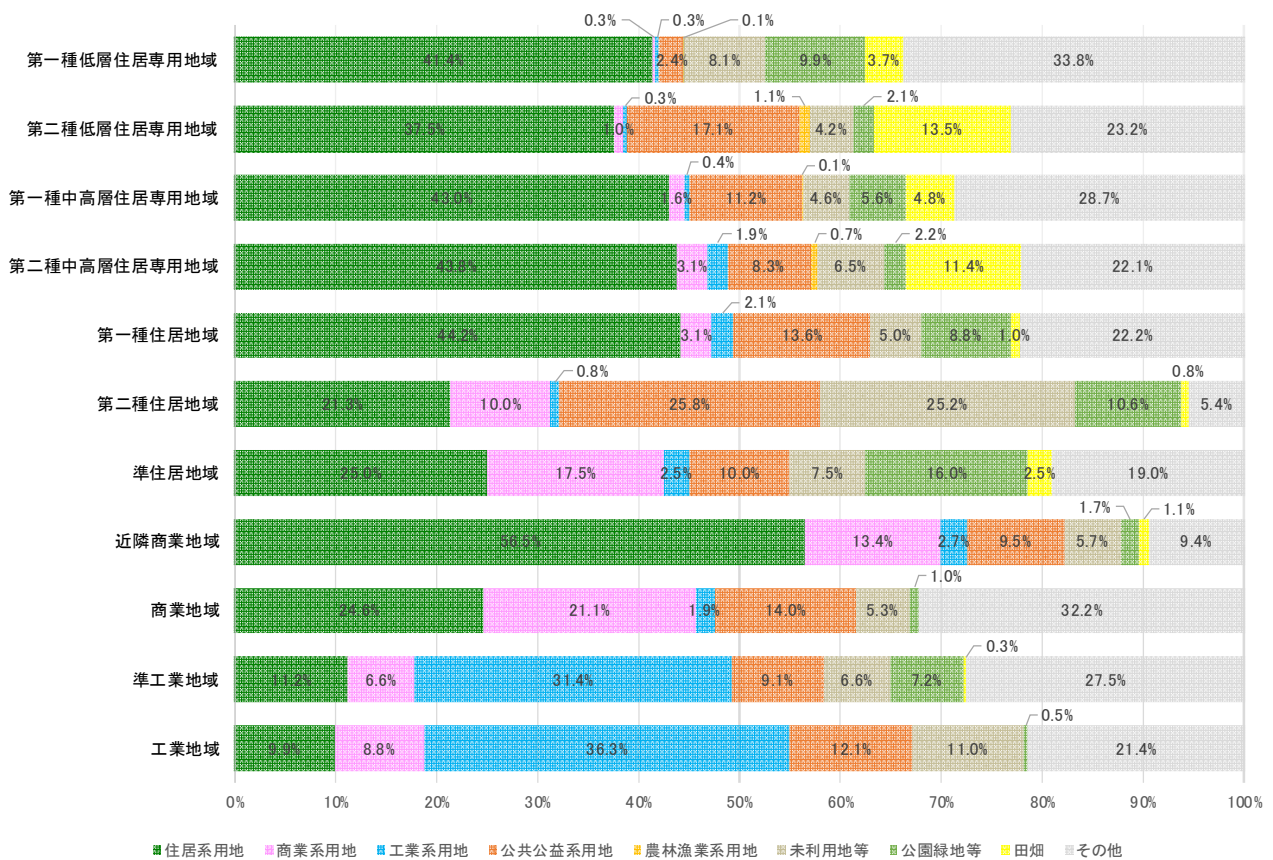
2019年（令和元年）



出典：国土数値情報
都市計画基礎調査

■用途地域と土地利用現況の比較

- ・住居系用途地域では、第二種住居地域と準住居地域を除き 40%程度が住居として利用されています。
- ・近隣商業地域の商業利用が約 13%にとどまっており、住居利用が近隣商業地域で約 56%、商業地域は約 25%となっています。拠点となる鉄道駅周辺においては、都市機能の向上や賑わい空間の創出に努める必要があります。
- ・準工業地域、工業地域において住居利用が、それぞれ約 11%、約 10%となっています。住宅地が混在する地域においては、操業環境と住環境の共存に努める必要があります。

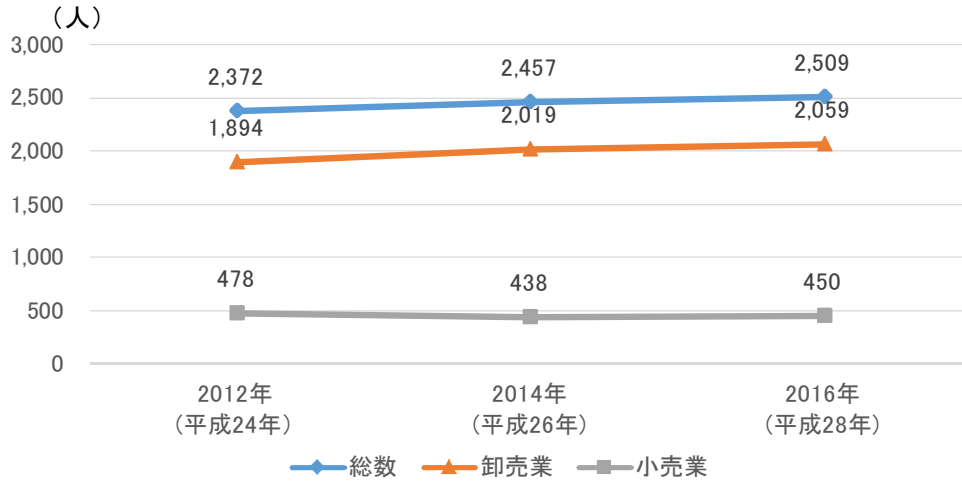


出典：都市計画基礎調査（令和元年）

④ 産業（商業・工業・都市農地）

■商業（事業所数）の推移

・事業所総数は増加傾向にあり、小売業は増加傾向、卸売業は概ね横ばいの傾向にあります。

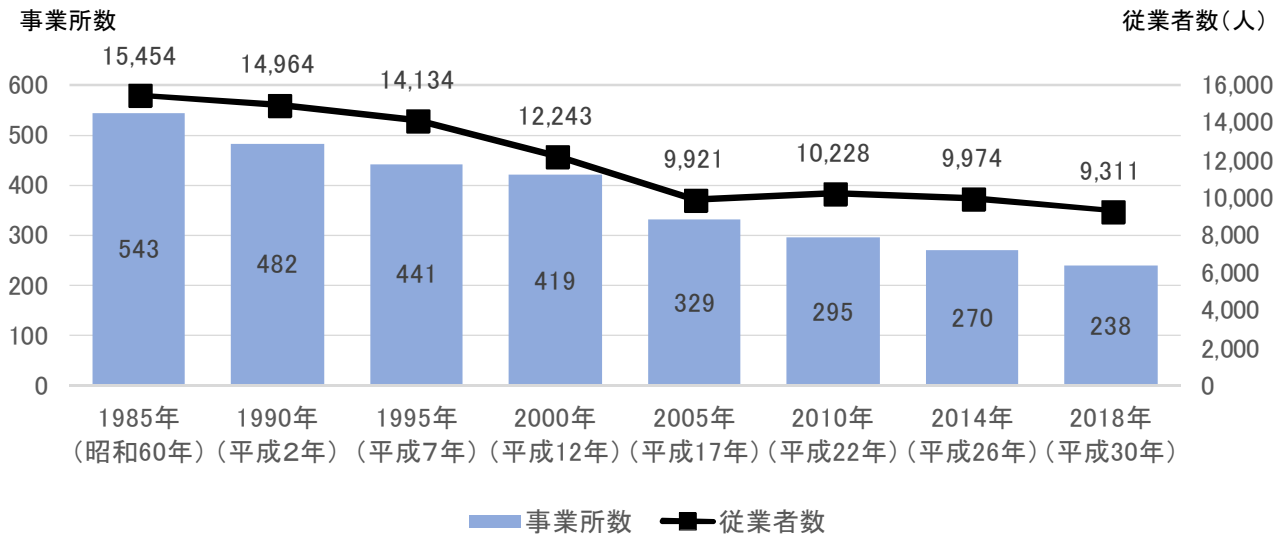


出典：経済センサス調査

注：2012年以前は調査内容が異なるため、経済センサス調査としている。

■工業（事業所数、従業者数）の推移

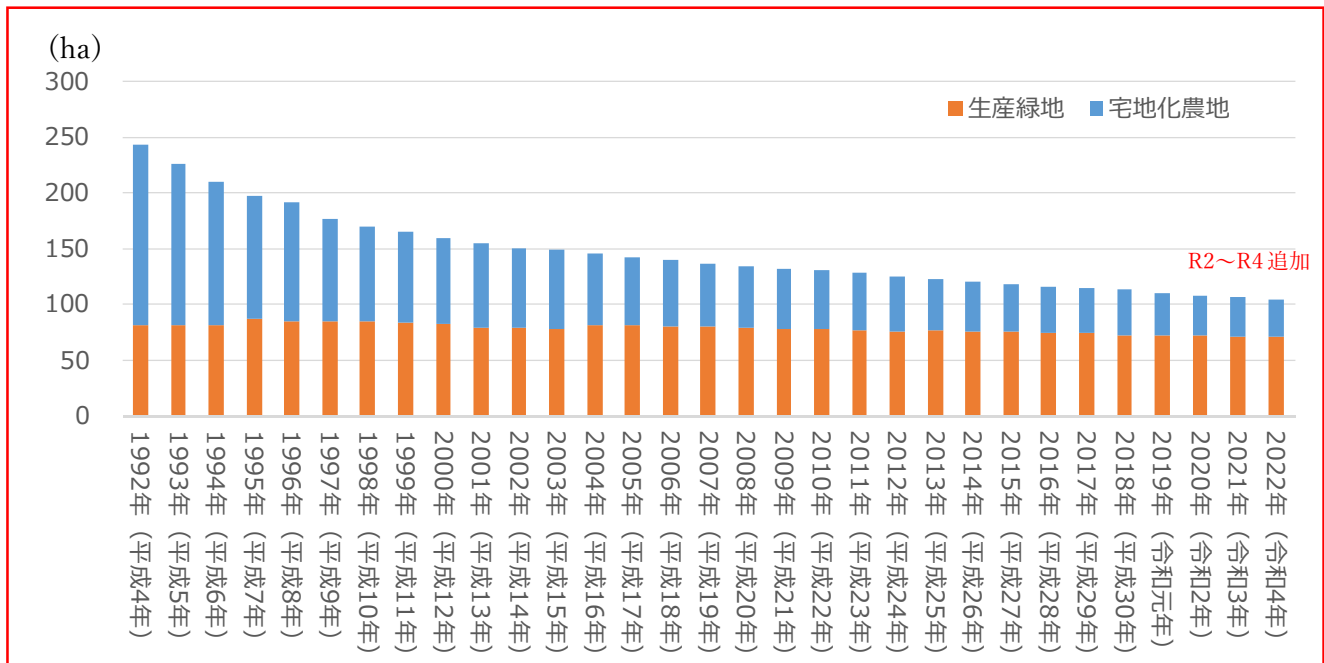
・1985年（昭和60年）以降の事業所数、従業者数は、減少傾向にあります。



出典：工業統計調査

■都市農地の変遷

- ・本市では、1992年（平成4年）に生産緑地地区の指定が開始され、市街化区域内の農地は、農地として保全する生産緑地と宅地化農地に区分されました。
- ・1992年（平成4年）以降、宅地化農地は大きく減少していますが、生産緑地の減少幅は緩やかになっています。
- ・2015年（平成27年）に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へと、その位置づけが大きく転換されています。

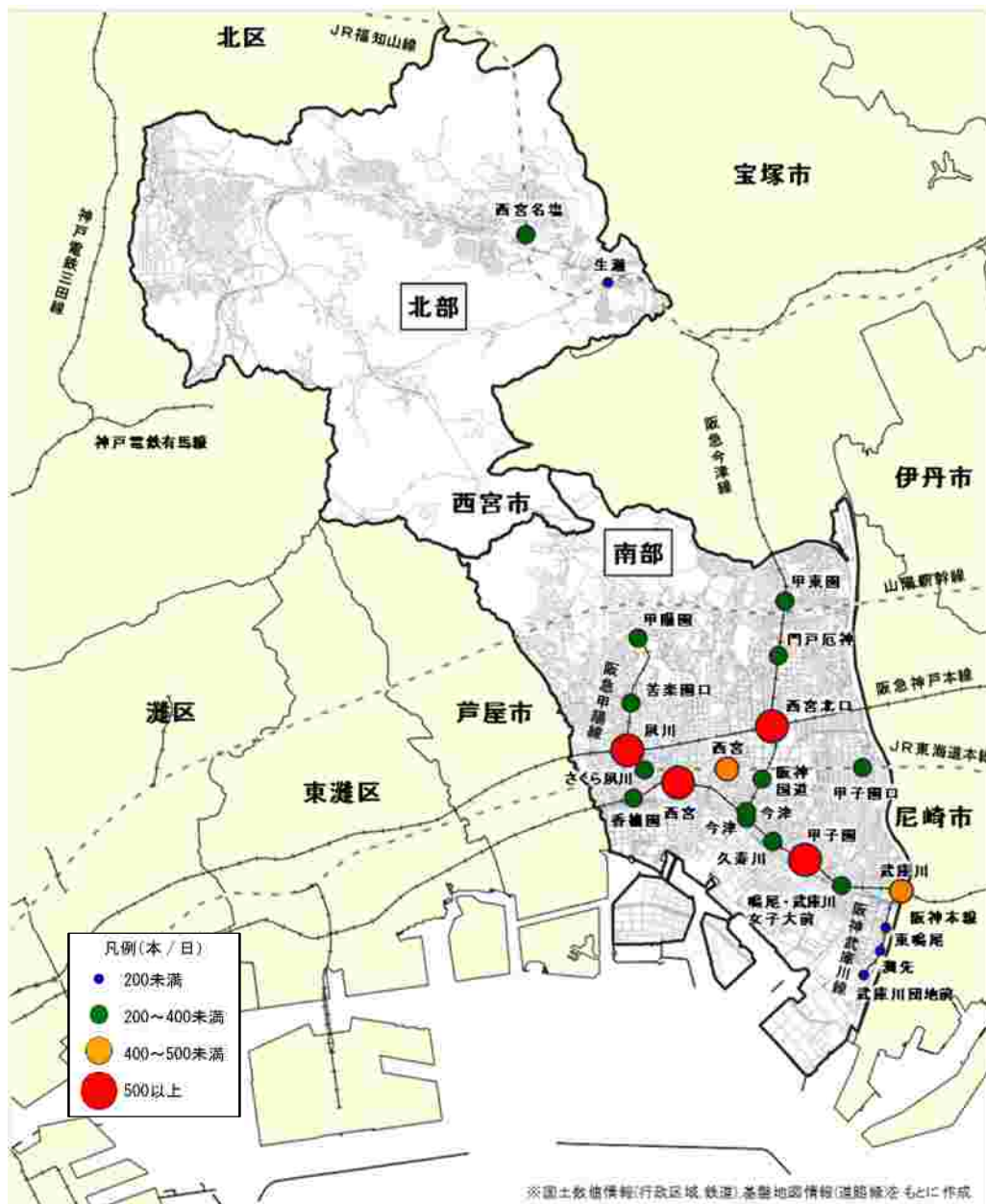


出典：西宮市資料

⑤ 交通

■鉄道路線と鉄道駅の平日1日当たり運行本数及び乗降客数

- ・南部地域では、本線として東西方向に JR 東海道本線、阪急神戸本線、阪神本線、支線として南北方向に阪急甲陽線・今津線、阪神武庫川線が整備されています。北部地域では、東側の塩瀬地区に JR 福知山線が整備されていますが、西側の山口地区には鉄道がなく、最寄りの鉄道は神戸市内を運行する神戸電鉄三田線・有馬線となっています。
- ・鉄道駅は市内に 23 駅あり、阪急西宮北口駅、阪急夙川駅、阪神西宮駅、阪神甲子園駅では平日1日当たりの運行本数が 500 本以上あり、次いで JR 西宮駅、阪神武庫川駅では平日1日当たりの運行本数が 400 本以上となっています。特に特急、快速などが停車する駅で運行本数が多くなっています。
- ・1日当たりの乗降客数は、阪急西宮北口駅が最も多く、次いで阪神甲子園駅、阪神西宮駅となっています。

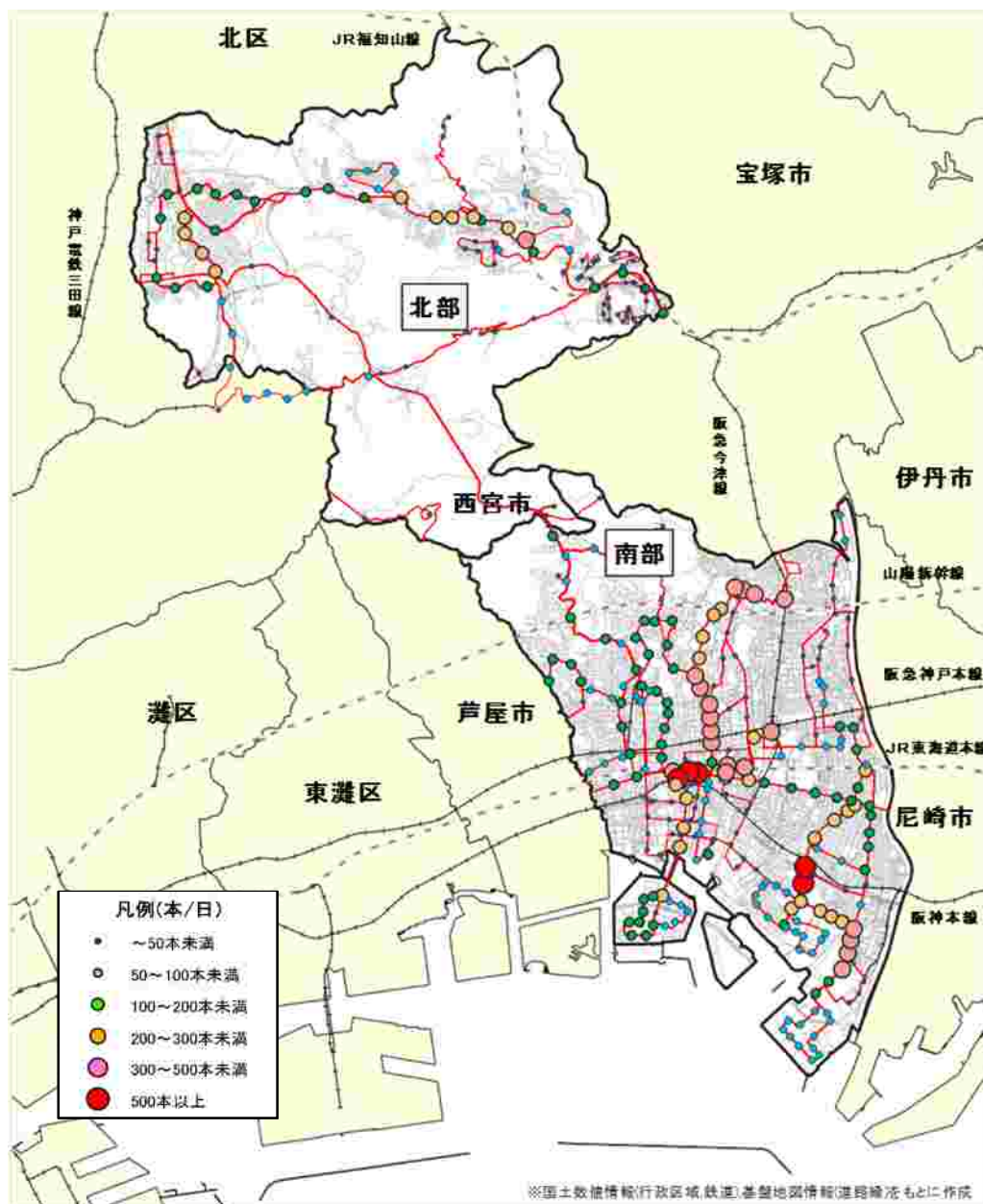


西宮市の鉄道路線と鉄道駅の平日1日当たり運行本数（令和元年）

出典：西宮市都市交通計画

■バス路線とバス停の平日1日当たり運行本数

- ・2019年（令和元年）におけるバス路線は、鉄道網を補完するように概ね市域全体で整備されています。
- ・2009年度（平成21年度）から北部の山口地区と南部市街地を直接連絡する基幹交通として、市が事業主体の役割を担いさくらやまなみバスを運行しています。
- ・バスの運行本数は、阪神西宮駅、JR西宮駅、阪神甲子園駅付近のバス停やそれらの鉄道駅に接続する主要路線のバス停で多くなっている一方、平日1日当たりの運行本数が50本（7時～22時の15時間で平均すると1時間3本程度）未満のバス停も存在しています。
- ・バス停までの距離がある地域や地形的に高低差が大きい地域などのバスの利用が不便な地域が存在しています。
- ・運転士の高齢化や大型二種免許保有者の減少が進んでおり、運行本数の維持が困難となってきています。



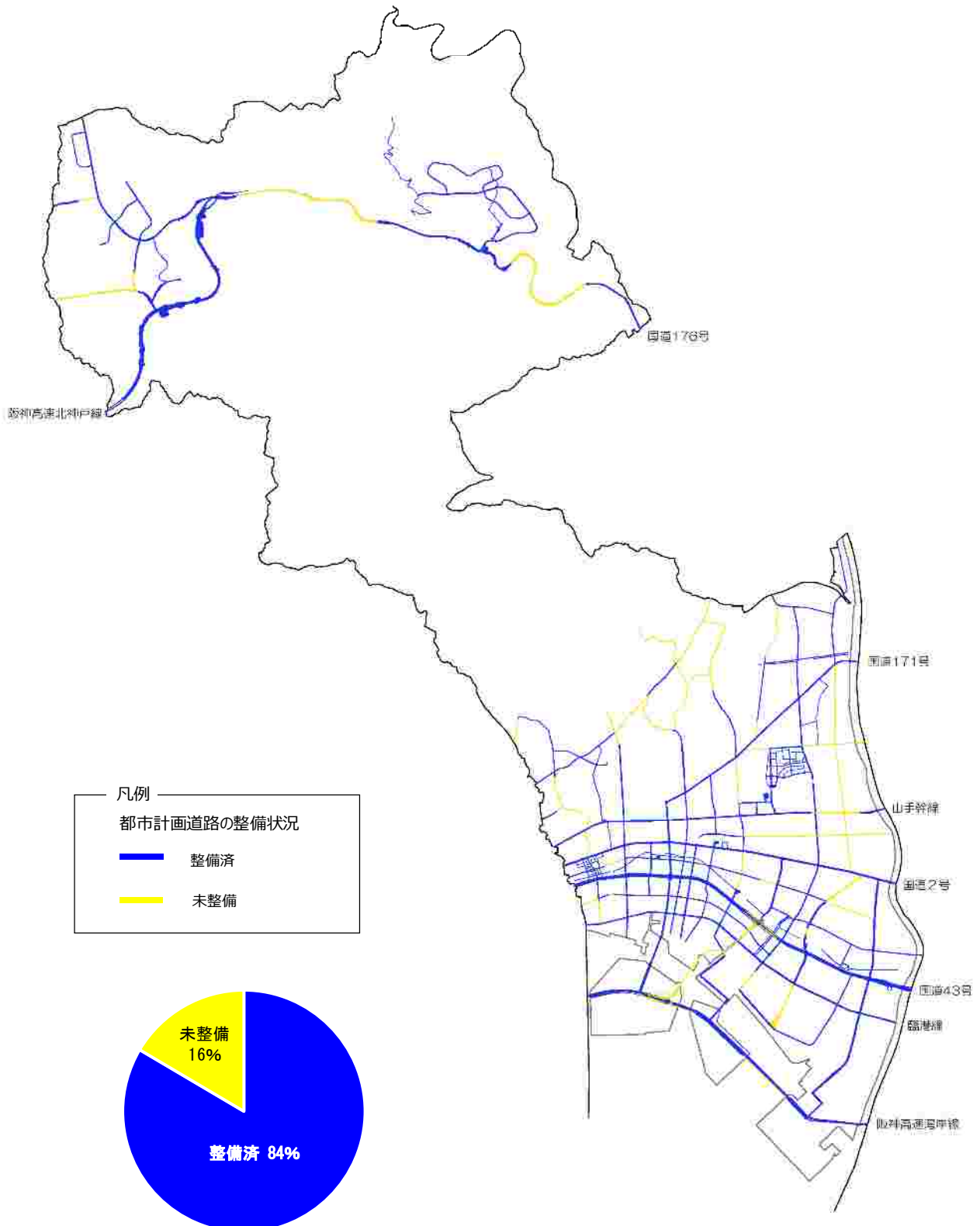
バス路線及び平日1日当たり運行本数（令和元年）

出典：西宮市都市交通計画

⑥ 都市計画施設（道路・公園）

■都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、1946年（昭和21年）に戦災復興都市計画において計画決定された後、社会情勢の変化等を踏まえ、計画の追加・変更などの見直しが行われ、2022年（令和4年）3月末現在、計画延長約183.2kmのうち約84%の153.3kmが整備済みとなっています。

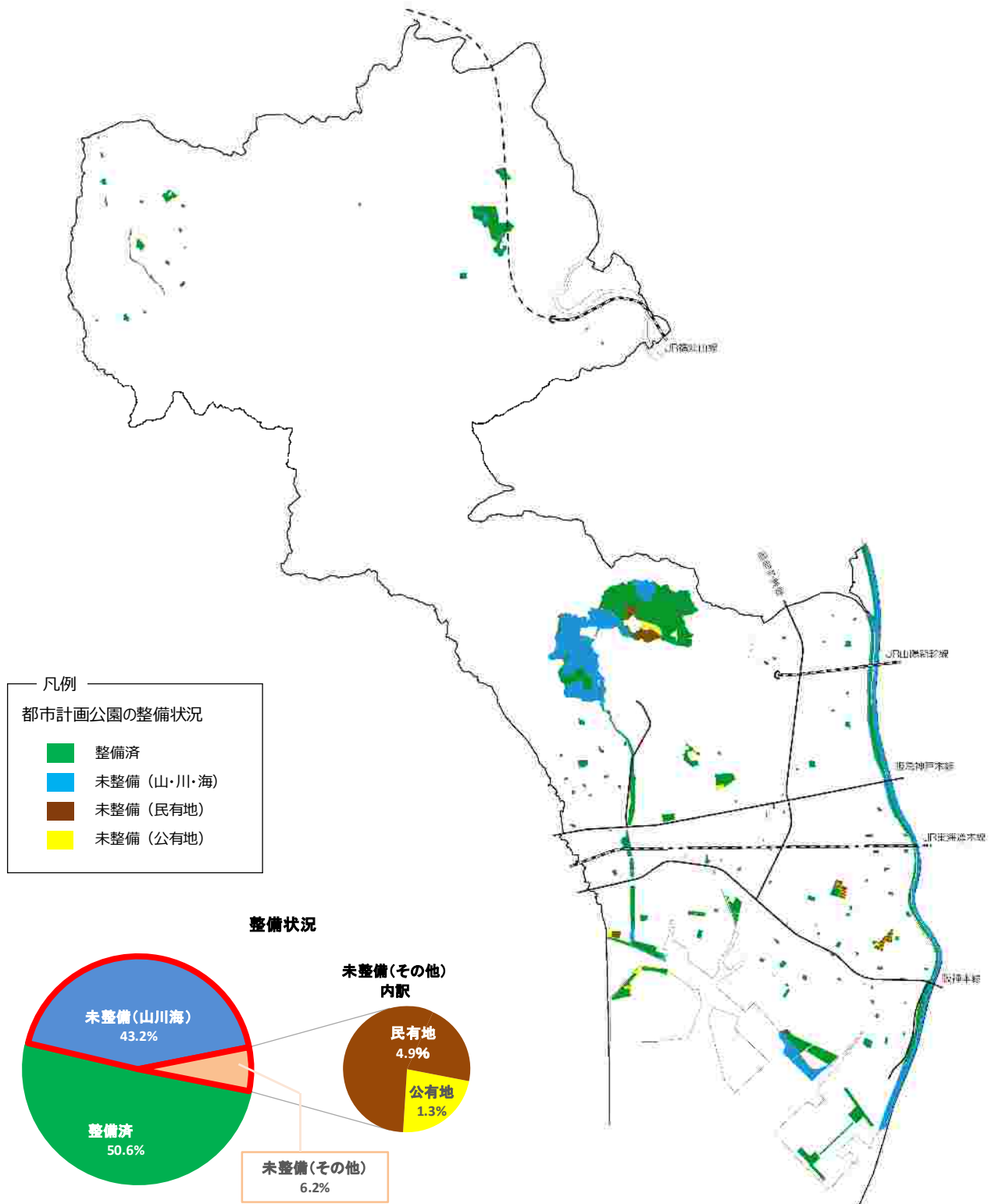


(令和4年3月末時点)

■都市計画公園の整備状況

都市計画公園・緑地は総面積約512haのうち約50%（約253ha）が未整備となっています。公園・緑地はレクリエーション機能のほか、環境保全や防災など多面的機能を有することから、整備の推進や適切な維持管理に取り組む必要があります。

未整備区域の大半は川や山間部などの自然地となっており、現状でも公園・緑地の一部として自然環境の保全や景観形成などの機能を有していますが、その他の民有地を含む6.2%の未整備区域が課題となっています。長期未整備公園については、必要に応じて区域の変更や廃止を含めた計画の見直しが必要です。

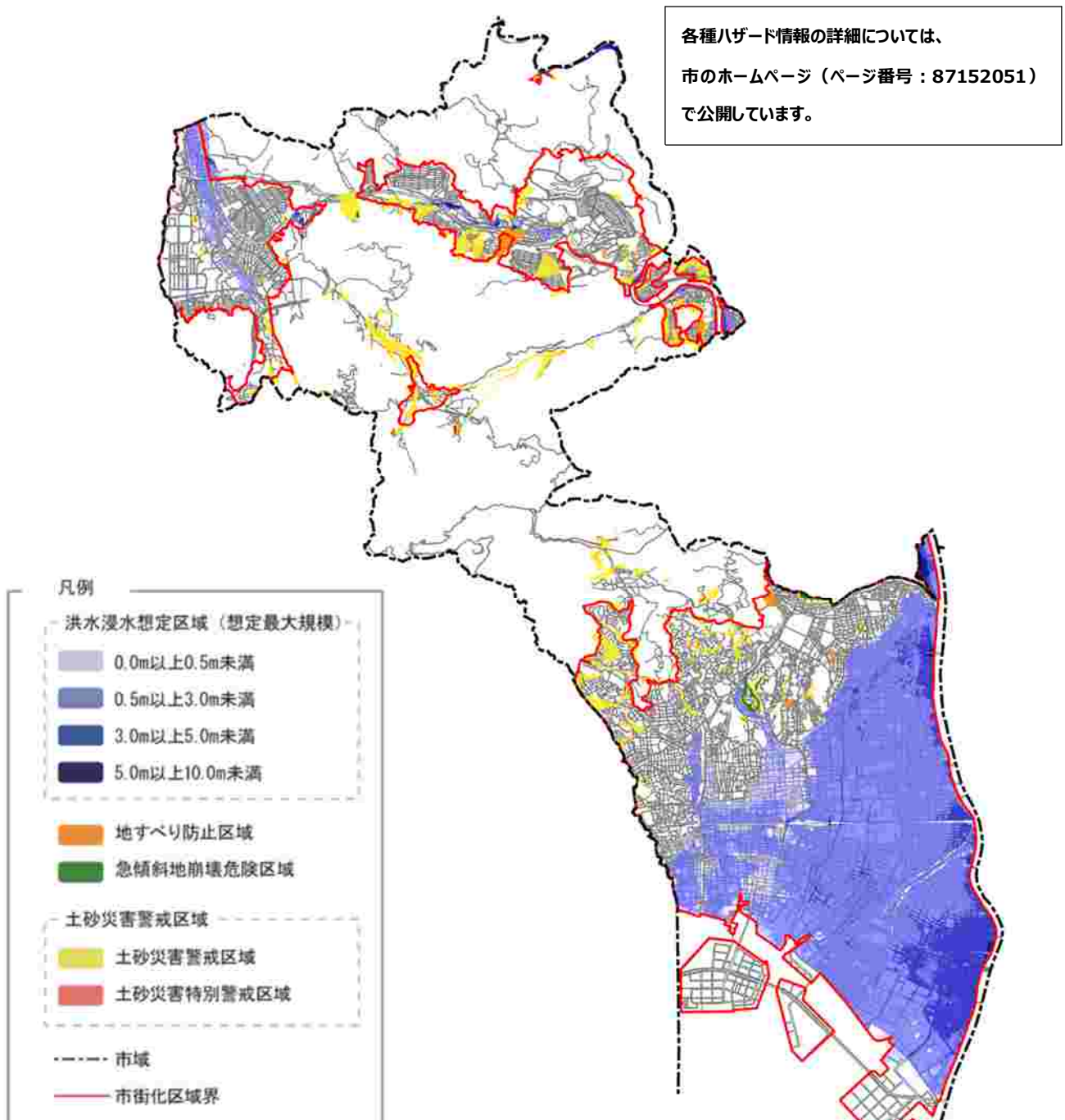


(令和4年3月末時点)

⑦ 災害リスク

市街化調整区域内だけでなく、市街化区域内においても、土砂災害特別警戒区域等に指定されている区域や、洪水、高潮、津波の浸水想定区域があります。なお、浸水想定区域については、円滑かつ迅速な避難などを目的として、想定される最大規模の災害リスクを示すために公開されているものです。

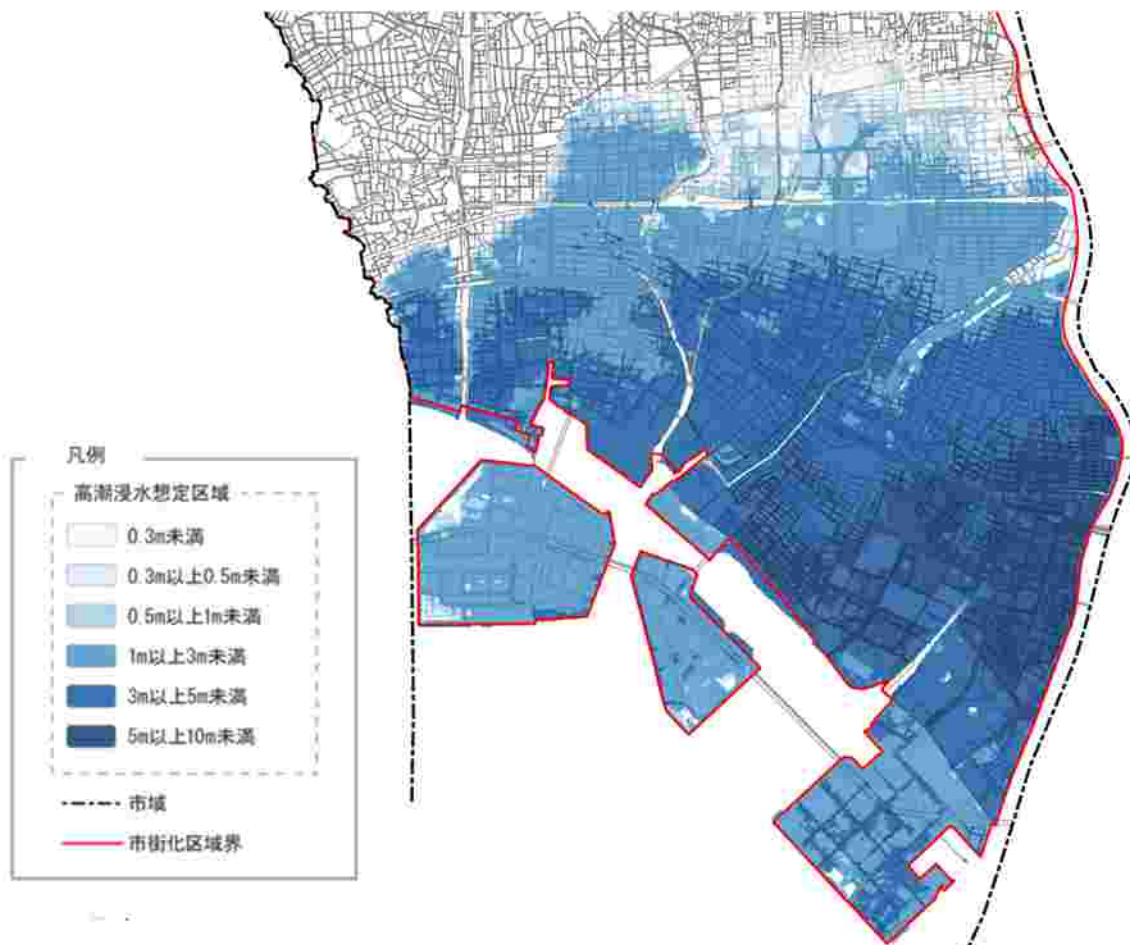
災害リスクがある地域においては、一定の災害リスクに対して施設整備による対策を進めるとともに、施設では防ぐことができないような規模の災害リスクに対しては、警戒避難体制の充実や防災意識の更なる向上等に取り組むなどソフト面での対策を図る必要があります。



出典：洪水浸水想定区域（想定最大規模）※ 兵庫県オープンデータ
上記以外 国土数値情報（令和3年3月末時点）

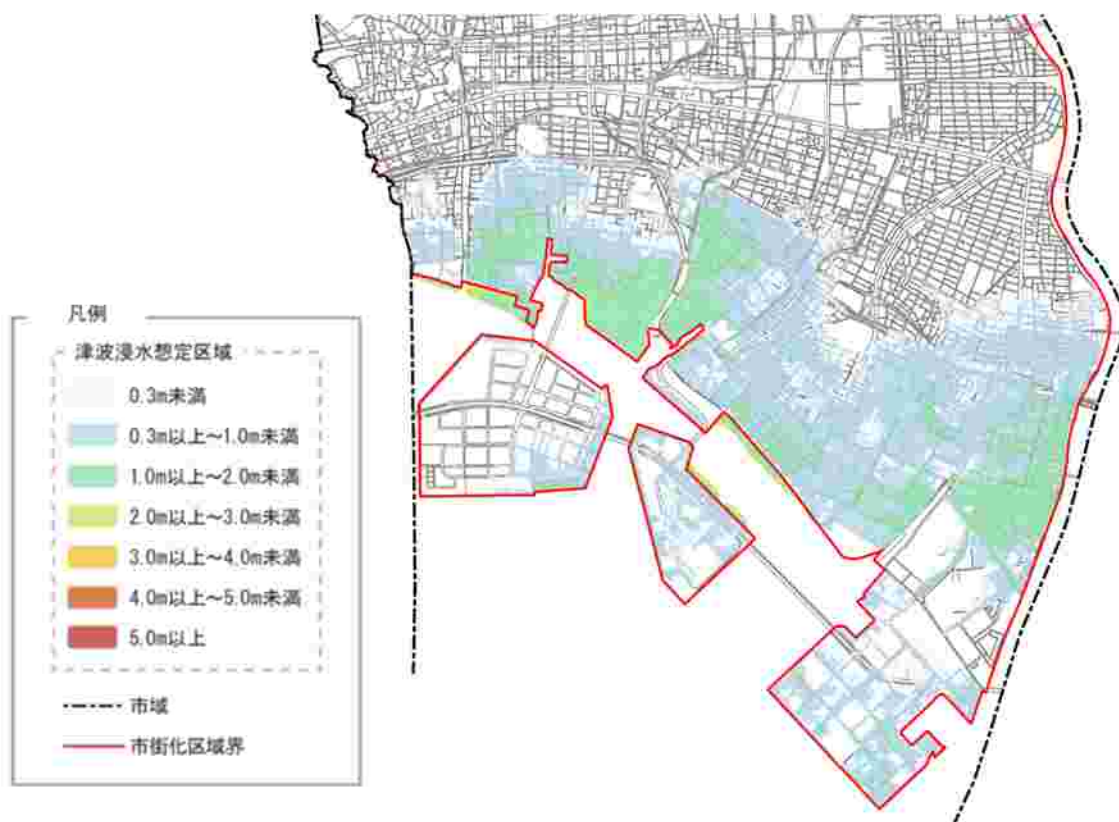
※武庫川、有馬川、夙川、東川などの二級河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）を表示しています。

土砂災害、洪水浸水想定（想定最大規模）



高潮浸水想定区域（想定最大規模）

出典：国土数値情報（令和2年度）



津波浸水想定区域（南海トラフ巨大地震）

出典：兵庫県オープンデータ（平成27年3月末）

3. まちづくりに対する意識

① 市民アンケート調査

2017年度（平成29年度）に5,000名の市民を対象とした、「第5次総合計画に関する市民アンケート調査」結果の概要は次のとおりです。（回収数1,769名、回収率35.4%）

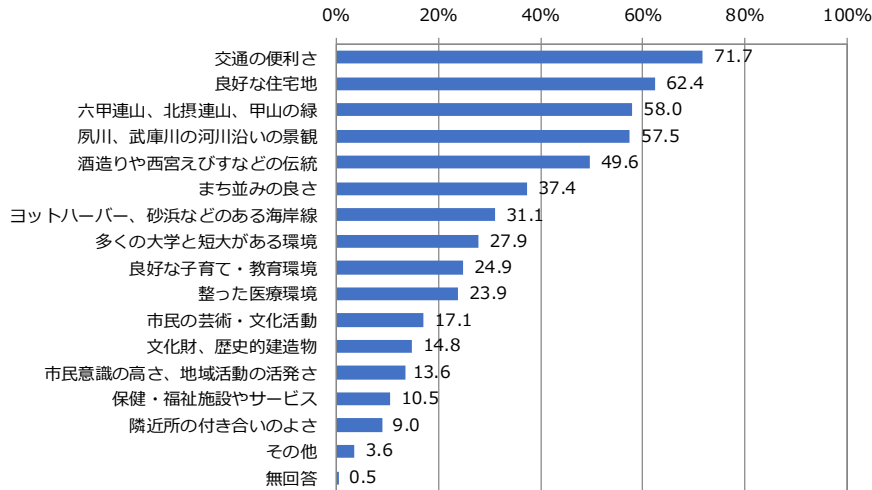
（まちの良さについて）

- 「交通の便利さ（71.7%）」が最も多く、次いで「良好な住宅地（62.4%）」となっています。また、3位は「六甲連山、北摂連山、甲山の緑（58.0%）」、4位は「夙川、武庫川の河川沿いの景観（57.5%）」となっており、交通便利性や水と緑豊かな住環境がまちの魅力となっていることがうかがえます。

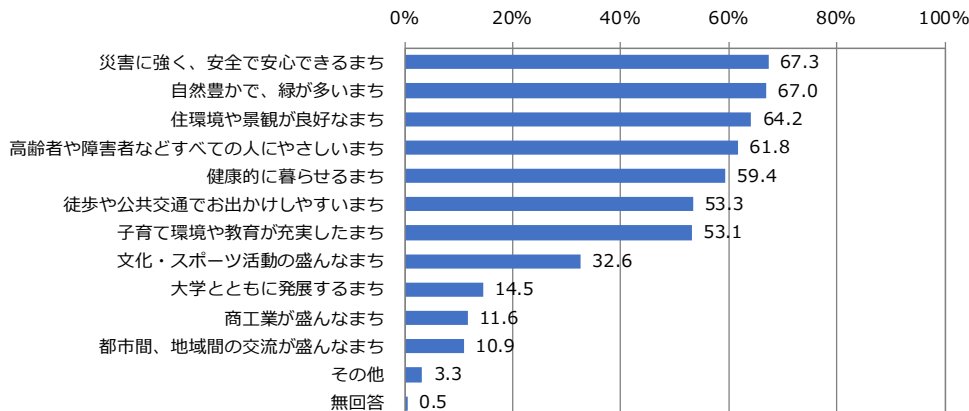
（都市の将来像について）

- 「災害に強く、安全で安心できるまち（67.3%）」と「自然豊かで、緑が多いまち（67.0%）」がほぼ同数で1位と2位を占めており、災害への対応や緑の保全が求められています。
- 「住環境や景観が良好なまち（64.2%）」が多く、良好な住宅地環境や景観の維持・向上が求められています。
- 「高齢者や障害者などすべての人にやさしいまち（61.8%）」、「健康的に暮らせるまち（59.4%）」、「子育て環境や教育が充実したまち（53.1%）」が多く、少子・高齢社会への対応や文教住宅都市として教育環境の更なる向上が求められています。
- 「徒歩や公共交通でお出かけしやすいまち（53.3%）」も多く、公共交通ネットワークの充実が求められています。

まちの良さについて（複数回答）



都市の将来像（複数回答）



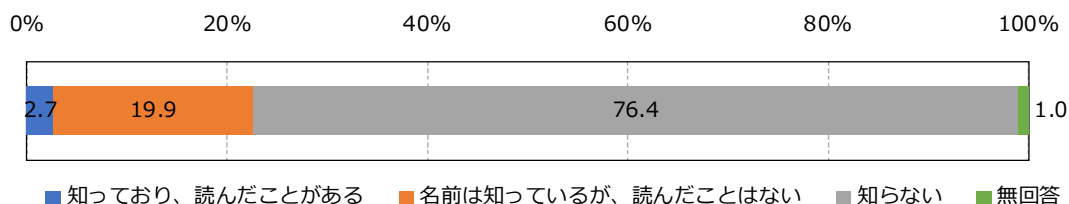
② 令和2年度市政モニター調査

実施時期：2020年（令和2年）10月 回答者数：407人

■ 都市計画に対する認知度

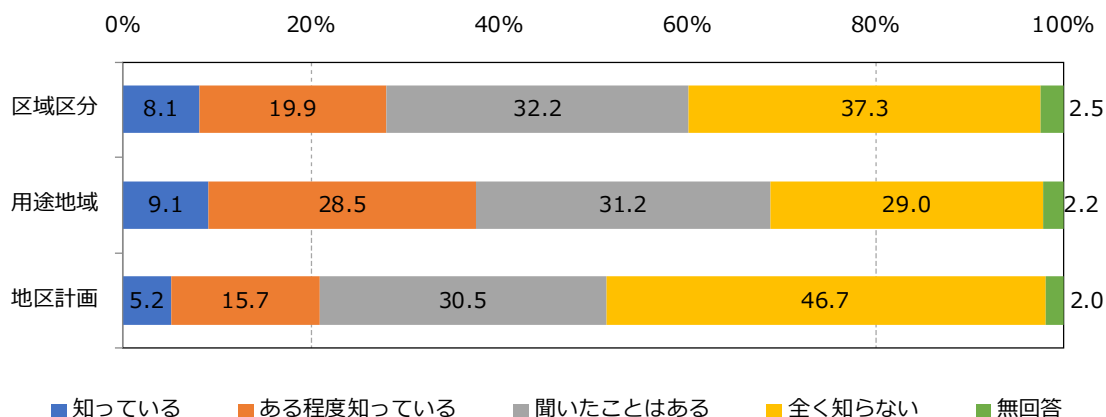
1) 都市計画マスタープラン

・都市計画マスタープランの内容までの認知度は約3%となっています。



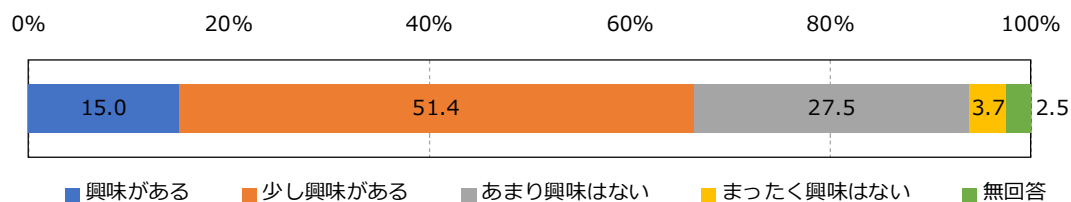
2) 都市計画制度

・「知っている」と「ある程度知っている」と回答した方の割合は、用途地域が約38%で最も高く、次いで区域区分が約28%となっています。



■ 都市計画への関心

都市計画に対して「興味がある」、「少し興味がある」と回答した方の割合は、約66%となっており、用途地域等の都市計画制度の認知度と比較して高くなっています。



回答の理由について（自由意見を分類して集計）

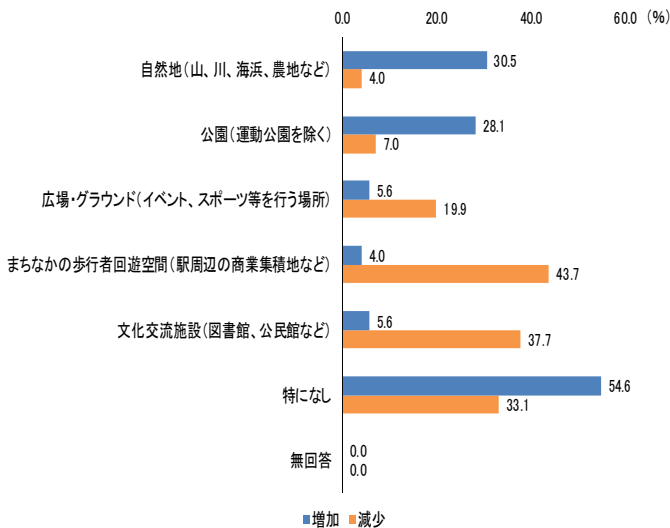
興味がある理由（回答が多い順）	興味がない理由（回答が多い順）
「住み続けたい・住んでいる場所であるから」	「自分には関係ない、周りのことは気にならない」
「住みやすいまち・環境になって欲しい」	「現状に不満がない」
「都市計画について知りたい」 など	「内容が分からない」 など

③ 令和3年度市政モニター調査

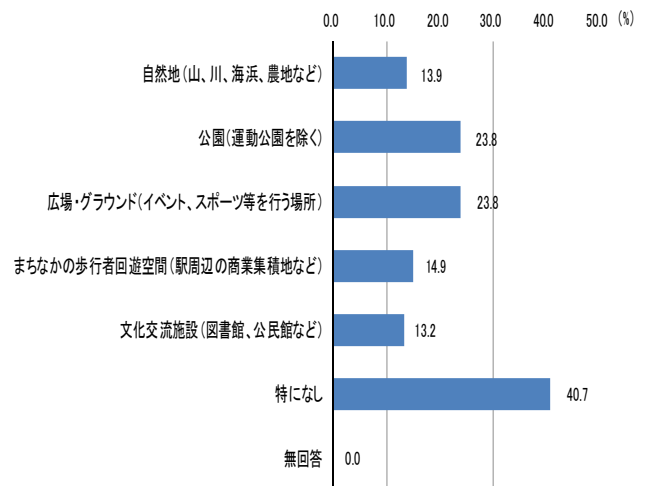
実施時期：2021年（令和3年）11月 回答者数：302人

■ コロナ禍において利用する頻度が増加又は減少した公共空間、不足していると感じる公共空間

コロナ禍において利用頻度が増加した公共空間は、特になしと回答された方の割合が最も多く、次いで自然地、公園となっています。一方、コロナ禍において利用頻度が減少した空間は、広場・グラウンド、まちなかの歩行者回遊空間、文化交流施設となっています。



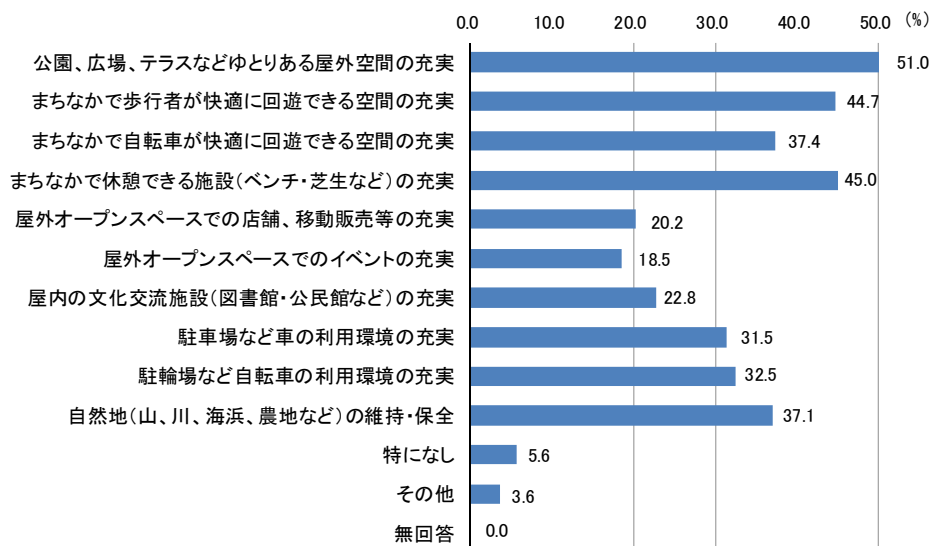
コロナ禍における公共空間の利用状況



不足していると感じる公共空間

■ 今後の公共空間の整備・活用において重要なもの（複数回答）

- ・「公園、広場、テラスなどゆとりある屋外空間の充実」の割合が最も高く、次いで「まちなかで休憩できる施設」、「まちなかで歩行者が快適に回遊できる空間の充実」等となっており、快適な空間づくりが求められています。
- ・そのほか、「まちなかで自転車が快適に回遊できる空間の充実」、「駐輪場など自転車の利用環境の充実」、「駐車場など車の利用環境の充実」も多く、移動しやすい環境づくりも求められています。



4. まちづくりの主要課題 (第5次西宮市総合計画)

第5次西宮市総合計画では、時代認識、これまでのまちづくり、人口推計、市民アンケート等により把握した都市の印象や都市の将来像を踏まえ、まちづくりの主要課題として次の6項目を定めています。

1. 住宅都市としての価値を未来に引き継ぐ

- 良好な住環境や風光明媚で生物多様性の豊かな自然環境を有し、個性的で美しい景観を備えた都市・西宮を、大切に守り、更にこの価値を高めながら、未来の世代へと引き継いでいく必要があります。
- 近年、市街地中心部で人口が増加し、市街地周辺部や郊外で人口が減少する傾向が続いており、各地域において、人口と公共施設等のバランスや空き家の増減傾向なども考慮しながら、安心して住み続けられる環境を維持していく必要があります。

2. 子供の育ちを応援し、子育てしやすい環境をつくる

- 全ての子供が心身ともに健やかに、たくましく育つような、また、家庭だけでなく、地域全体で子供の育ちを応援できるような世の中であることが求められています。
- 保育所待機児童の解消に取り組むとともに、多様化・高度化する発達支援ニーズへの対応など喫緊の課題に向けて、福祉・教育・保健・医療等の連携を強めていく必要があります。

3. 自助と共助(互助)の考えで地域のきずなを強め、地域共生の社会に向かう

- 少子高齢化の進行により税収の伸びが見込めない一方で、福祉や子育て支援などの行政需要の増大が予測される状況では、行政による公助のみで全ての需要に対応することは非常に困難となります。
- 増大する地域の課題を市民一人ひとりが「我が事」として捉え、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、お互いに支え合いながら暮らすことのできる「共助(互助)」の考えに根ざした、顔の見える地域共生社会づくりを進めていくことが求められます。

4. まちの魅力ある資源を生かし、市民文化を発信する

- より多くの人々が西宮を愛し、訪れたいくなるよう、恵まれた自然環境、歴史と文化財、「大学のまち」や「スイーツのまち」等の都市ブランド、市内企業、地場産品など、様々なまちの魅力ある資源が発掘され、生かされることが望まれます。
- 文化・芸術やスポーツ、生涯学習などに親しむ市民の姿は、文教住宅都市の心豊かな暮らしを象徴するものであり、これを更に醸成するとともに、市内外へ広く発信することが求められます。

5. 安全・安心で快適に過ごせるまちの基盤や仕組みをつくる

- 清潔で快適な生活環境の確保と持続可能なまちづくりのためには、市民、事業者、行政等が一体となって、ごみの減量・再資源化や空き地・空き家の対策などを進める必要があります。
- 市民生活の安全性や快適性を維持・向上させるには、水道水の安定供給や下水の適正処理、交通の円滑化や地域活性化に資する道路整備などが必要となります。また、近年多発する集中豪雨による浸水被害への対策等も求められています。
- 防災・消防・救急の体制強化が求められているほか、「自助」と「共助(互助)」による地域防災力の強化や、地域防犯、交通安全、消費者被害の未然防止など、安全・安心なまちづくりを進めていく必要があります。

6. 地域力の向上を図りつつ、長期的な展望に立った持続可能な行政運営を行う

- 地域力の向上に向けて、地域活動の担い手を安定的に確保するための幅広い人材の育成・発掘、地域行政のあり方、コミュニティ拠点施設の有効活用などを検討する必要があります。
- 長期計画の策定、行政評価の活用、財政基盤の強化、公共施設マネジメントや広域連携の推進などにより、長期展望に立った計画的で効率的な行政運営を行うとともに、効果的な情報発信・広報・広聴により西宮への関心や愛着を高める必要があります。
- 市税の適正な賦課・徴収により市の財源確保に努めるとともに、取り巻く行政課題に柔軟に対応すべく、組織体制や事務の見直し・適正化、人事管理・人材育成等を的確に行う必要があります。また、行政の様々な分野でAIやIoTを積極的に活用することで、持続可能な行政運営を実現する必要があります。

5. 都市づくりの主要課題

第1章における都市計画マスタープランの策定方針や都市づくりの新たな視点、第2章における都市の現状等を踏まえ、第5次西宮市総合計画における主要課題と整合を図りながら、今回の都市計画マスタープランにおいて取り組むべき都市づくりの主要課題を下記のとおり設定します。また、主要課題に対応する都市づくりの取組分野（第3章に掲載）を整理し、参考に表示します。

主要課題1：持続可能な都市の構築

- 現状の公共交通を中心とした持続可能でコンパクトな都市づくりを維持しつつ、さらなる脱炭素・低炭素型のまちづくりが求められています。
- 現状のコンパクトな都市構造を維持するために、交通ネットワークの維持・強化や交通結節機能の強化、居住・都市機能の維持・誘導を図る必要があります。
- 良好な市街地環境を維持するため、都市施設の適切な維持管理や長寿命化等のマネジメントの推進及び事業費の確保が求められています。

関連する取組分野 **土地利用**、**都市施設**

関連するデータ：第2章2. 都市の現況（1）人口・世帯数・高齢化率、（2）公共施設更新費、（5）交通

主要課題2：人口の減少・高齢化等の人口構造の変化への対応

- 今後の人口減少を見据え、都市の規模に応じた規制・誘導のあり方について検討する必要がある。
- 特に、北部地域などの人口減少が予測される地域においては、住環境の維持・保全について検討する必要があります。
- 高齢化の更なる進行に備え、超高齢社会に対応した都市づくりを検討する必要があります。
- 以上の情勢を踏まえ、土地利用規制や都市機能・居住誘導の方向性など、都市計画のあり方について検討する必要があります。

関連する取組分野 **土地利用**

関連するデータ：第2章2. 都市の現況（1）人口・世帯数・高齢化率

主要課題3：地域の実態や社会構造の変化への対応

- 現況の土地利用の実態を踏まえ、商業地や工業地においては、住宅地と商業活動や操業環境との共存を図りながら、土地利用規制の見直しを検討する必要があります。
- 住宅地においては、将来の人口や世帯数の推移を踏まえた土地利用規制のあり方や市街地環境の維持・向上のためのまちづくりについて検討する必要があります。
- 既存建築物の更新を踏まえた土地利用規制のあり方について検討する必要があります。
- 都市核等の都市の拠点となるエリアにおいては、社会情勢の変化を踏まえた都市機能の向上が求められています。

関連する取組分野 **土地利用**、**市街地整備**

関連するデータ：第2章2. 都市の現況（3）土地利用、（4）産業

主要課題4：激甚化する災害への対応

- 今後起こりうる災害リスクを適切に評価し、防災まちづくりの推進とあわせて災害リスク情報の更なる周知と防災意識の高揚が求められています。
- 災害に強い市街地形成のため、都市計画制度等を活用した規制・誘導のあり方について検討する必要があります。
- 災害に備え、災害時の避難場所や避難経路、緊急輸送道路となる都市施設の整備や維持保全、耐震化等に取り組むことが求められています。

関連する取組分野 **都市施設**、**安全・安心な都市づくり**

関連するデータ：第2章2. 都市の現況（7）災害リスク

主要課題5：都市の魅力の更なる向上

- 文教住宅都市の基本理念を継承した都市づくりを進めることが求められています。
- 緑やオープンスペースの整備・保全による魅力ある都市づくりが求められています。
- 社会情勢や市民ニーズを踏まえた駅前空間や街路空間などの公共空間の新たな整備・活用のあり方を検討するとともに、拠点となる都市空間の再生整備を進めることが求められています。
- 快適な都市環境の整備のため、必要な都市基盤の整備や維持保全が求められています。

関連する取組分野 **都市施設**、**市街地整備**、**西宮らしい豊かな都市づくり**

関連するデータ：第2章2. 都市の現況（6）都市計画施設（道路・公園）、3. まちづくりに対する意識

主要課題6：地域主体・協働の都市づくりの推進

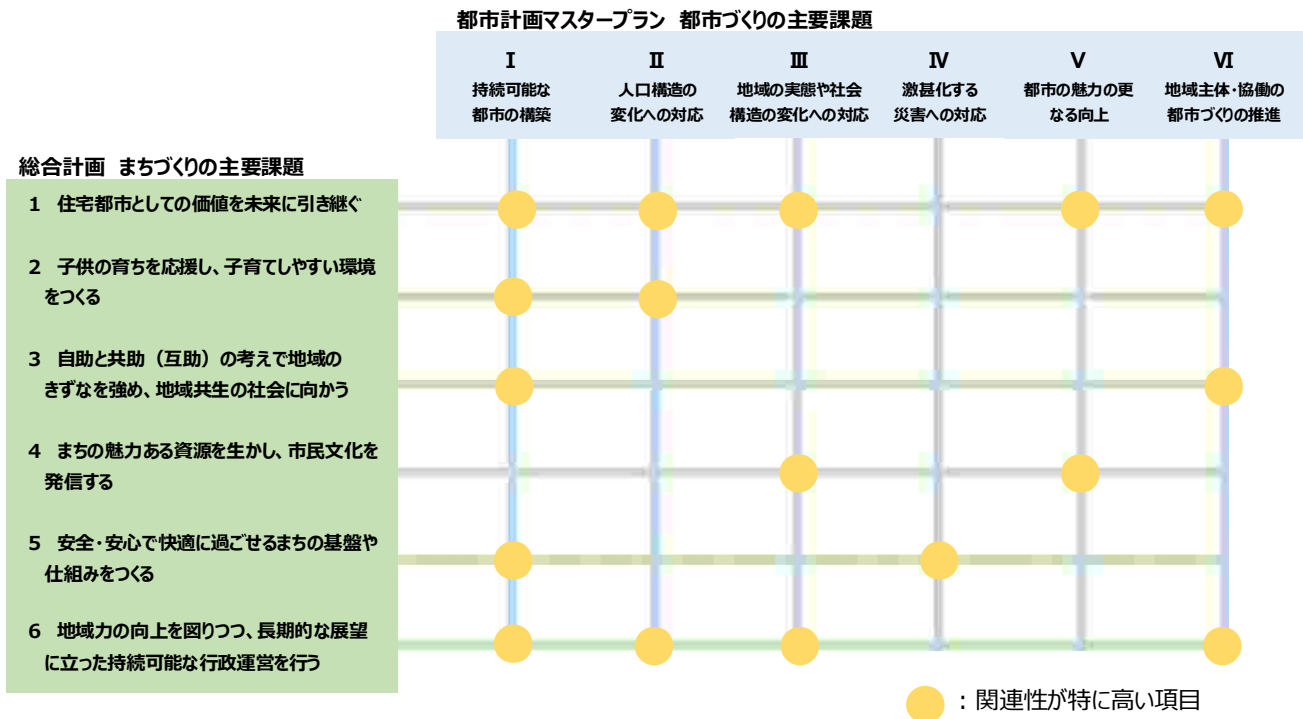
- 都市計画に対する市民参画を進めるために、都市計画制度の役割や市民生活との関わりについて効果的に広報・周知する方法を検討する必要があります。
- 地域特性に応じた市街地環境の維持・向上のため、市民のまちづくりに対する取組に対し積極的な支援を行い、都市計画制度などを活用した地域主体の都市づくりを推進することが求められています。
- 都市空間の有効活用や地域資源を活かしたまちづくりの推進のため、都市計画制度を活用した官民協働の都市づくりが求められています。

関連する取組分野 **地域力がはぐむ都市づくり**

関連するデータ：第2章3. まちづくりに対する意識

■総合計画主要課題との対応について

第5次西宮市総合計画におけるまちづくりの主要課題と都市計画マスタープランの都市づくりの主要課題の対応関係について、関連性が特に高い項目を表示しています。



■都市づくりの取組分野について

都市づくりの取組分野として、都市計画制度の根幹となる「土地利用」、「都市施設」、「市街地開発事業」に、「安全・安心な都市づくり」、「西宮らしい豊かな都市づくり」、「地域力がはぐくむ都市づくり」を加えた6つの分野に分類し、各分野の都市計画の方針や実施する施策を整理していきます。

都市づくりの取組分野	取組内容
1 土地利用	区域区分・用途地域等の土地利用に係る都市計画制度を活用した取組や、その他土地利用計画に関する取組。
2 都市施設	道路、公園、下水道等の都市施設に係る都市計画制度を活用した取組や、その他都市施設整備に関する取組。
3 市街地整備	市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業に係る都市計画制度を活用した取組や、その他都市の再生・整備に関する取組。
4 安全・安心な都市づくり	防災・減災の観点から、安全・安心な都市づくりを実現するための都市計画制度を活用した取組や、その他防災まちづくりに関する取組。
5 西宮らしい豊かな都市づくり	文教住宅都市・西宮の基本理念を継承し、魅力ある良好な市街地環境を維持・保全するための都市計画制度を活用した取組や、その他良好な都市環境の形成に関する取組。
6 地域力がはぐくむ都市づくり	地域が主体となった市街地環境の維持・保全や、事業者と連携した魅力ある空間形成を目指した都市づくりを推進するための取組。

第3章 都市の将来像と都市づくりの方向性

本章では、総合計画における都市目標と将来像の実現のため、都市計画マスタープランにおける都市づくりの方向性について定めます。

1. 第5次西宮市総合計画の都市目標と将来像

都市目標



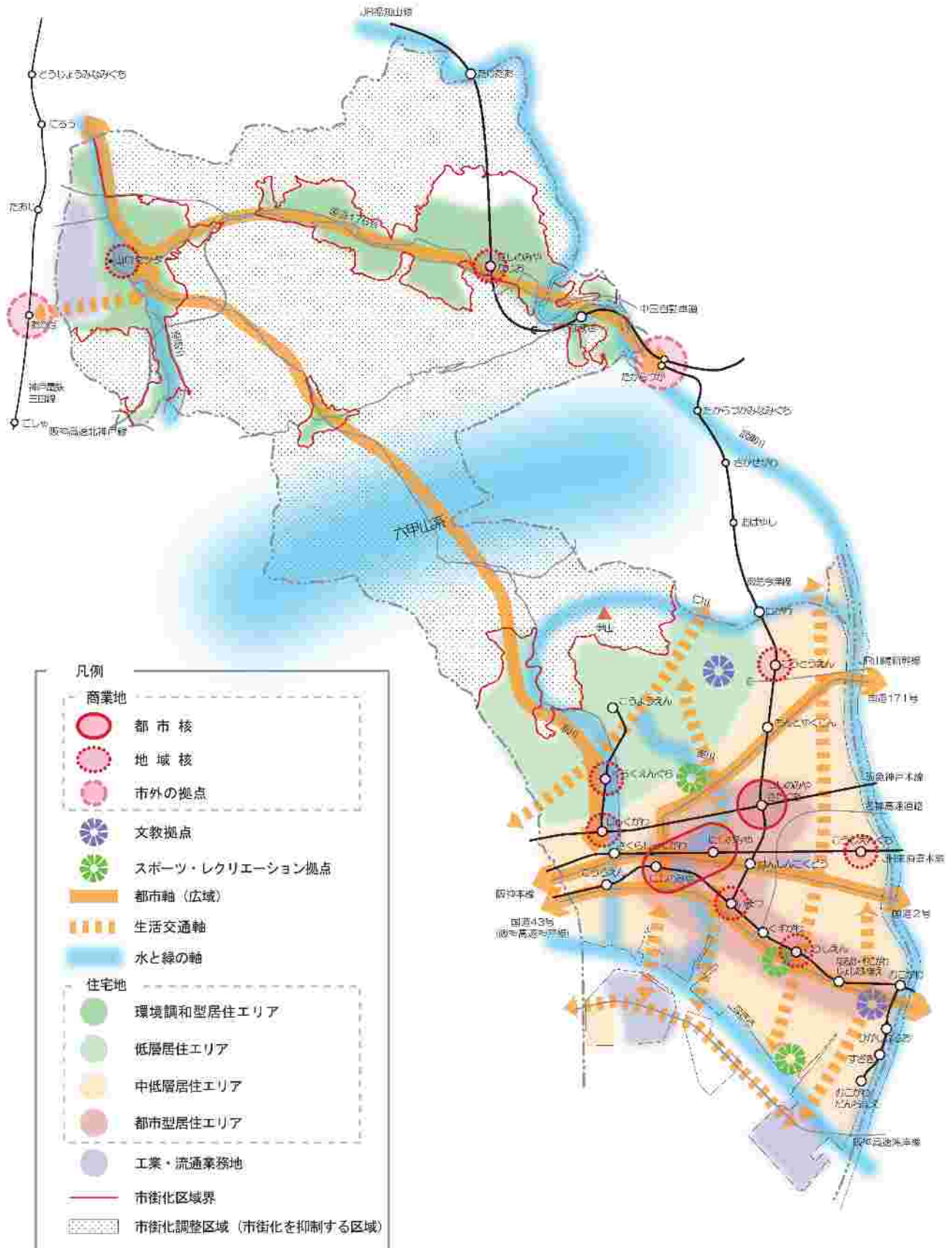
10年後の将来像

- 1 私たちは、六甲から北摂に連なる山並みと大阪湾、これをつなぐ武庫川や夙川などに抱かれながら憩い、安らかに暮らしており、この地で育まれてきたまちの風情や、自然と都市の景観に誇りを持っています。誰もが安心して行き交い、暮らすことのできる西宮は、活気と魅力にあふれるまちになっています。
- 2 まちのあちこちから、子供たちの元気な声が聞こえてきます。子育てをする人も、それを応援する人も、誰もが温かい気持ちで西宮の子供たちを育みます。心豊かで健やかに育った子供たちは、将来も西宮に住みたいと感じています。
- 3 身近な地域での暮らしを一緒に楽しむ中で、たくさんの縁が生まれています。地域でお互いに見守り、支え合うことのできる西宮のまちで、一人ひとりが生き生きと、自分らしい生活を楽しんでいます。
- 4 文教住宅都市の個性と魅力にひかれ、移り住む人や訪れる人が増えています。たくさんの人々が学び、働き、遊ぶ中で、様々な交流の輪が広がっており、大学や産業とも連携した、まちの元気が生まれています。
- 5 きれいな水や緑がある、清潔で快適な暮らしが、みんなの生活を豊かにしています。私たちの暮らしを支える都市基盤は、一段と安全で利用しやすいものとなっています。地域では、あらゆる年齢の人々が防災・減災の活動に参加し、何かあっても助け合えるつながりと、より強固になった行政の防災体制に、みんなが安心を感じています。
- 6 たくさんの人が地域の活動やまちづくりに積極的に参加し、西宮のまちに対する人々の愛着と誇りが住民自治の成熟につながっています。ICT分野における技術革新等を最大限活用した、効率的で公正な行政運営がみんなから信頼されています。

2. 都市空間形成の方針 ※第5次西宮市総合計画に基づき作成

本方針は、第5次西宮市総合計画の将来都市構造図をもとに、都市計画マスタープランにおける今後の都市づくりの主要課題や方向性を踏まえ、都市の軸や拠点等を示すものです。下図では都市の軸や拠点等を空間的かつ概念的に示しています。

■ 将来都市構造図



基本方針

都市核及び地域核

- 阪神西宮駅・JR 西宮駅周辺及び阪急西宮北口駅周辺を、引き続き都市核として位置付け、行政、商業・業務機能や教育・文化、医療・福祉等の複合的な機能が集積する拠点として、都市機能の整備・誘導や交通結節機能の向上を図ります。
- 主要な鉄道駅等を中心とする商業地等を、地域核と位置付け、商業、医療・福祉等の日常生活の拠点として、都市機能の誘導に努めます。
- 阪神甲子園駅周辺は、隣接するスポーツ・レクリエーション拠点と連携を図りながら、広域的な商業機能をあわせもつ地域核と位置付け、都市機能の誘導に努めます。

都市核 ● 阪神西宮駅・JR 西宮駅周辺 ● 阪急西宮北口駅周辺

地域核 ● 阪神甲子園駅周辺 [スポーツ・レクリエーション拠点と連携]

- 山口センター周辺 ● JR 西宮名塩駅周辺 ● 阪急甲東園駅周辺 ● 阪急苦楽園駅周辺 ● 阪急夙川駅周辺
- JR 甲子園口駅周辺 ● 阪急・阪神今津駅周辺

都市軸及び生活交通軸

- 主要幹線道路及びその沿道を都市軸と位置付け、都市機能の向上・充実を図ります。
- 住宅地等から都市核や主要な地域核・市外拠点などへの主な移動経路及びその沿道を生活交通軸と位置付け、市民の日常的な活動を支える交通機能の充実を図ります。また、臨海部においては、各埋立地の特徴を活かして産業集積、緑地・レクリエーション機能の充実を図ります。

都市軸 ● 国道2号 ● 国道43号 ● 国道171号 ● 国道176号 ● 県道大沢西宮線

生活交通軸 ● 山口南幹線 ● 山手線 ● 今津西線 ● 今津東線 ● 中津浜線 ● 甲子園段上線 ● 浜甲子園線

● 札幌筋線 ● 小曾根線 ● 湾岸側道1号線 (※都市軸・生活交通軸となる主要な路線)

水と緑の軸

- 六甲山系や自然海浜、河川敷緑地など、豊かな自然環境が連続するゾーンを水と緑の軸と位置づけ、これらの自然条件を活かし、ゆとりと潤いあるまちなみの形成に努めます。

● 六甲山系 ● 甲山 ● なぎさ (芦屋市境から尼崎市境までの臨海部等)

● 武庫川 ● 有馬川 ● 夙川 ● 東川 ● 仁川

文教拠点

- 大学が集積するエリアを文教拠点と位置づけ、教育環境の保全を図ります。
- 周辺との調和や景観に配慮しつつ、大学等の施設更新に併せた一体的な都市づくりが進められる場合には、都市計画など、都市づくりの諸制度の機動的な運用を検討します。

● 甲東園・門戸厄神周辺 (文教地区) ● 鳴尾・武庫川周辺

スポーツ・レクリエーション拠点

- 広域的に多くの人々が利用する運動公園やスポーツ施設周辺を、スポーツ・レクリエーション拠点と位置付け、機能の充実等を図ります。

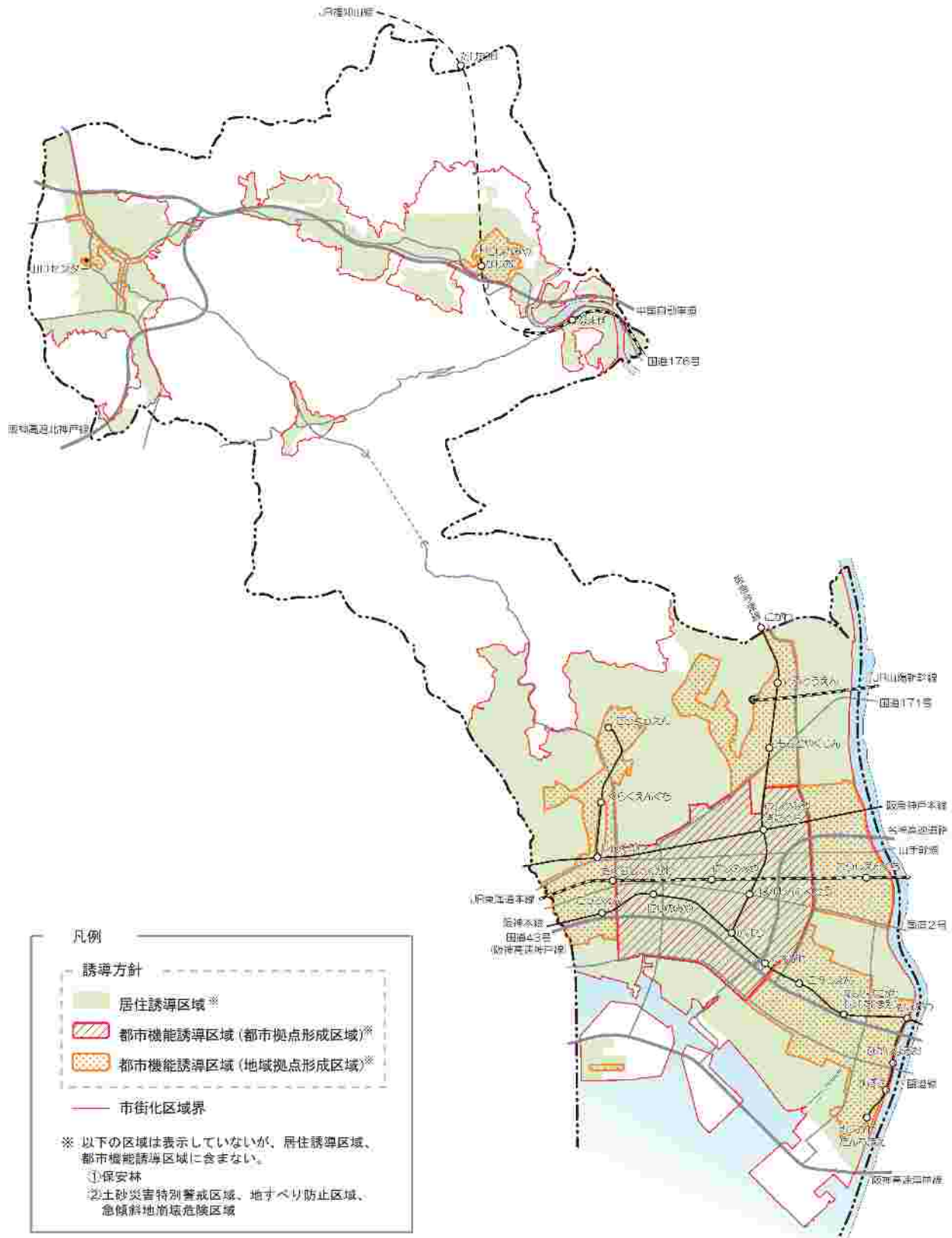
● 西宮中央運動公園 ● 阪神甲子園球場周辺 ● 浜甲子園運動公園 (鳴尾浜公園)

3. 居住誘導・都市機能誘導の方針 ※西宮市立地適正化計画から抜粋

本市では、今後の人口減少や超高齢化社会等の都市の課題を見据え、鉄道駅等の拠点を中心に一定の人口密度を維持することで、市民生活に必要な生活サービス施設や交通ネットワークを維持するなど、誰もが暮らしやすいコンパクトな都市構造の維持や持続可能な都市経営を図るため、令和元年7月に「西宮市立地適正化計画」を策定しています。

計画では、市街化区域のうち、人口減少の中でも一定以上の人口密度を維持し、生活利便施設等が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域を「居住誘導区域」とし、駅などの拠点周辺で生活利便施設を誘導する区域を「都市機能誘導区域」と定めています。

■ 居住誘導・都市機能誘導の方針図



基本理念

地域の魅力を活かした誰もが暮らしやすいコンパクトなまち

基本方針

1. 地域の特性を活かした居住の誘導

2. 地域に応じた生活サービス施設の維持・誘導

- ①都市計画マスタープランに基づく拠点形成
- ②文教・スポーツ施設を拠点とした都市づくり
- ③持続可能な都市経営を目指した公共施設の集約・再編

3. 「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」に基づく交通機能の強化

居住誘導の設定方針

- 都市核、地域核等の中心部に徒歩・自転車等を介して容易にアクセスすることのできる区域、及び鉄道駅、バス停の徒歩圏から構成される区域に設定します。
- 地域の人口構成、居住環境、生活サービス施設の立地状況等の市街地特性や今後の土地利用方針などを踏まえて、居住誘導区域を4つの区域に分けて設定します。

居住誘導区域の設定方針

居住誘導区域の区分	土地利用方針	区域設定の考え方	人口密度のめやす
環境調和型居住区域 (北部地域)	農住共存地	低密度な人口を維持し、緑豊かな居住環境を保全する。	40~60人/ha以上
	低層住宅地		
低層居住区域 (南部地域山ろく部・丘陵部)	中低層住宅地	低密度な人口を維持し、ゆとりある居住環境を保全する。	60~80人/ha以上
	中高層住宅地		
中低層居住区域 (南部地域内陸部・臨海部)	中高層住宅地	中密度な人口を維持し、安全で快適な居住環境を形成する。	80~100人/ha以上
	複合型住宅地等		
都市型居住区域 (南部地域内陸部・臨海部)	複合型住宅地等	高密度な人口を適切に誘導し、安全で快適な居住環境を形成する。	100人/ha以上

都市機能誘導の設定方針

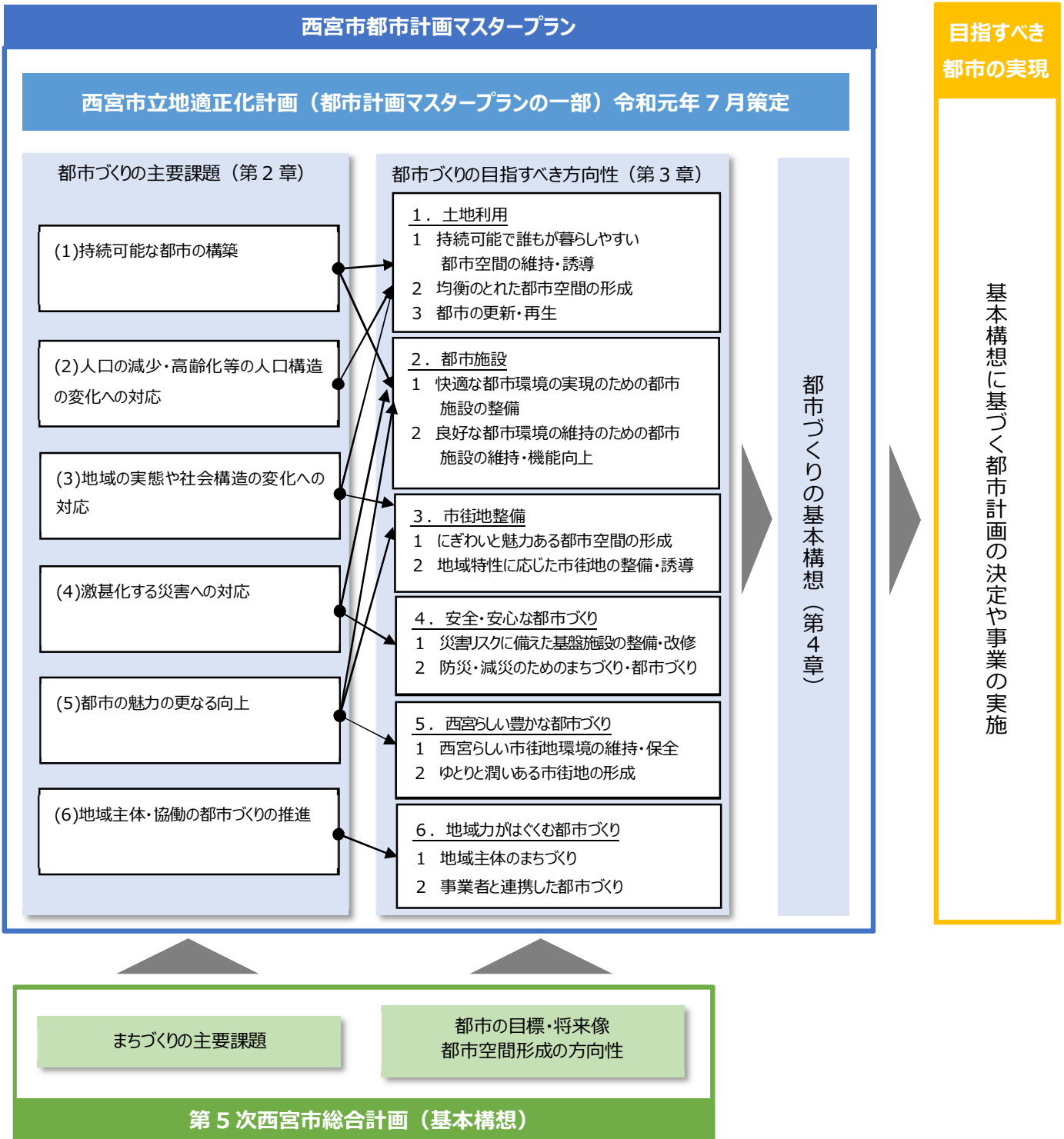
- 鉄道駅に近い商業・業務などが集積した都市機能の充実した区域であり、周辺からも公共交通によるアクセスが便利な都市核、地域核等を中心とし、徒歩等で容易に移動できる範囲に区域を設定します。
- 都市機能誘導区域については、複合的な都市機能が集積し、市民生活や都市活動の拠点となる都市核周辺を「都市拠点形成区域」、商業、医療・福祉等の日常生活の拠点となる地域核等周辺を「地域拠点形成区域」とします。

都市機能誘導区域の設定方針

区分	土地利用方針	区域設定の考え方	拠点(地域核等)	
都市拠点形成区域 (南部地域)	商業・業務地 近隣型商業地等	都市核の中心から概ね半径1kmの範囲内の区域を基本	西宮北口駅周辺 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺	
地域拠点形成区域 (南部地域)	近隣型商業地等	地域核、地区核等の中心から概ね半径800mの範囲内の区域を基本	夙川駅周辺	甲子園口駅周辺
地域拠点形成区域 (北部地域)			苦楽園口駅周辺 阪急・阪神今津駅周辺 甲子園駅周辺	甲東園駅周辺 その他拠点周辺
			山口センター周辺 ※連携拠点 岡場駅周辺	西宮名塩駅周辺 ※連携拠点 宝塚駅周辺

4. 都市づくりの目指すべき方向性

前章の都市づくりの主要課題を踏まえ、総合計画における都市の目標や将来像に即して、都市づくりの方向性について定めます。



目指すべき都市の実現

基本構想に基づく都市計画の決定や事業の実施

まちづくりの主要課題

都市の目標・将来像
都市空間形成の方向性

取組分野1：土地利用

方向性1 持続可能で誰もが暮らしやすい都市空間を維持・誘導する。

本市の人口は減少に転じており、少子高齢化もさらに進行していくことが予測されています。

西宮市立地適正化計画における誘導方針のもと、持続可能で誰もが暮らしやすい都市空間を維持・誘導するため、土地利用規制や生活利便施設の立地誘導のあり方等を検討します。

方向性2 地域特性を活かした均衡のとれた都市空間の形成を図る。

これまでの都市計画の経緯や市街地の形成状況を踏まえ、均衡のとれた魅力ある都市空間の形成を図るため、住宅、商業、工業、自然地等の地域特性に応じた土地利用を適切に規制・誘導します。

また、土地利用の変化や社会情勢等を踏まえ、適宜、用途地域等の土地利用計画の見直しの必要性について検討します。

方向性3 都市の更新・再生による市街地の維持・向上を図る。

今後、人口や世帯数の減少が予測されていることから、市街地の更新や再生を円滑に進めるための都市計画制度のあり方を検討し、市街地環境の維持や時代に即した機能向上を図ります。

取組分野2：都市施設

方向性1 快適な都市環境を実現するため計画的な都市施設の整備を推進する。

円滑な都市活動の確保や良好な都市環境を実現するため、都市の骨格となる道路、公園、下水道などの都市基盤施設の整備を計画的に進めます。

方向性2 良好な都市環境を維持するため都市施設の維持や機能向上を進める。

引き続き良好な都市環境を維持するために、都市施設を適切に維持するとともに、時代に即した機能の向上を図ります。

持続可能な都市の経営のため、安定的な財源の確保やライフサイクルコストの削減に配慮した公共施設マネジメントに努めます。

取組分野3：市街地整備

方向性1 にぎわいと魅力ある都市空間の形成のため都市の再生・整備を推進する。

都市核など、都市の拠点となる地区においては、都市機能の集積や交通結節機能の向上などにより、にぎわいと魅力ある都市空間の形成を目指した都市の再生・整備を進めます。

方向性2 地域の特性に応じた市街地の整備・誘導を図る。

まちの文化や都市環境、都市基盤の整備状況など地域特性に応じた良好な市街地の整備・誘導を図るため、地域主体の取組の機運に応じて、都市計画制度（地区計画、土地区画整理事業等）を活用した事業手法を検討します。

取組分野4：安全・安心な都市づくり

方向性1 災害リスクに備えた都市基盤施設の整備・改修を推進する。

激甚化する災害に対応するため、災害リスクを想定した都市基盤施設の整備や改修を進めます。

また、復旧・復興活動を支える緊急輸送道路の機能を確保するため、都市計画道路の整備促進や沿道土地利用の規制・誘導を進めます。

方向性2 防災・減災のためのまちづくり・都市づくりを推進する。

西宮市地域防災計画と連携を図りながら、立地適正化計画における防災指針の策定など、防災まちづくりを推進するとともに、災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導により、安全な市街地形成を図ります。

取組分野5：西宮らしい豊かな都市づくり

方向性1 文教住宅都市・西宮らしい良好な市街地環境を維持・保全する。

これまでの文教住宅都市・西宮の基本理念を継承した市街地環境の維持・保全に努めるとともに、地区特性を活かした都市づくりを推進します。

方向性2 ゆとりと潤いある市街地の形成のため都市環境を整備・保全する。

自然環境の保全やゆとりと潤いのある市街地形成のため、区域区分などの土地利用規制や、都市計画公園・緑地、生産緑地地区の指定などにより、都市環境の整備・保全に努めます。

取組分野6：地域力がはぐくむ都市づくり

方向性1 地域主体のまちづくり活動を推進する。

地域の特性に応じた良好な市街地環境を保全するため、引き続き、地域住民の合意形成の段階に応じたきめ細かな支援を行いながら、地区計画などの都市計画制度や条例で定める都市づくり制度などを活用した地域主体のまちづくり活動を推進します。

あわせて、まちづくり活動の発意につなげるための取組について、関連部署における取組と連携を図りながら検討します。

方向性2 事業者と連携した都市づくりを推進する。

都市の再生や公共空間の有効活用にあたっては、事業者とも連携し、都市計画制度等を活用しながら、魅力ある都市空間の形成に努めます。

第4章 都市づくりの基本構想

1. 都市づくりの基本構想

本章では、前章に示している都市の骨格構造の方針となる「都市空間形成の方針」及び「居住誘導・都市機能誘導の方針」との整合を図りながら、都市の主要課題や都市づくりの方向性を踏まえ、土地利用や都市施設など、取組分野ごとの都市づくりの基本方針や具体的な施策等を記載した基本構想をまとめます。

都市施設は、道路、公共交通、下水道、その他都市施設に分け、それぞれの分野ごとに整備の方針を示すこととします。なお、整備には、新たに整備するものだけでなく、改築・リニューアルなども含まれます。

第3章 都市の将来像と都市づくりの方向性

- 都市空間形成の方針 【P.40】
- 居住誘導・都市機能誘導の方針 【P.42】



取組分野	土地利用			都市施設		市街地整備		安全・安心な都市づくり		西宮らしい豊かな都市づくり		地域力がはくむ都市づくり			
	方向性1	方向性2	方向性3	方向性1	方向性2	方向性1	方向性2	方向性1	方向性2	方向性1	方向性2	方向性1	方向性2		
都市づくりの方向性 (第3章)	間を維持・誘導する。	地域特性を活かした均衡のとれた都市空間の形成を図る。	都市の更新・再生による市街地の維持・向上を図る。	快適な都市環境を実現するため計画的な都市施設の整備を推進する。	良好な都市環境を維持するため都市施設の維持や機能向上を進める。	にぎわいと魅力ある都市空間の形成のため都市の再生・整備を推進する。	地域の特性に応じた市街地の整備・誘導を図る。	備・改修を推進する。	防災・減災のためのまちづくり・都市づくりを推進する。	環境を維持・保全する。	文教住宅都市・西宮らしい良好な市街地環境を維持・保全する。	都市環境を整備・保全する。	ゆとりと潤いある市街地の形成のため	地域主体のまちづくり活動を推進する。	事業者と連携した都市づくりを推進する。
都市づくりの基本構想 (第4章)															
(1)土地利用 【P.48】	●	●							●	●	●	●			
(2)道路 【P.52】				●	●			●							
(3)公共交通 【P.56】				●	●									●	
(4)下水道・河川 【P.60】				●	●			●							
(5)その他都市施設 【P.62】				●	●			●							
(6)市街地・住環境 【P.64】			●			●	●								●
(7)都市防災 【P.68】								●	●						
(8)みどり 【P.70】				●	●			●				●	●	●	
(9)都市景観形成 【P.74】		●								●	●	●	●	●	
(10)地域力がはくむ 【P.78】		●												●	●

●：関連性が特に高い項目

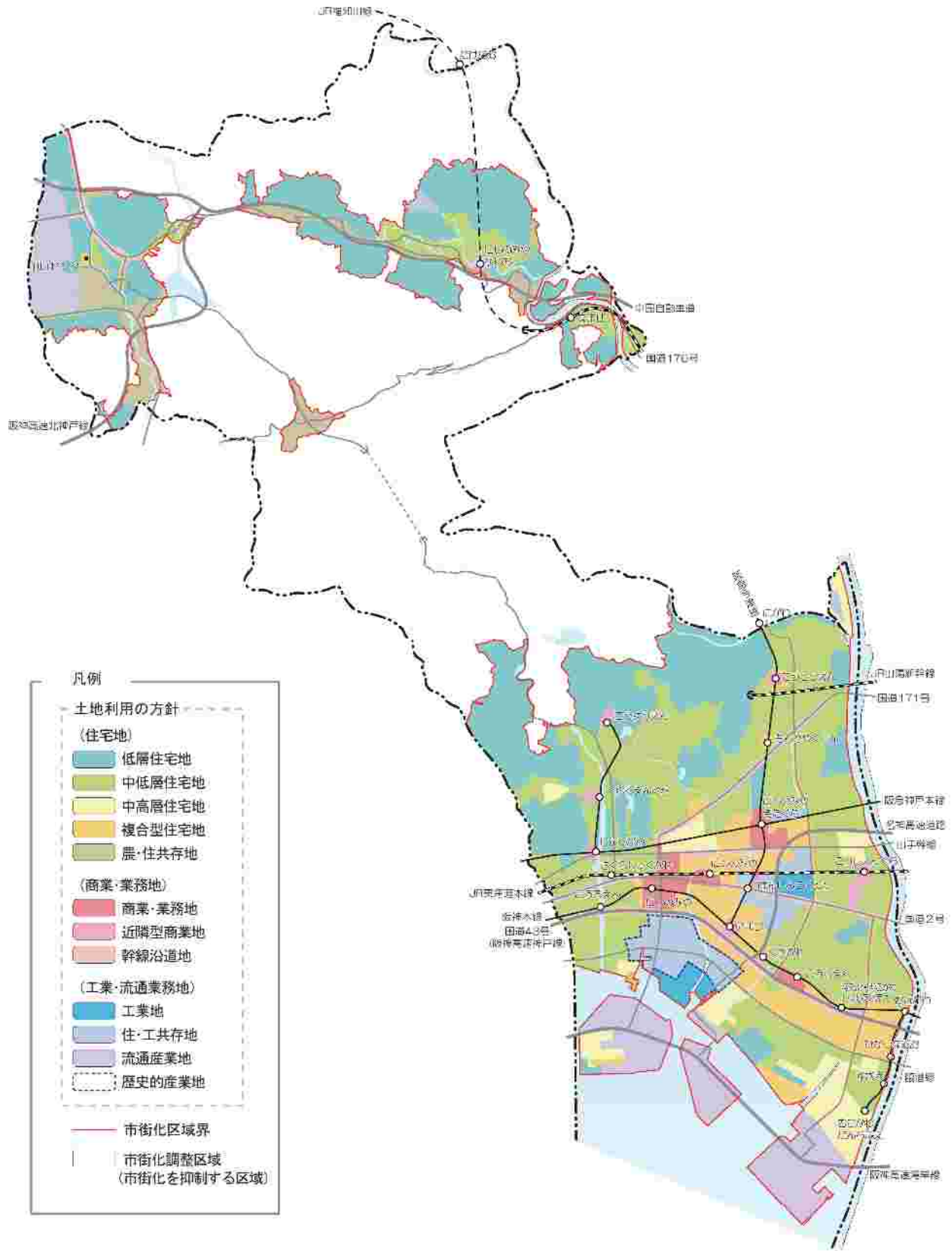
※各方針の図に示す都市計画情報は、特に表記のない限り令和4年3月末時点のものとなります。

(1) 土地利用の方針

用途地域、高度地区、特別用途地区、生産緑地地区、地区計画等の土地利用計画に係る都市計画制度の適切な運用等により地域特性を踏まえた土地利用の規制・誘導等を行っています。

本方針は、本市におけるこれらの土地利用の規制・誘導等に関する方針を示すものです。

■土地利用の方針図



基本方針

都市空間形成の方針に基づき、地域の特性を活かした、都市環境の維持・向上や自然環境の保全に努めるとともに、持続可能で快適な都市活動が営まれるよう、次の方針に基づき計画的な土地利用を推進します。

土地利用区分の定義及び方針

市街化調整区域

市街化調整区域に指定されている地域においては、新たな市街化を抑制するとともに、市街地近郊の貴重な緑地空間として、機能の保全に努めます。

市街化区域

市街化区域に指定されている地域においては、均衡のとれた魅力ある都市空間の形成を図るため、下記の通り、住宅、商業、工業等の地域特性に応じた土地利用を適切に規制・誘導します。

土地利用の規制・誘導にあたっては、用途地域のほか、高度地区、特別用途地区、生産緑地地区、地区計画等の都市計画制度を併用することにより、適切な規制・誘導に努めます。

住宅地

低層住宅地

戸建て住宅や低層の共同住宅が主に立地する住宅地を低層住宅地とし、低層建築物が主体の良好な住環境の保全に努めます。

中低層住宅地

戸建て住宅や中低層の共同住宅が主に立地する住宅地を中低層住宅地とし、中低層建築物が主体の良好な住環境の保全に努めます。

中高層住宅地

中高層の共同住宅が主に立地する住宅地を中高層住宅地とし、利便性の高い良好な住環境の形成に努めます。

複合型住宅地

幹線沿道や駅などの拠点となる施設周辺や大規模な公園等において、商業・業務・レクリエーション施設等の利便施設と住宅が共存する市街地を複合型住宅地とし、都市機能と住環境が調和した利便性の高い市街地の形成に努めます。

農・住共存地

豊かな自然環境を有し、生産緑地などの都市農地が多く残された地域を農・住共存地とし、良好な農住環境や田園風景の保全に努めます。

商業地

商業・業務地

都市核等の広域的な商業・業務機能を有する市街地を商業・業務地とし、商業・業務、教育・文化、行政、医療・福祉等の複合的な都市機能の集積と合理的な土地利用を促進し、広域的な都市拠点として充実・強化に努めます。

近隣型商業地

地域核周辺や商店街など、主に近隣住民を対象とした生活利便施設が立地する商業地を近隣型商業地とし、商業、医療・福祉等の日常に必要なサービスを確保するとともに、地域の拠点となるよう魅力ある商業地としての環境づくりに努めます。

幹線沿道地

主要な幹線道路沿いの商業地を幹線沿道地とし、商業集積や適正な沿道利用の誘導に努めます。

工業・流通業務地

工業地

工業系用途が主体となっている地域を工業地とし、周辺環境との調和に配慮しつつ、産業の保全に努めます。

住・工共存地

住宅と工場が混在する地域を住・工共存地とし、周辺環境に配慮しつつ、産業立地条件の維持・改善に努めるなど、引き続き住宅と工業の共存に努めます。

流通産業地

臨海部の産業地や流通団地として利用されている地域を流通産業地とし、産業活動の振興、流通機能の向上に努めます。

歴史的産業地

伝統的地場産業の酒造業が集積する酒蔵地区を歴史的産業地とし、操業環境の保全に努めます。

取組・施策・方向性

区域区分（市街化区域・市街化調整区域）

- 人口減少等の今後の社会情勢を踏まえ、市街化調整区域については、引き続き保全する方針とし、原則、市街化区域への編入は行いません。
- 市街化区域の縁辺部（市街化調整区域との境界部）において、災害リスクのある区域等については、市街化調整区域への編入を検討します。
- 市街化調整区域内の国立公園や保安林などのエリアにおいては自然緑地の保全に努めるとともに、その他のエリア（既存集落、幹線沿道など）においても、都市計画法に基づく立地基準により無秩序な市街化を抑制し、緑の保全や良好な景観形成に努めます。

用途地域等土地利用計画

- 今後の社会情勢や土地利用の方針を踏まえ、用途地域の指定と実際の土地利用状況に著しい乖離がみられる場合などは、定期的な用途地域の見直しを検討します。
- 周辺都市環境への影響が大きい大規模な土地利用転換や都市の拠点となる施設の整備の際には、良好な都市環境を誘導するため、地域特性に合わせた地区計画の指定や必要に応じた用途地域等の土地利用制限の見直しを検討します。
- 社会情勢の変化や新たな課題に対応するため、必要に応じて、特別用途地区など、用途地域を補完する制度の活用や制度の見直しを検討します。
- 地区計画の指定等を推進することにより、地区の特性に応じた、良好な市街地環境の維持・向上を図ります。

住宅地

- 地域特性に応じた良好な住環境を保全するため、用途地域や風致地区などの土地利用計画制度の適切な運用に努めるとともに、地区ごとの特性に応じた住環境を保全するため、地域主体の地区計画の指定を推進します。また、長期間見直しされていない地区計画等については、社会情勢の変化を踏まえた見直しの必要性について検討を進めるように働きかけを行います。
- 将来の人口減少を見据えた適切な市街地密度や居住地の立地誘導のあり方を検討します。

商業・業務地

- 都市核周辺（阪神・JR 西宮駅、阪急西宮北口駅）においては、商業・業務地として複合的な都市機能の集積を図るとともに、合理的な土地利用の促進による都市機能の向上や魅力ある都市空間の形成のため、必要に応じて都市計画制度（高度利用地区、再開発等促進区など）の活用を検討します。
- 地域核のうち、阪神甲子園駅周辺においては、広域的な商業機能も併せもつ商業地として、商業の立地誘導に努めます。また、その他の地域核においては、日常的な買物等に対応した近隣型の商業地とし、身近な生活利便施設の立地誘導に努めます。
- 新たな時代に対応した都市空間の利活用のあり方について検討するとともに、新たなニーズに対応した商業・業務施設等の誘導に努めます。
- 都市軸や生活交通軸に位置付けられる幹線道路沿道については、周辺環境に配慮しつつ、ふさわしい土地利用となるよう、商業施設等の誘導に努めます。

工業・流通業務地

- 工業・流通業務地においては、周辺市街地との共存を図りつつ、産業の育成や立地・定着のため、土地利用の誘導や操業環境の整備に努めます。
- 臨海部の産業地や流通団地などの流通業務地においては、住宅との混在を避け、操業環境に配慮した都市計画制度（流通業務地区、特別用途地区など）の運用などにより、産業地としての環境整備に努めます。
- 物流機能の多様化など、産業構造の変化に対応が必要な場合等には、都市計画制度（流通業務団地など）の見直しを検討します。

自然地

- 六甲山系などの山林や御前浜、甲子園浜などの自然海浜は、都市近郊の貴重な自然環境・生物多様性の保全のため、引き続き市街化調整区域として、市街化を抑制します。
- 水と緑の軸となる夙川や武庫川、有馬川などの河川敷緑地は、都市計画緑地として、環境の保全に努めます。

関連する主な都市計画制度	区域区分、用途地域、高度地区、風致地区、特別用途地区、 流通業務地区・団地、地区計画 など
関連する計画	西宮市立地適正化計画

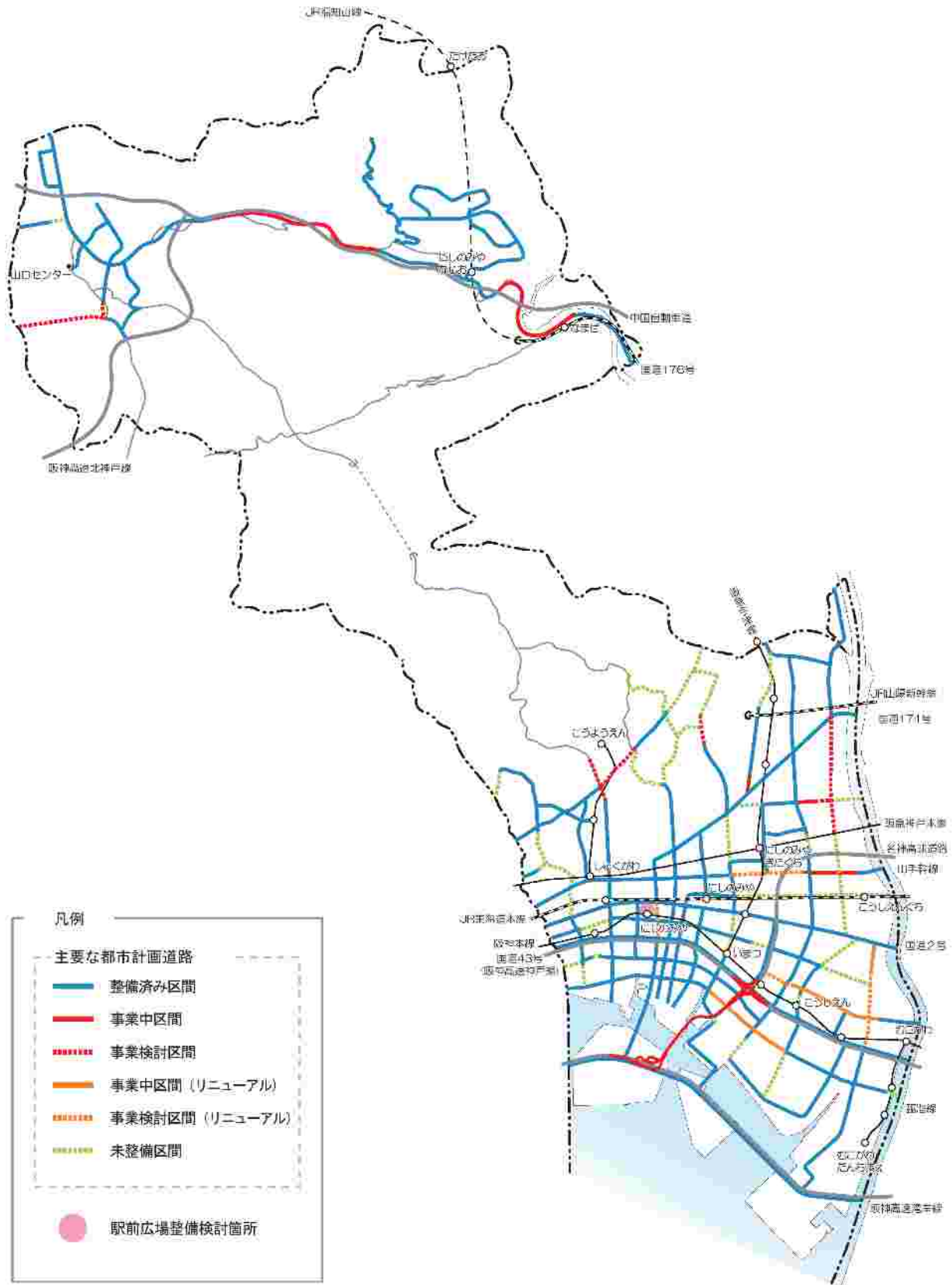
(2) 道路の整備の方針

道路は、円滑な交通機能の確保に加え、ガス・水道等のライフラインを収容するなど市民生活と社会・経済活動を支え、災害時には避難路、救援ルート、延焼遮断帯となる重要な都市基盤施設であり、都市構造を形成する上で大きな役割を担っています。

本市では、都市の骨格となる道路を都市計画に位置づけ、順次、整備やリニューアルを進めています。

本方針は、道路や関連する施設の整備やリニューアルなどについての方針を示すものです。

■道路の整備の方針図



基本方針

- 市民生活や社会・経済活動の利便性を高め、また、災害に強いまちづくりを進めるため、広域幹線道路や地域内幹線道路の整備を進めます。
- 安全で快適な歩行者空間及び自転車通行空間を確保するとともに、重要な都市基盤である道路や橋梁などの道路施設等を適切に維持するため、道路環境の改善に努めます。

取組・施策

広域幹線道路の整備

- 国道 176 号名塩道路や名神湾岸連絡線の整備を促進することにより、交通の円滑化や災害時の代替機能の確保を図ります。

地域内幹線道路の整備

- 交通の円滑化、バス路線の強化・拡充、中心拠点等への交通アクセスの充実、安全で快適な歩行空間の確保などを図るため、都市計画事業等により地域内幹線道路の整備を進めます。
- 今後の社会情勢等を踏まえ、必要に応じて都市計画道路網や西宮市道路整備プログラムの見直しを行うとともに、選択と集中による効率的な整備を進めます。
- 現在、事業中の路線における道路整備を推進するとともに、武庫川広田線、今津西線、丸山線、甲子園段上線など未整備の都市計画道路の事業化に向けた検討を行います。

交通結節点の強化

- 主要な鉄道駅の周辺においては、バス・タクシーなどの公共交通と身体障害者用を含む一般車両、それぞれの利便性向上に配慮し、交通事業者と協力して駅前広場の整備・改良等について検討を行います。

鉄道との立体交差化の促進

- 甲東・瓦木地区を含めた周辺地域の交通利便性の向上、交通渋滞や踏切事故、市街地の分断を解消するため、阪急神戸本線の連続立体交差化に向けた検討を行います。

道路環境の改善

- 安全で快適に通行できる道路環境整備のため、歩道の波打ちや段差の解消などバリアフリー化を進めます。
- 安全で快適な自転車利用環境の創出のため、自転車通行空間の整備を進めます。
- 踏切道の安全性の向上や交通の円滑化を図るため、歩道設置などの構造改良を進めます。
- 老朽化した都市計画道路などのリニューアルを行うとともに、災害時の交通機能の確保などのため、電線共同溝の整備により、緊急輸送道路や防災上重要な路線などの無電柱化を推進します。
- 道路施設等については、定期的な点検や適切な維持管理により、その機能を維持するとともに、計画的な修繕と改築を進め、施設の長寿命化を図ります。
- 児童等の登下校の安全確保のため、関係機関と連携し、通学路の安全対策を進めます。
- 道路照明灯のLED化を進めるほか、都市計画道路の整備やリニューアル等の際に街路樹を植栽するなど、環境への配慮に努めます。

関連する主な都市計画制度	都市計画施設（道路）
関連する計画	西宮市道路整備プログラム、西宮市自転車利用環境改善計画

取組例



広域幹線道路の整備（国道 176 号名塩道路）



都市計画道路の整備（山手幹線）



都市計画道路の整備・連続立体交差事業（競馬場線）



連続立体交差事業（阪神本線）



連続立体交差事業（阪神本線）



都市計画道路のリニューアル（鳴尾今津線）



自転車通行空間の整備（市役所前線）



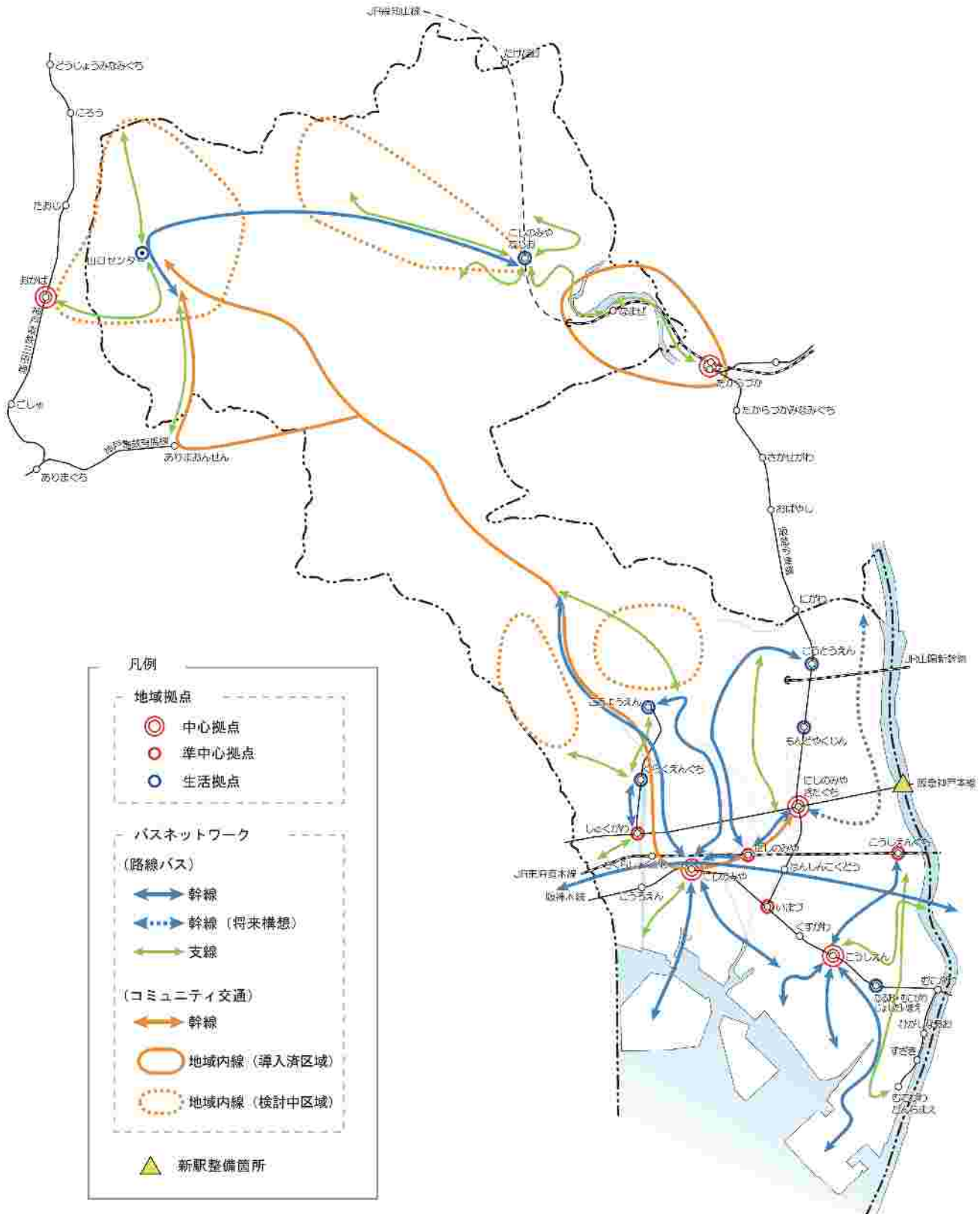
電線共同溝による無電柱化（山手幹線）

(3) 公共交通の方針

本方針は、市民の日常生活を支え、地域間の連携や交流を促進するなど、まちづくりを進める上で重要な役割を担う鉄道・バスを中心とした公共交通ネットワークや、それを補完する施設等の方針について示すものです。

本市では主要鉄道駅等を経る路線バスは概ね確保され、鉄道駅の無い山口地区では、市が事業主体のさくらやまなみバスが運行しており、鉄道駅と距離があり標高差が大きい地域などで、移動を支えるコミュニティ交通導入の取組が地域住民主体で進んでいます。

■公共交通の方針図



基本方針

- 「みんなが暮らしやすく、お出かけしたくなるまち」の実現、及び2050年までのカーボンニュートラルの達成に向けて、鉄道、バス等の利便性の向上、交通結節点の強化、公共交通を補完する多様なモビリティの導入などに努めます。
- 環境に優しい公共交通の利用を促進し、快適な歩行者空間を確保するため、適切な駐車場の整備と活用、自転車利用の適正化などに取り組みます。

取組・施策

鉄道の利便性向上

- 阪急神戸本線武庫川周辺への新駅設置及び駐輪場の整備並びに新駅周辺の都市基盤施設の整備について、隣接市及び鉄道事業者と協力して推進します。
- 駅間距離が長い地域では、公共交通の利便性を向上させるため、新駅設置等の検討を行います。
- 耐震性や安全性の向上が必要な市内の主要鉄道駅について、必要に応じて耐震補強等に係る費用の補助を検討します。
- 市内鉄道駅の安全性や利便性を向上させるため、鉄道事業者と連携し、駅舎内外においてエレベーター等の設置を促進します。
- ホームドアは、プラットホームからの転落、プラットホーム上での列車との接触、線路内への侵入防止等に効果があり、視覚障害者だけでなく、一般利用者の安全性の向上にもつながる施設であることから、鉄道事業者による設置を促進します。

バスの利便性向上

- 誰もが利用しやすくなる利便性の高い将来公共交通網を目指し、幹線的なバス路線について中心拠点等へのアクセシビリティや速達性・効率性の向上を図るため、バス事業者と協力して、運行ダイヤ・経路の見直しをはじめとするバス路線の強化・再編に取り組みます。
- 将来的な公共交通網の実現に向けて設定した一定のサービスレベルを満たしていない地域や、減便や廃線などによりサービス水準を割り込む地域において、沿線地域の意向も勘案しながら、バス事業者と協力して持続可能なサービスの導入について検討します。
- バス待合環境の改善（上屋及びベンチの設置等）とノンステップバスの導入について、バス事業者と連携して促進します。
- ICカード等を活用したバス相互・バスと鉄道間の乗換・乗継割引、大型集客施設利用者の公共交通の利用促進を目的としたICカード等による買物割引など、各種サービスの適用について事業者と協議します。
- バスの運行情報について、標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）により整備し、オープンデータ化することにより、運行情報のICT化を推進し、スマートフォンやパソコン等による経路検索サービスの充実や、リアルタイムの運行情報等の提供など、利用者のより一層の利便性向上を図ります。
- 運転士の高齢化や大型二種免許保有者の減少が進む中、路線バスのサービスレベルを保つため、運転士の確保に向けての取組をバス事業者と連携して進めます。

コミュニティ交通の推進

- 山口地区と南部市街地を直接連絡する基幹交通である「さくらやまなみバス」については、地域住民・事業者・市の三者による運行計画の見直しや利用促進策の実施による継続的な事業効率の改善に努め、持続可能な運行を目指します。
- 既存のバス路線で対応できない地域では、生活移動手段として、地域が主体的に取り組むコミュニティ交通の導入を支援することで、活力ある地域づくり、持続可能な地域公共交通の確保を図ります。

交通結節点の強化

- バスの利便性向上に配慮し、駅周辺へのバス停の設置等、交通事業者と協力した交通結節機能の強化に取り組めます。

新たなモビリティ等による利用環境の向上

- 市民等が手軽に利用でき、かつ環境にも優しくパーソナルな移動を可能とするシェアサイクルの導入を検討します。
- 電動キックボード等のマイクロモビリティ、自動運転及び様々な移動手法・交通サービスを組み合わせて1つの移動サービスに統合するMaaSの導入など、先進的な取組について調査研究を行います。

適切な駐車場の整備と活用

- まちのにぎわいや安全で快適な歩行者動線を確保するため、主要な鉄道駅周辺への一般車両の流入抑制を目的とした駐車場の適正配置について検討します。
- 社会情勢の変化及び公共交通の利用環境を考慮し、健全な土地利用や都市機能の適正な立地を誘導するため、駐車場の適正な需要を把握し、駐車場法に基づく「西宮市駐車施設附置条例」や「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」など、駐車場の附置義務の見直しを検討します。
- 主要な鉄道駅周辺での駐車場整備については、時間貸し駐車場などの既存ストックの活用も十分考慮しつつ検討を行います。
- 違法駐車等防止重点地域では、指導・啓発活動の実施とともに取締り強化など、警察や事業者、地域住民との連携を図りながら路上駐車解消に努めます。

自転車利用の適正化

- 一部の鉄道駅において、駐輪場が不足している状況にあることから、増設や改良を図りつつ適切な管理を行います。
- 既存の駐輪場については、利用者のニーズに合わせたサービスの向上によって利用促進を図ります。
- 自転車等の正しい交通・駐輪ルールの指導、啓発を一層進め、放置自転車に対しては移動撤去を継続的に実施するとともに、地域住民とも協力しながら放置自転車の解消に努めます。

関連する主な都市計画制度	都市計画施設（都市高速鉄道） など
関連する計画	西宮市都市交通計画、西宮市自転車利用環境改善計画 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

取組例



山口地区と南部市街地を結ぶバス事業（さくらやまなみバス）



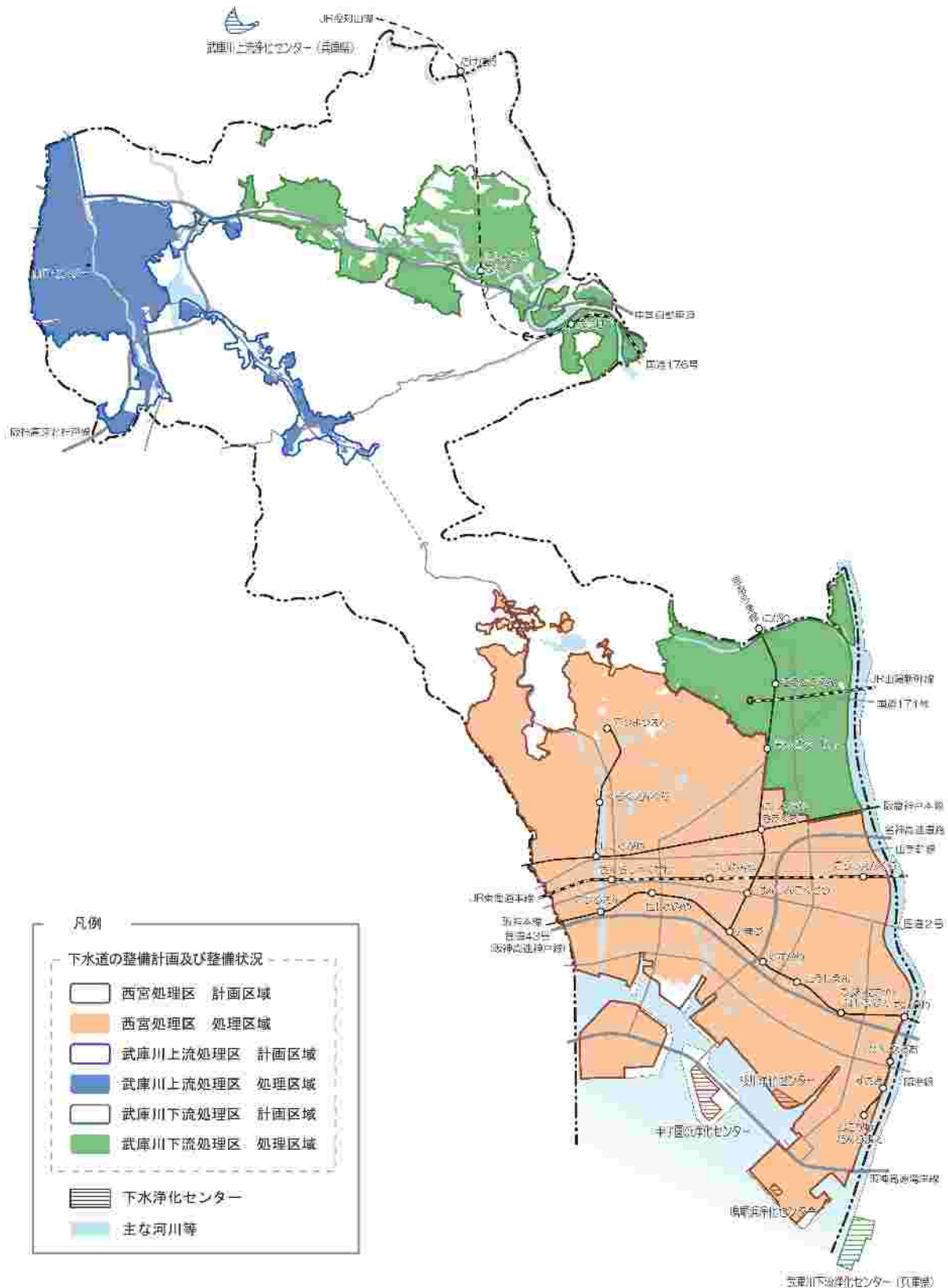
シェアサイクルの利用動向調査（阪神甲子園広場駐輪場）

(4) 下水道・河川の整備の方針

本方針は、安全・安心な暮らしや、快適で健康的な暮らしを守るとともに環境保全にも不可欠な都市基盤である、下水道や河川についての方針を示すものです。

本市の下水道区域は、市が事業主体となる単独公共下水道の西宮処理区と、県が事業主体となる武庫川流域下水道の上流処理区・下流処理区の3つの処理区で構成されています。

■ 下水道区域図



基本方針

- 下水道については、良好な水環境の創造や安心・安全かつ快適なまちづくりなど多様なニーズに対応するため、全戸の水洗化促進、浸水被害の軽減、合流式下水道の改善、高度処理施設への改築、老朽化・地震対策の推進などに取り組みます。
- 河川や水路の改修を進め、排水能力の向上を図るとともに、市民にうるおいを与える水辺空間の創造に努めます。

取組・施策

水洗化の促進

- 処理区域内の水洗化率は99%に達しており、残る1%の向上を目指し、下水道への切り替え促進に努めます。

浸水被害の軽減

- 短時間の局地的な豪雨により発生する浸水被害を軽減するため、管渠等の既存施設の能力を最大限活用し、貯留・浸透対策を効果的に組み合わせ、時間雨量55mmに対応する下水道施設の整備を進めます。
- 河川・下水道の整備により雨水を海域へ流下させるだけでなく、流域内において雨水を一時的に貯留・浸透させるとともに、あらかじめ適切に浸水の発生に備えるなどの対策を組み合わせた総合治水について、県、市及び市民が協働して推進します。

良好な水環境の創造

- 大阪湾の水質環境基準を達成できるよう、枝川浄化センター及び甲子園浜浄化センターにおいて、高度処理法を採用した施設への改築・増設を進めます。
- 合流式下水道区域（概ねJR東海道本線以南の地域）において整備を進めている雨水貯留施設を合流式下水道改善のための施設として併用します。

老朽化・地震対策の推進

- 施設の重要度や耐震診断結果に基づく優先順位を決定し、耐震化や改築を効率的に進めます。

河川・水路の整備・改修

- 市内には主要な河川として県が管理する二級河川が17河川あります。二級以外の河川や水路については西宮市指定水路として、老朽化対策や、排水能力の向上を図るための改修を進めます。
- 河川や水路を改築する場合には、親水施設の設置や自然環境に配慮した多自然川づくりの推進に努めます。

関連する主な都市計画制度	都市計画施設（下水道）
関連する計画	西宮市下水道ビジョン、西宮市下水道事業経営戦略

取組例



高度処理施設の整備（甲子園浜浄化センター）



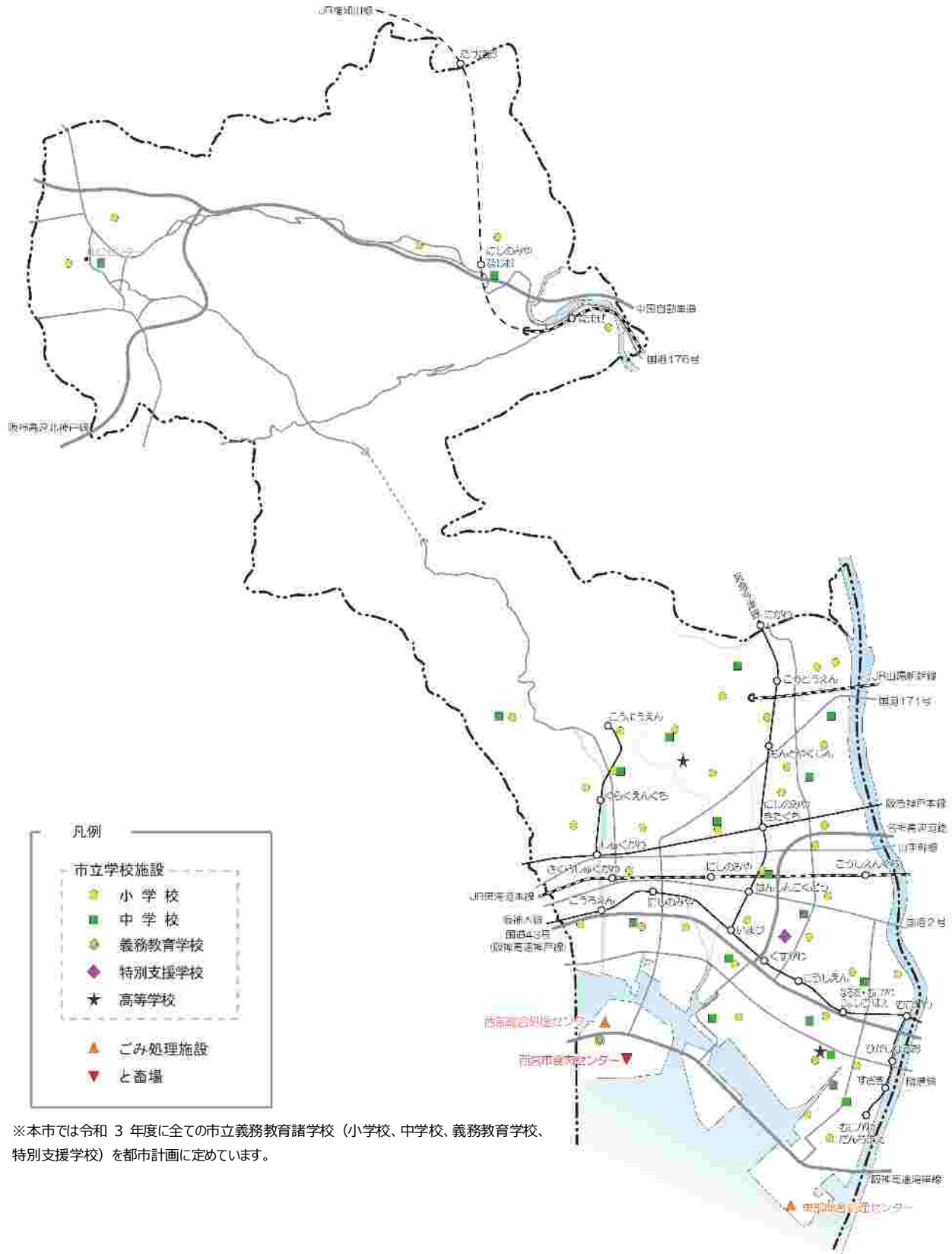
雨水貯留施設の整備（鳴尾駅前雨水調整池）

(5) その他都市施設の整備の方針

都市計画では、道路、公園、下水道などの都市施設に加え、学校、ごみ処理施設、と畜場などを都市計画に定めることにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持することとしています。

本方針は、都市活動に必要なごみ処理施設・と畜場、避難所としての防災機能や地域コミュニティ形成に重要な役割を担う学校、などについての方針を示すものです。

■ その他都市施設の現況図



基本方針

- 良好で快適な都市環境を実現するために、都市施設を適切に維持するとともに、計画的な都市施設の再整備を推進し、時代に即した機能の向上を図ります。
- 施設の整備にあたっては、安定的な財源の確保やライフサイクルコストの削減に配慮した公共施設マネジメントに努めます。

取組・施策

学校施設の長寿命化と規模の適正化

- 財政負担の軽減と平準化を図るため、長期的な視点による施設長寿命化計画に基づき、予防保全型の施設改修及び建替えを計画的に実施します。また、将来的な児童・生徒数の減少を見越して、他施設との複合化や減築といった施設規模の適正化を進めます。
- 今後の児童・生徒数や学級数の推計を基にして、教室不足が見込まれる一部の学校について、児童・生徒数急増の抑制のため「教育環境保全のための住宅開発抑制に関する指導要綱」を適正に運用するとともに、仮設教室の設置や校舎の増改築等による教室不足対策を実施します。

ごみ処理施設等の適切な運用

- 西部総合処理センター及び東部総合処理センターにおいては、敷地や施設等を相互に有効活用して、計画的かつ効率的な施設の運用及び維持管理を行います。
- 老朽化した西部総合処理センター破砕選別施設の代替施設として、東部総合処理センターに金属やペットボトルなどの資源物を効率よく回収できる施設を計画し、整備します。
- 老朽化した西部総合処理センター焼却施設の代替施設として、西部総合処理センター破砕選別施設の跡地に、東部総合処理センター焼却施設と集約し、廃棄物エネルギーの利活用に優れた施設を計画し、整備します。
- その他の都市施設は、社会情勢や都市を取り巻く環境の変化を踏まえ、必要性に応じて、適切な見直しを行います。

関連する主な都市計画制度	都市計画施設（学校、処理施設、と畜場）など
関連する計画	西宮市学校施設長寿命化計画、西宮市一般廃棄物処理基本計画、西宮市公共施設等総合管理計画

取組例



校舎の建替え（春風小学校）

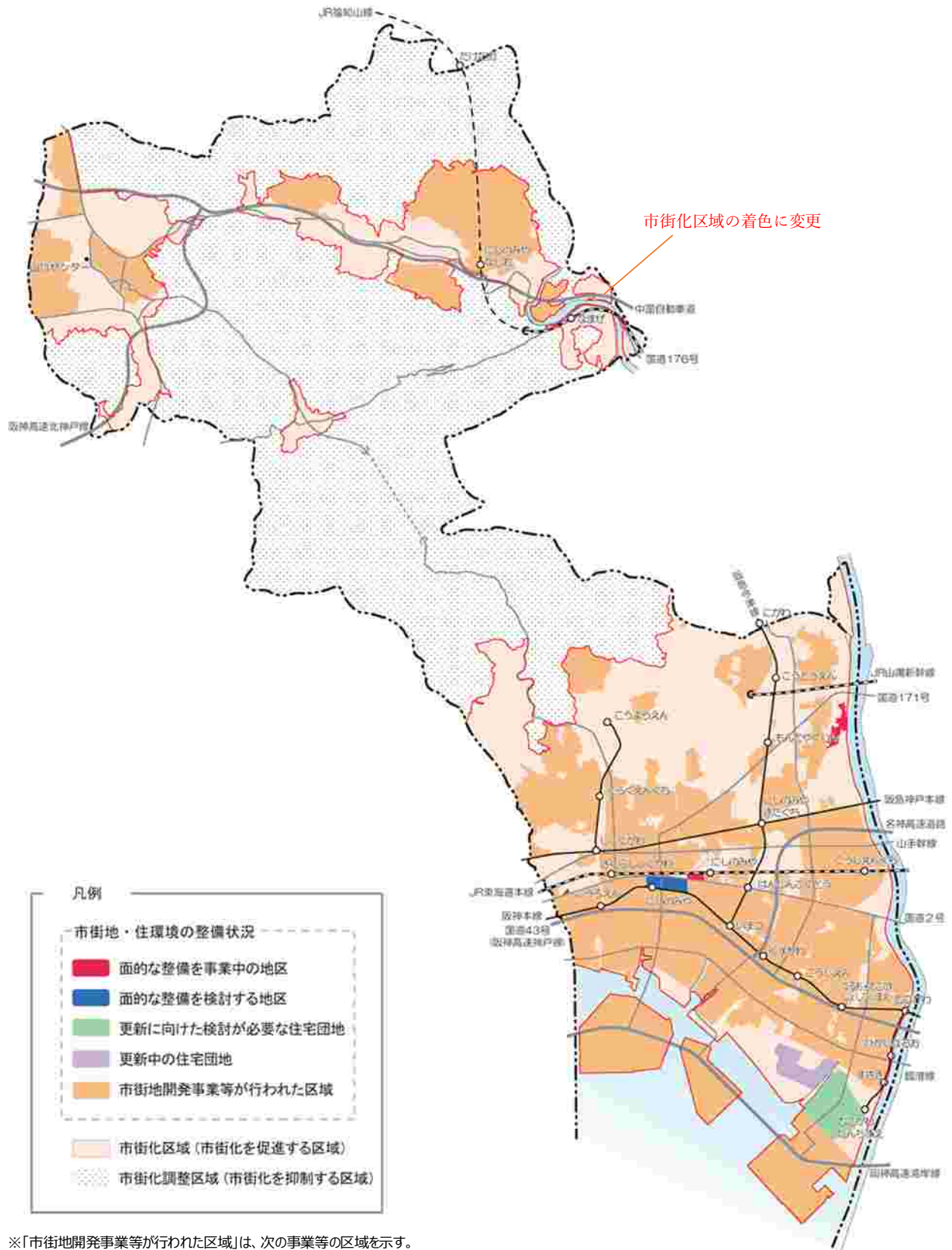


ごみ焼却施設（東部総合処理センター）

(6) 市街地・住環境の整備の方針

本方針は、都市核の更なる魅力向上や地域の特性を生かした良好な市街地・住環境を形成するための方針を示すものです。

本市では、良好な市街地・住環境を整備・誘導するため、都市計画制度（市街地開発事業や地区計画等）の活用、民間活力を導入した市街地の形成などの取組を行っています。



※「市街地開発事業等が行われた区域」は、次の事業等の区域を示す。

土地区画整理事業、耕地整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、
流通業務団地造成事業、一団地の住宅経営・住宅施設、埋立地

基本方針

- 都市機能が充実した魅力的な都市核の形成を図るとともに、土地利用の状況や自然環境、歴史、まちなみなど、地域の特性を生かした良好な市街地の形成を図ります。また、主要な幹線道路沿道では防災機能の向上とともに、適正な土地利用を誘導します。

取組・施策

魅力的な都市核の形成

- 阪急西宮北口駅周辺及び阪神西宮駅・JR西宮駅周辺では、都市核にふさわしい賑わいと魅力あるまちづくりを進めるため、経済・社会情勢の変化も踏まえて、行政、商業・業務（オフィス）、教育・文化、医療・福祉などの都市機能の充実及び交通環境の改善や交通結節機能の向上を図ります。
- 多くの人々が集まる都市核周辺の公共空間の有効活用にあつては、歩行者の利便性向上や民間活力を活用した空間整備等により、ゆとりのある、居心地が良く歩きたくなる空間の形成に努めます。
- 阪神西宮駅の北側地区では、交通結節機能の向上や駅前にふさわしい賑わいと活力ある環境形成のため、官民が連携し、公共施設の再編と合わせた駅前空間の再整備（**大街区化等**）を進めるとともに、土地の有効かつ高度な利用により、多様な都市機能の集積を図ります。
- 市役所本庁舎周辺では、点在し、老朽化が進む公共施設の再編整備を段階的に進めるとともに、周辺の公園や広場と一体となった緑豊かで市民に親しまれるシビックセンターの形成を目指し、長期的な再整備事業に取り組みます。
- JR西宮駅の南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしい賑わいと魅力ある都市空間の形成に向けて、引き続き組合施行の第一種市街地再開発事業を進めます。

良好な市街地の形成

- 既成市街地では、地区計画などの制度を活用し、地区の特性に応じた良好な市街地環境の保全や向上を図ります。
- 新たな公共空間（公園・広場・道路など）の整備にあつては、人や公共交通を中心とした居心地が良く歩きたくなる空間の整備に努めます。
- 公共空間の整備・利活用においては、官民が連携し、民有地も含めた一体的な活用や、地域資源を活かしたまちづくりを推進するため、再開発等促進区など都市計画制度の活用を検討します。
- 甲東瓦木地区では、良好な市街地の形成のために都市計画道路の整備を進めます。また、狭あい道路拡幅整備等に加えて、地域住民主体の取組の進展に応じて、地区計画や小規模な土地区画整理事業などの手法を活用し、都市基盤施設の整備を促進します。
- 阪急武庫川新駅設置の際には、駅へのアクセス動線の確保や、地区特性にふさわしい市街地環境形成への取組を進めます。
- 阪神甲子園駅を中心としたエリアにおいては、隣接するスポーツ・レクリエーション拠点と連携を図りながら、更なる賑わいの創出に努めます。
- 南部地域の既成市街地で木造住宅等が集積する地区では、狭あい道路の拡幅や宅地の共同化を支援するなど、安全で良好な市街地の形成に努めます。
- 北部地域の人口減少や高齢化等に対応する総合的なまちづくりの検討を進める中で、既成住宅地においては、必要に応じて市街地のあり方、都市基盤施設の整備について検討します。
- 地域住民が主体となってまちづくりに取り組み、住環境やまちなみの向上を目的に地区計画等を定める地区については、まちづくりに対する支援として、住環境の向上に資する公共施設の整備・改善を検討します。

- 臨海部では、希少な自然海浜の保全に努めるほか、兵庫県が実施する地震高潮対策事業の促進や、西宮旧港周辺の道路・公園整備を推進します。また、スポーツ・レクリエーションを始めとする賑わいづくりに努めるとともに、公有地等の有効活用を図ります。

幹線道路の沿道環境の整備

- 幹線道路沿道においては、周辺環境や市街地の状況を踏まえながら、必要に応じて、沿道の環境対策に努めます。
- 国道 43 号（広域防災帯）については、環境防災緑地の整備により、沿道の環境対策に努めます。
- 国道 2 号沿道については、延焼遮断帯等としての機能強化のため、建築物の不燃化を誘導します。

計画的な土地利用の推進

- 良好な市街地を形成するため、過度に人口を偏在させず、地域ごとに人口密度を適切に維持できるよう、土地利用のあり方を検討します。
- 都市生活に必要な生活サービス機能が日常生活圏域で提供されるよう、利便性の高い公共交通で結ばれた持続可能でコンパクトな都市を維持するために、土地利用を適切に規制・誘導します。
- 大規模土地利用転換や大規模住宅団地の建替えなどを行う地区では、地区計画や景観重点地区等の活用を含めた整備手法を検討し、地域特性を生かした良好な住環境の保全や市街地環境の向上に努めます。

良好な住宅ストックの形成

- 阪神西宮駅の北側地区及び JR 西宮駅の南西地区では、土地の合理的な高度利用を図り魅力的な都市核を形成するため、計画的な都市機能の更新に合わせて、都市機能と住環境が調和した利便性の高い市街地を誘導します。
- 大規模な住宅団地等の建替えに際しては、地域特性に応じた多様で良好な住宅ストックの形成を図ります。
- 住生活の向上と環境への負荷の低減を図るため、長期優良住宅などの制度を活用して長寿命化に配慮した質の高い住宅の整備を誘導します。
- 高齢者や障害のある人などに対する重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの構築を図ります。その中核となる市営住宅については長寿命化を促進し、老朽化した市営住宅の統廃合により効率的な住宅整備を進め管理戸数の適正化を図ります。また、民間賃貸住宅への円滑な入居を促す取組を推進します。

住宅ストックの適切な維持・活用

- マンションの管理の適正化を推進するため、市内のマンションの実態把握を進めるとともに、管理が適正に進み、管理不全に陥らないための情報提供や啓発、専門家による助言等を行います。
- 既存の住宅ストックを長期にわたり有効活用できるよう「住宅耐震改修促進事業」による耐震化や「人生いきいき住宅改造助成事業」によるバリアフリー化を促進します。
- 各種専門家と協働して、多様化する住まいのニーズに対して適切に助言できる相談体制と情報提供の仕組みの充実を図ります。
- 空き家所有者へ空き家の問題解決のための相談支援や情報提供等により、市場でのストック活用や流通の促進を図ります。また、空き家所有者と利用希望者をマッチングする等の支援を行うことにより、空き家を公益活動の場所など、地域資源としての活用促進を図ります。
- 郊外住宅地における生活利便性の確保や市街地環境の維持のため、地域力の向上を図りつつ、土地利用のあり方を検討するとともに、空き家対策、交通等の分野とも連携した、総合的なまちづくり施策を検討します。

良好な住環境の保全・向上

- 良好な住環境を確保するため、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」や「景観計画」、「地区計画」などに基

づき、開発行為などに対し、適正な規制・誘導を行うとともに、必要に応じて制度のあり方について検討します。

- 地区計画、景観重点地区等を活用して、建築物の高さや用途の制限、緑の確保などにより、地域特性に応じたまちなみの保全や住環境の改善・向上に取り組む住民組織に対し、専門家の派遣や助成を行うなど、地域住民の主体的なまちづくり活動を支援します。

2050年ゼロカーボンシティに向けた取組

- 太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を進めます。特に、公共施設において、率先して太陽光発電設備など再生可能エネルギーの導入を検討するとともに、再生可能エネルギーの更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池の積極的な導入を図ります。また、大規模な公共施設については、改修時に積極的に省エネ化・ZEB化を図るとともに、新築や建替時にZEB基準の省エネ性能の確保を目指します。
- 住宅や事業所のZEH・ZEB化、また住宅やビルへの太陽光発電設備などの再生可能エネルギー導入に向けて、建物の環境性能や事例の紹介のほか、有効な補助制度を検討するなど、市内建築物の省エネルギー化及び再生可能エネルギー導入に向けた支援を行います。

関連する主な都市計画制度	市街地再開発事業、土地区画整理事業、高度利用地区、地区計画など
関連する計画	にしのみや住宅マスタープラン 第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

取組例



新住宅市街地開発事業（名塩ニュータウン）



再開発等促進区（西宮北口南地区）



市街地再開発事業（アクタ西宮）

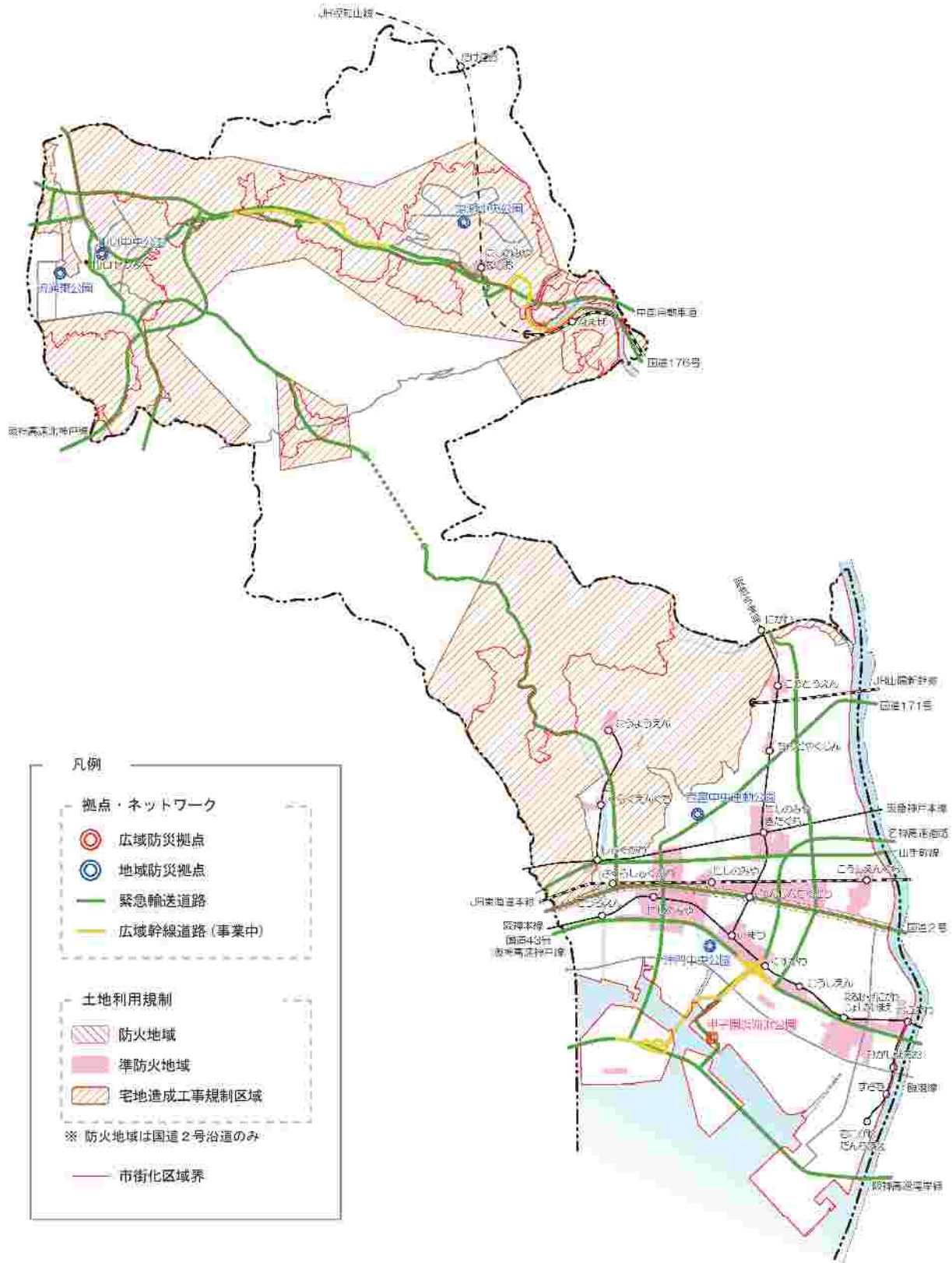


地区計画（浜甲子園団地）

(7) 都市防災の方針

本方針は、地域防災計画と連携を図りながら、安全・安心な都市づくりの実現を目指して、自然災害に対応した都市基盤の整備や機能確保、安全な市街地の誘導等の方針や施策を示すものです。

■ 都市防災の方針図



基本方針

西宮市地域防災計画と連携を図りながら、土砂災害や地震・津波対策、浸水対策などあらゆる自然災害を想定した総合的な防災体制の充実を図るとともに、防災拠点・ネットワークの機能確保や、緊急輸送道路などの都市基盤施設の整備・改修、災害に強い市街地の誘導など、都市防災力の強化を図ります。

取組・施策・方向性

防災拠点・ネットワーク等の整備・機能確保

- 災害時の救援・救護、復旧活動等の拠点となる広域防災拠点（県整備）と、地域防災拠点（市整備）については、拠点間の連携を図り、機能強化に努めます。
- 災害時の復旧・復興活動を支える緊急輸送道路の機能確保のため、国道176号名塩道路や名神湾岸連絡線の整備を促進します。
- 国道2号沿道では、防火地域等の指定により耐火建築物の立地を促進します。また、国道43号についても、沿道の環境対策とあわせ広域防災帯としての機能が高まるよう、国が進める環境防災緑地等の整備を促進します。
- 避難経路や避難場所となる都市計画施設（道路、公園、学校など）の整備・機能維持や災害リスクを想定した改修を適切に行います。また、上下水道などのライフライン、公共施設の耐震化を推進します。
- 災害時の交通機能の確保などのため、電線共同溝の整備により、緊急輸送道路等の無電柱化を推進します。

災害に強い市街地の形成

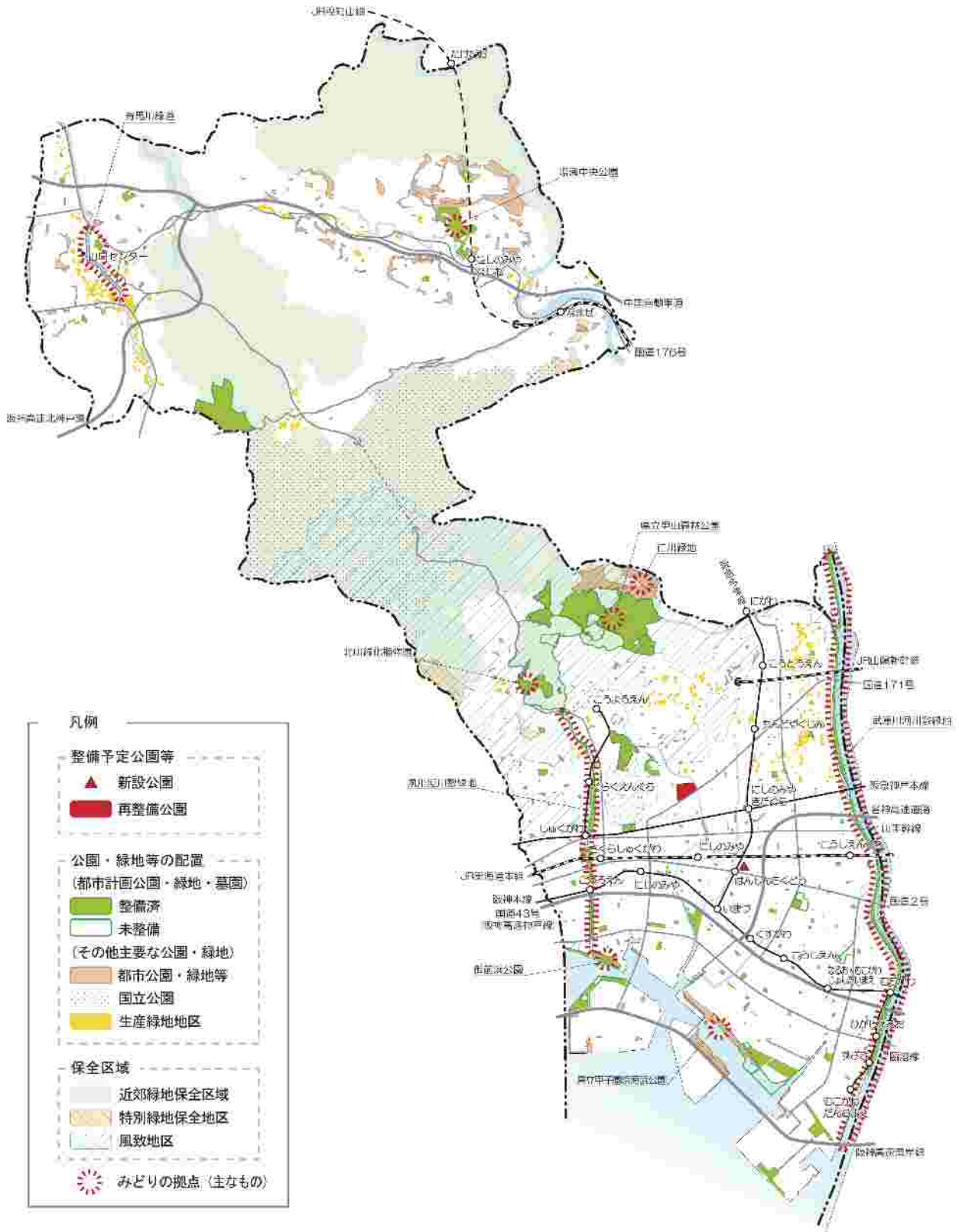
- ハザードマップ等により災害のリスクを周知するとともに、これまでの市街地形成の状況を踏まえつつ、災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導（区域区分、居住誘導区域など）のあり方を検討します。
- 開発許可や宅地造成工事許可等における技術基準の審査等を通じて、宅地の安全性の確保に努めます。また、宅地造成及び特定盛土等規制法に対応した特定盛土に対する規制等により、土砂災害への対策を強化します。
- 県が総合治水条例に基づき、雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対して要請する、「重要調整池」の設置等について、連携して推進します。
- 幹線沿道や駅などの拠点周辺などの高容積率、高建蔽率の地区においては、市街地の安全性の確保のため、引き続き防火、準防火地域に指定します。また、都市基盤の整備状況や市街地の密集度を踏まえ、用途地域の指定状況に応じた準防火地域の見直しを検討します。
- 既存市街地の木造住宅が密集する地区では、狭あい道路の拡幅や空き家の適正な維持管理を促進するなど、災害に強い市街地の形成を図ります。
- 今後、立地適正化計画の改定にあわせて、地域防災計画と連携を図りながら、災害リスクを考慮したまちづくりの指針となる防災指針の作成を検討します。
- 二級河川の治水対策や南海トラフ地震による津波対策、高潮対策など、県の管理する施設の整備事業については、事業の着実な実施を要請します。
- 砂防指定地や土砂災害特別警戒区域等においては、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業の推進を国・県に要請します。

関連する主な都市計画制度	都市計画施設（道路、公園、学校、下水道）、防火・準防火地域 など
関連する計画・制度	西宮市国土強靱化地域計画、西宮市地域防災計画、西宮市立地適正化計画、宅地造成等規制法

(8) みどりの整備の方針

みどりは市民に憩いの場をもたらし、景観形成や自然環境・生物多様性の保全の観点から私たちの暮らしに欠かせないものです。本方針は、人と自然が共生できるまちづくりに向けて、山・川・海などの豊かな自然環境の保全と活用、緑化の推進、公園等の適切な運営・整備について示すものです。

■ みどりの整備の方針図



基本方針

- 人と自然が共生できるゆとりと潤いのあるまちを目指し、豊かな緑や多様な生物の生育環境の保全・再生に努めるとともに、自然とふれあうことのできる場を創造します。また、市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組み、花とみどりのまちづくりを推進します。
- 公園の適正な配置を図るとともに、誰もが安全・安心・快適に利用できる公園整備・維持管理に取り組みます。

取組・施策

自然緑地の保全と活用

- 山・川・海の緑を保全することで、水と緑のネットワークをつくり、潤いのある美しい都市景観を守るとともに、市民の憩いの場としての活用を図ります。
- 六甲山系や甲山をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園、風致地区、近郊緑地保全区域として引き続き保全に努めます。
- 市街化調整区域については、緑地の保全と育成に努めるとともに、農地の維持を図ります。
- 市街化区域における緑地は、都市の貴重な緑としての周辺の住宅地等と調和するよう、風致地区等として保全・育成し、都市農地については生産緑地制度を活用した保全に努めます。
- 地域や事業者と連携した里山保全の推進、湿原の保全及び、ナラ枯れ被害等の拡大防止に取り組みます。
- 仁川緑地等の都市近郊の公園や緑地については、小学生の自然体験活動など、環境学習の場として広く活用します。

生物多様性に配慮した生育環境の保全

- 自然保護地区、鳥獣保護区や生物保護地区をはじめとする、貴重な動植物が生息する豊かな自然環境の保全に努めます。
- 多様な主体との参画・協働を進めるなど、生物多様性を支える人づくりを支援する取組を展開します。
- 甲子園浜・御前浜に残る貴重な海浜植物の保護・育成を市民と共に取り組みます。
- 開発などの際には、生態系に悪影響を及ぼす外来種の植栽を控えるよう指導するなど、生物多様性への配慮を求めます。

緑化の推進

- 街路樹の適正な育成管理など道路の美観及び安全性を確保し、学校などの公共施設では、市の花である桜の植栽に努めます。
- 北山緑化植物園などを拠点とした民有地緑化の普及啓発を行うとともに、各種緑化助成事業等による支援を充実するほか、地域緑化の担い手となる市民ボランティアの養成と連携に努め、市民が主体となった花とみどりのまちづくりの活動を推進します。
- 開発や建築行為に対して敷地内や屋上の緑化を指導するとともに、緑地協定の締結を促進します。
- 緑化及び森林の保全を推進し、森林の本来有する公益的機能を最大限に発揮させることで、地球温暖化防止に資する自然豊かな都市環境の形成に努めます。

新設公園の整備

- 県市統合新病院の南西角に、子供の遊び環境の充実、高齢者の健康増進や防災・減災機能の向上、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた公園を整備します。
- 公園が充足していない地域においては、新たな公園の整備に取り組み、地域偏在の解消に努めます。なお、新設公園の用地については、土地所有者と調整を図りながら生産緑地地区の活用も検討します。

- 甲子園浜埋立地において、多目的グラウンドを含む公園の整備を検討します。

公園の魅力向上

- 西宮中央運動公園は新体育館・新陸上競技場の整備に合わせて公園全体の再整備を行い、スポーツ・レクリエーション機能や、地域防災拠点機能の充実を図ります。
- 鳴尾浜臨海公園・浜甲子園運動公園（鳴尾浜公園）・西宮浜総合公園などの大規模公園が集まる臨海部では、港湾緑地との連携を図りつつ、市民がスポーツやレクリエーションに親しめる場としての賑わいづくりに努めます。
- 老朽化した公園のリニューアルについては、子供の遊び環境の充実、高齢者の健康増進につながる施設の設置など、地域の状況やニーズを把握し、ユニバーサルデザインの見点も取り入れたリノベーション（機能拡充）を進めます。
- 民間活力の導入により魅力ある公園の整備・運営を図ります。
- 地域団体などと連携して公園美化を進め、清潔で快適な公園づくりに取り組むとともに、活動を通じてみどりへの愛着と地域のきずなを育みます。

長期間未整備公園の見直し

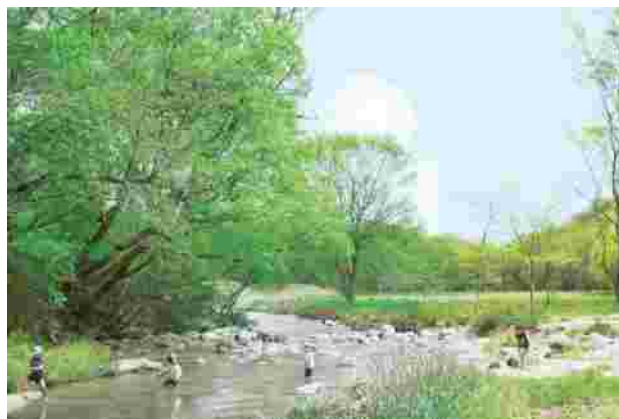
- 社会経済状況の変化などにより、計画決定後、長期間未整備となっている都市計画公園・緑地については、必要性・代替性・実現性などを検証し、地域固有の要素も考えながら、廃止を含めた計画の見直しを進めます。

関連する主な都市計画制度	区域区分（市街化調整区域）、都市計画施設（公園、緑地）など
関連する計画	西宮市みどりの基本計画、未来につなぐ生物多様性にしのみや戦略、第二次西宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 西宮市森林整備計画

取組例



自然環境の保全（甲山）



自然環境の保全（仁川広河原）



自然海浜の保全（甲子園浜）



地域と連携した里山保全活動（ナシオン創造の森）



緑地の整備・保全（有馬川緑道）



緑地の整備・保全（夙川河川敷緑地）



都市計画公園の整備（西宮浜総合公園）



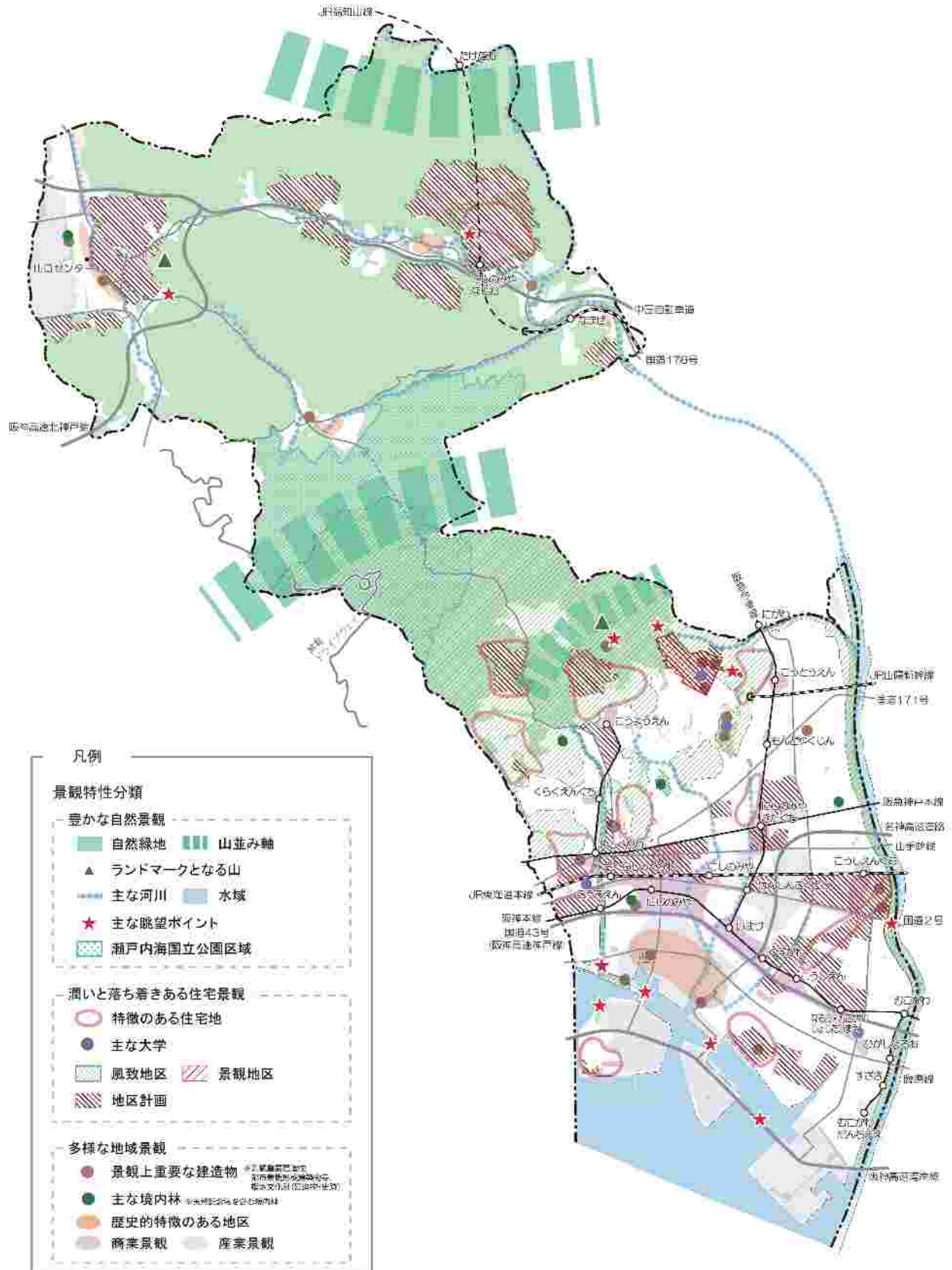
都市計画公園のリニューアル（学文殿公園）

(9) 都市景観形成の方針

本市では、「文教住宅都市・西宮」にふさわしい良好な景観をまもり・つくり・そだてるために「西宮市景観形成基本計画」を策定し、本市の景観形成における基本的な方針等を示しています。

本方針は、「西宮市都市景観形成基本計画」の方針を踏まえ、景観形成に係る都市計画制度等の方針や施策について示すものです。

■ 景観特性図



※地区計画については令和4年12月末時点の情報です。

目指すべき景観像（西宮市都市景観形成基本計画（R4.4））

「潤いと風格のある 心地よい 文教住宅都市の景観」

基本方針（西宮市都市景観形成基本計画（R4.4））

1. 山と海のつながりが感じられる景観の形成
2. “わたしたちのまち”を誇りに思える景観の形成
3. 地域の景観資源をいかした景観の形成
4. にぎわいと活力を感じられる景観の形成
5. みんなが快適に暮らし過ごせる景観の形成

取組・施策・方向性

自然景観（市街化調整区域）

- 市街化調整区域においては、山林や樹林等の自然緑地による自然景観を主とするエリアとして、保全を図ります。
- ランドマークとなる甲山や丸山、六甲山系・北摂山系の山並み、武庫川や夙川などの河川、御前浜や甲子園浜などの自然海浜など、都市近郊の貴重な自然環境は、市街化調整区域や都市計画緑地として、引き続き保全に努めます。

市街地景観（市街化区域）

- 市街地においては、土地利用方針に基づき、地域特性に応じた適切な土地利用の誘導を図り、良好な景観形成に努めます。また、水や緑などの自然的な要素を有し、良好な景観が形成されている地区においては、風致地区に指定し、都市環境の保全を図ります。
- 地域の良好な景観形成上重要な建造物については、景観重要建造物や都市景観形成建築物等に指定し、保全を図ります。
- 都市内に残る農地は、都市環境や都市景観の観点から、生産緑地制度の活用により保全に努めます。
- 北部地域においては、現存する歴史的なまちなみや田園景観の保全に努めます。また、住宅団地においては、地区計画等により緑豊かな住宅景観の保全に努めます。
- 特徴的なまちなみが形成されている南部地域丘陵部（苦楽園、甲陽園、甲東園など）などにおいては、景観施策と連携しつつ、これまでの文教住宅都市としてのまちづくりを継承した都市計画制度（風致地区、景観地区、地区計画など）の運用に努めます。
- 南部地域の都市核周辺などにおいては、魅力的で賑わいある空間形成に努めるとともに、再開発などの土地利用転換が行われる場合には、地区計画などの制度を活用した秩序ある街並みの誘導や地域の顔となる景観形成に努めます。また、臨海部においては、貴重な自然海浜を保全するとともに、海との近さを活かし、身近に自然を感じられる景観の形成に努めます。
- 地域特性に応じた住環境を保全・向上するために、地区計画や景観重点地区など地域主体の都市づくりを積極的に推進します。
- 市が任意で地区の指定を行う景観形成推進地区の指定制度等を利用し、地域住民の意識啓発を積極的に図っていくことで、地域主体の景観づくりを誘導していきます。

公共空間

- 緑豊かな公園・緑地を整備・保全するとともに、主要な鉄道駅周辺や幹線道路、河川などにおいては、修景・緑化に努め、魅力ある公共空間を創出します。
- 都市景観などの観点から、幹線道路や主要な鉄道駅周辺などにおいては、無電柱化の取組を推進します。
- 建築物や橋梁などの公共建造物で、景観形成上重要な役割を果たすものは、地域の景観形成に貢献できるように、建造物の保全やデザインの向上に努めるとともに、新たにできる公共建造物については、周辺との調和に配慮しつつ、良好な景観の誘導に努めます。
- 臨海部における公園・緑地整備にあたっては、自然環境や眺望を活かした魅力的な海辺の景観形成に努めます。

関連する主な都市計画制度	区域区分、用途地域、景観地区、風致地区、地区計画、 都市計画施設（公園・緑地） など
関連する計画	西宮市都市景観形成基本計画

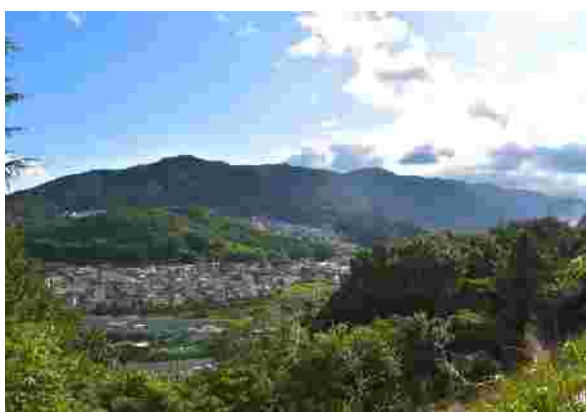
主な都市景観



丸山・金仙寺湖



山口町中野



北部住宅地



山口町船坂



鷺林寺南町



甲陽園目神山町



夙川



ニテコ池



阪急西宮北口駅



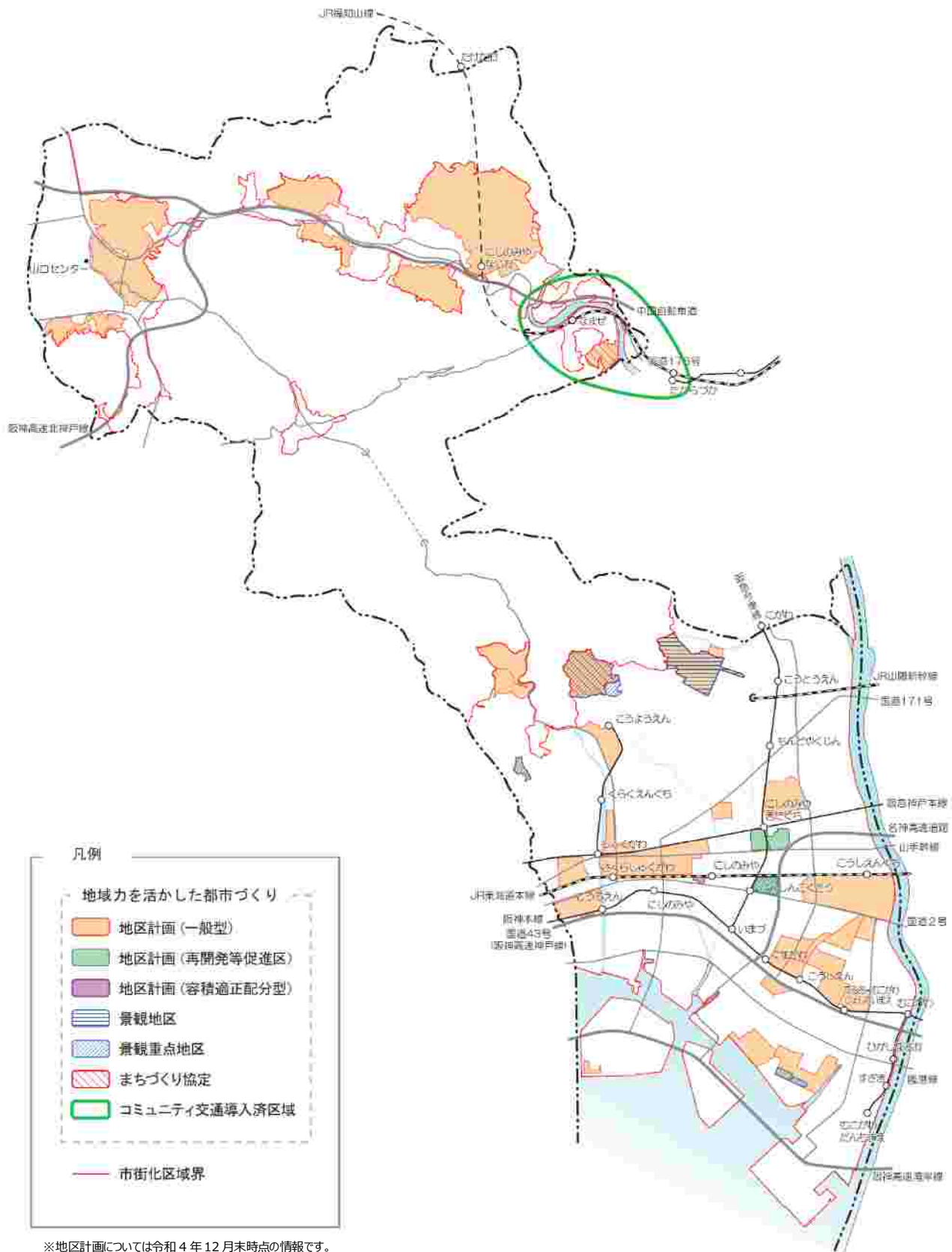
西宮浜マリパークティ

(10) 地域力がはぐくむ都市づくりの方針

本市においては、地域住民が主体となった取組や事業者と連携した取組など、市内各所において、地域力を活かした都市づくりが展開されており、文教住宅都市・西宮としての特徴的な市街地の形成に寄与しています。

本方針では、引き続きこれらの協働の都市づくりを推進するための方針や取組を示すものです。

■ 都市づくり現況図



※地区計画については令和4年12月末時点の情報です。

基本方針

地域住民、事業者、市が都市づくりの将来像を共有し、地域主体のまちづくり活動[※]や事業者と連携した都市づくりを推進することにより、地域の特性や資源を活かした魅力的で活力ある都市空間の形成に努めます。

取組・施策・方向性

都市計画に関する情報の発信

- 地域住民や事業者など各主体における都市づくりに対する関心が高まるように、都市計画マスタープランやホームページ等を通じて、都市の将来像や都市計画制度などの情報の広報・周知を行うなど、情報の発信に努めます。
- 地区計画策定後、長期間見直しがされていない地区については、見直し検討のきっかけとなるような情報提供や働きかけのあり方について検討します。

地域主体のまちづくり活動への支援

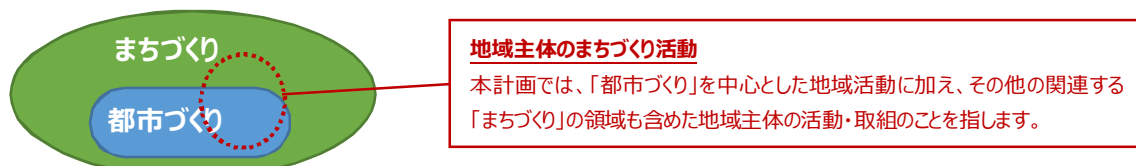
- 地域の合意形成や地域主体のまちづくり活動の段階に応じたきめ細かな支援を行うなど、活動を推進するための取組を引き続き進めていきます。
- 地域の合意形成のもと策定されたまちづくりの構想については、構想の実現化に向けて、地区計画などの制度の活用などに取り組みとともに、公共空間に対する要望事項については、庁内の事業担当課と連携を図り、事業実施の検討や関連機関への要請を行います。
- 地域主体のまちづくり活動が、地区計画の策定後などにおいても、継続的に実施されるよう、支援のあり方について検討します。
- 活力ある地域づくりや持続可能な地域公共交通の確保を図るため、地域が主体的に取り組むコミュニティ交通の導入に対して、支援を行います。
- 生涯学習推進計画において取組が検討されている地域まちづくり施策と連携し、都市計画制度等に関する情報発信の場を設けるなど、地域主体のまちづくり活動のきっかけづくりに努めます。

事業者と連携した都市づくりの推進

- 事業者と連携し、民有地も含む公共空間（公園・広場・道路など）の整備・有効活用や、地域資源を活かした都市づくりを推進するため、都市計画制度（再開発等促進区、地区計画など）の活用を検討します。
- 都市核の周辺など、人が集まる公共空間の有効活用にあたっては、ゆとりある空間の確保、歩行者の利便性の向上や官民一体の空間整備等による居心地が良く歩きたくなる空間の形成に努めます。また、空間の利活用においては、民間活力やまちづくり団体との協働により、持続的なエリアの活性化に努めます。
- 大学のまちとしての西宮の魅力を高めるため、大学等の施設更新に併せて、大学周辺も含めた一体的な都市づくりが検討される場合には、都市計画制度等の機動的な運用を検討します。
- 民間活力を活かした公園の整備やイベントの開催等により、公園の魅力向上に取り組みます。

関連する主な都市計画制度	地区計画、景観地区 など
関連する計画・制度	西宮市生涯学習推進計画、西宮市都市交通計画 西宮市まちなみまちづくり基本条例

※地域主体のまちづくり活動について



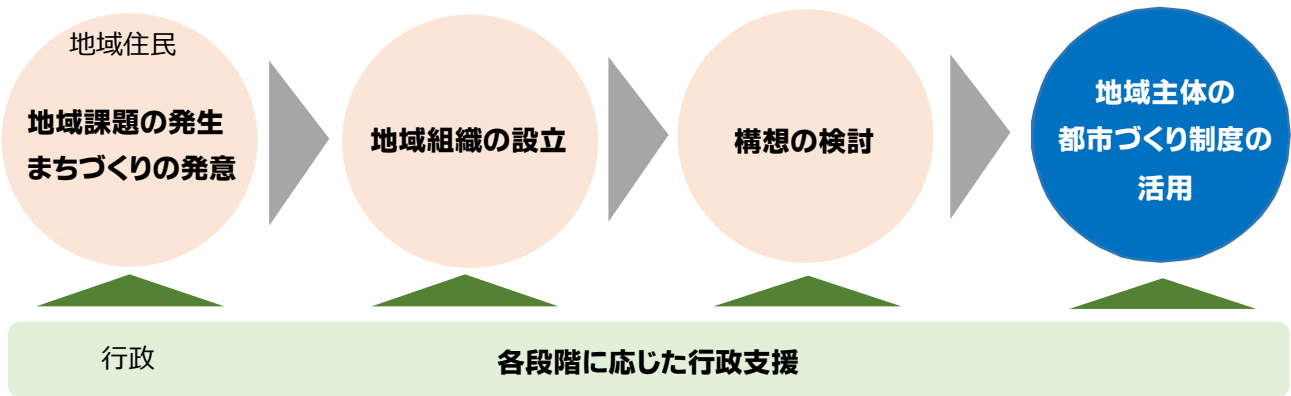
地域主体のまちづくり活動の推進

本市では、各種都市づくりの制度を活用した地域主体のまちづくり活動が展開されています。本市では、これらの活動を推進するため、地域の合意形成の段階に応じて、支援を行っています。

▶主な都市づくりの制度

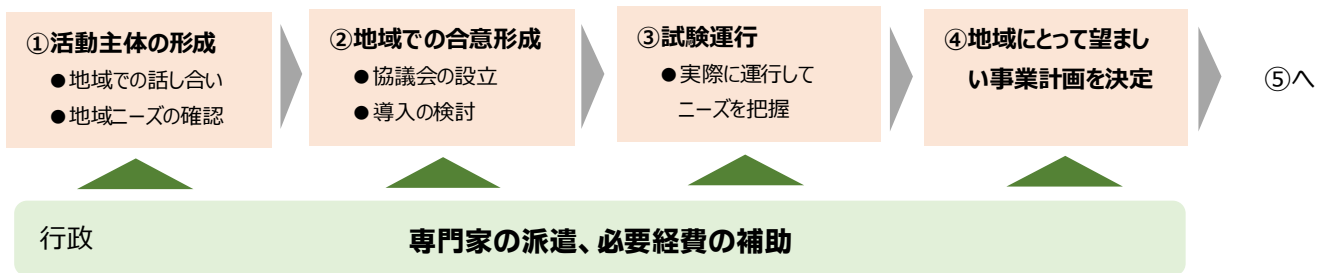
- 土地利用、都市景観
地区計画（都市計画法） 景観重点地区（市条例） まちづくり協定（市条例） など
- 地域交通
コミュニティ交通

▶実現までの流れ

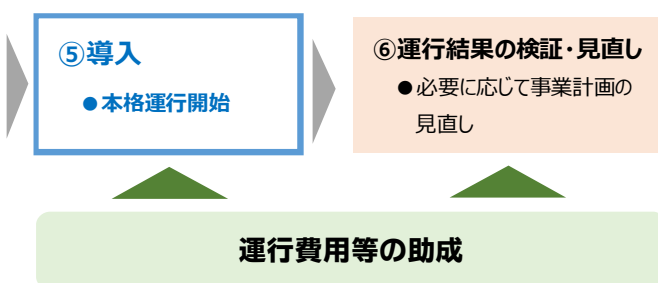


事例1 交通不便地域におけるコミュニティ交通の運行

ステップ1 発意から事業計画の作成



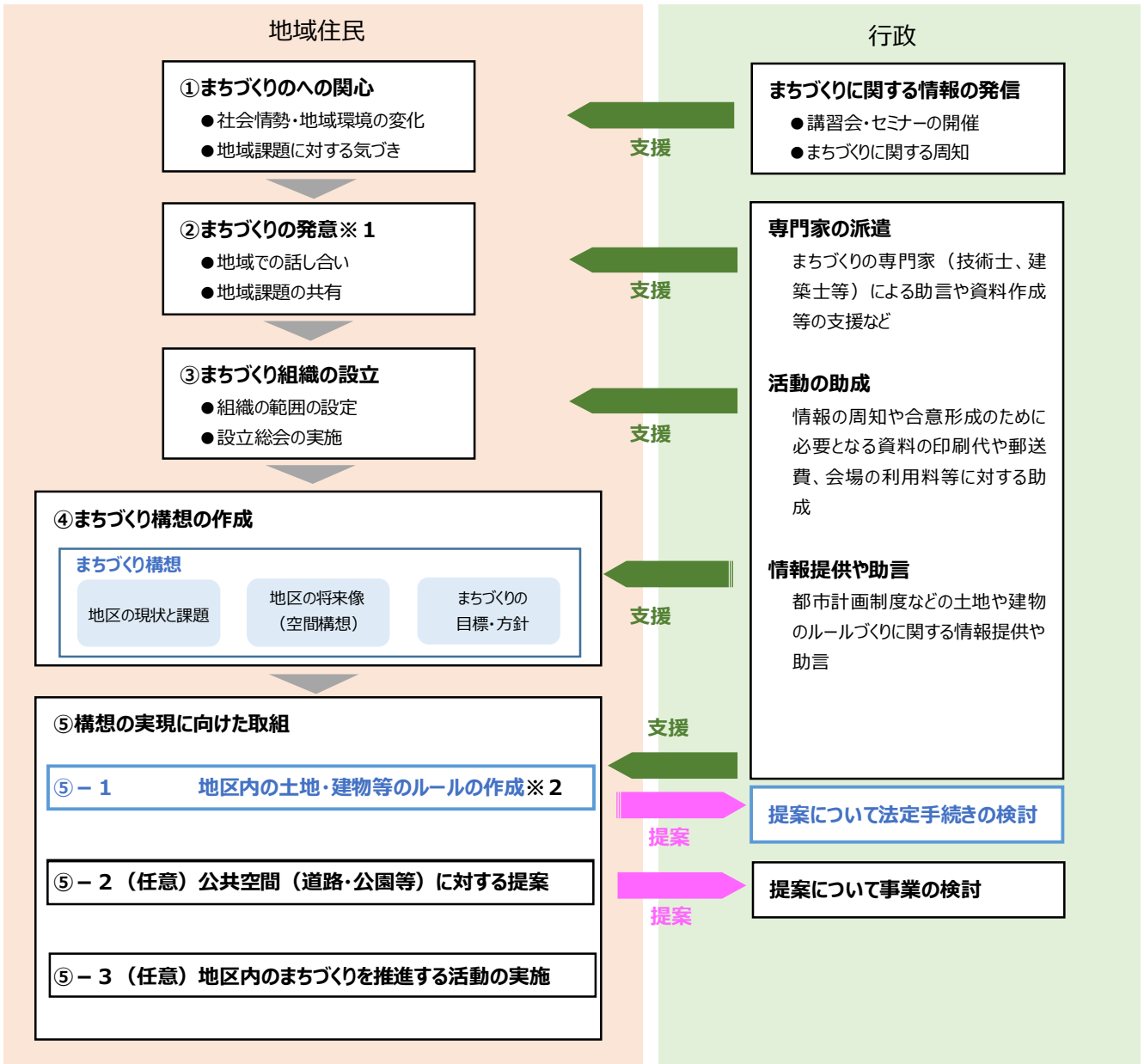
ステップ2 導入・見直し



導入事例：ぐるっと生瀬



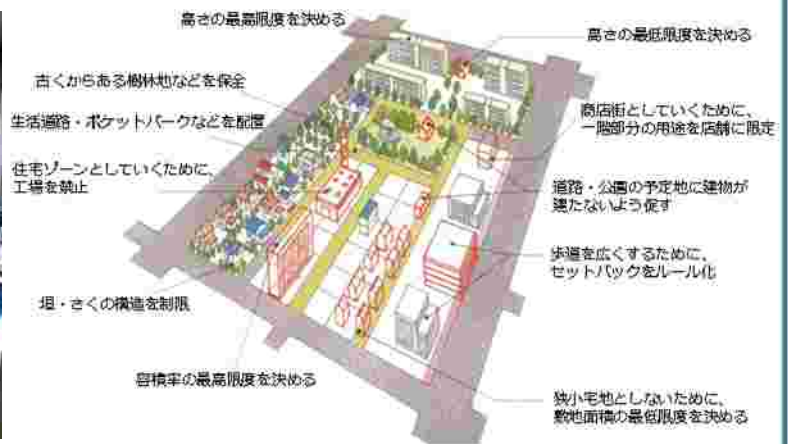
事例2 地区内の土地・建物等のルールづくり（地区まちづくり支援制度）



※1 地域での話し合いの様子



※2 土地・建物等のルールの事例



出典：国土交通省ホームページ

事業者と連携した取組例

■ まちなかウォーカブル推進事業

本市は、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを目指す国の方針に賛同し、事業推進に取り組む都市として、ウォーカブル推進都市に位置付けられています。

今後、人が集まる都市核周辺などにおいて、ウォーカブルな空間形成のための取組を検討します。



まちなかウォーカブル推進事業（国土交通省）

■ 大学と連携した都市づくりの推進事例

本市では、個性豊かな大学等の集積を発展させ、大学のまちとしての西宮の魅力を高めるため、大学と連携した都市づくりを推進しています。

令和2年6月には、良好な景観形成を図るため、大学と連携し、関西学院周辺を「景観地区」に指定しています。

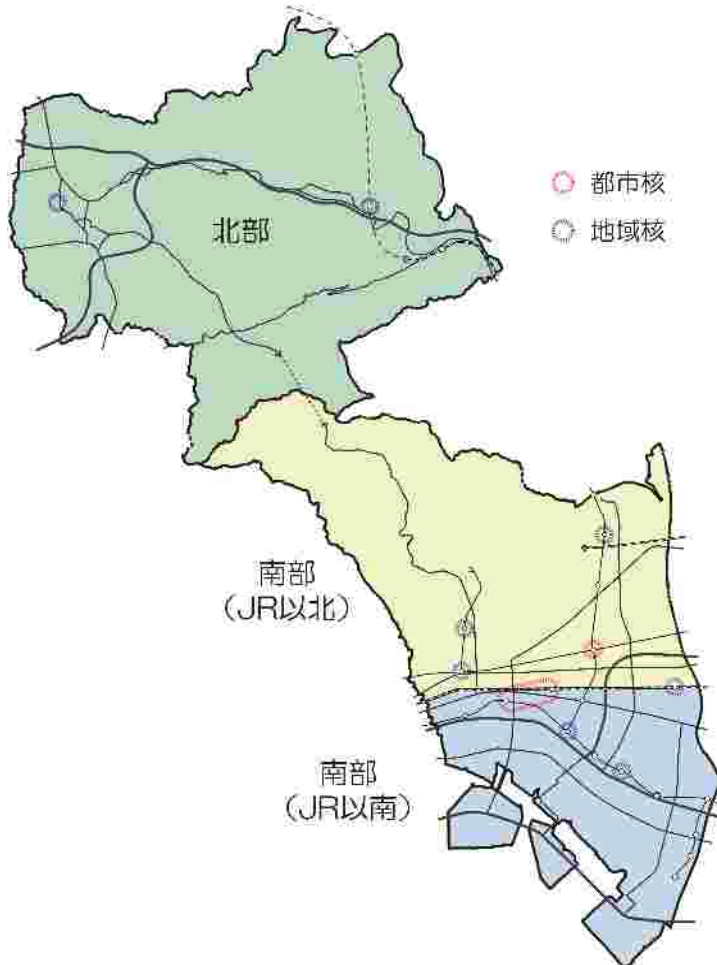


関西学院周辺地区

2. 基本構想の地域別概要

この項では、「①基本構想をもとに地域ごとの体系的な指針を示す。②行政の取組について地域レベルでよりわかりやすく情報発信する。③地域の取組を検討する際の基礎的な資料として活用する。」ことなどを目的に、前項までの都市づくりの基本構想における方針・取組等を以下の3つの地域に区分して、地域別の概要として取りまとめています。

区域図



【北部地域】

- 北部地域の令和2年の人口・世帯数は42,804人、16,494世帯となっており、市全体の人口に占める割合は約9%となっています。
- 人口推移をみると、平成22年から令和2年の10年間で約6%減少しており、高齢化率も21%から30%に増加しています。

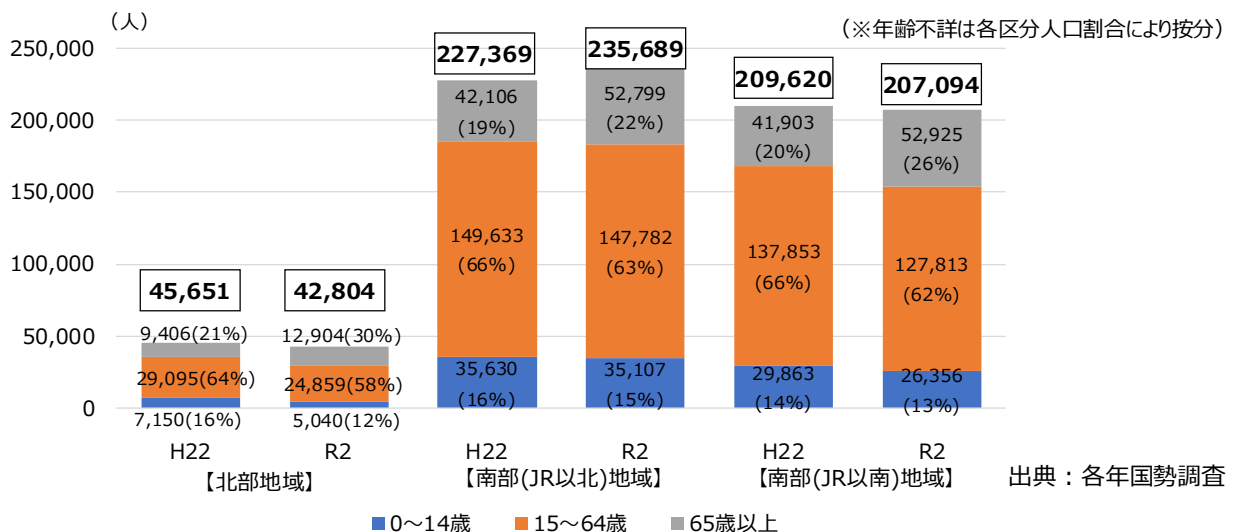
【南部（JR以北）地域】

- 南部（JR以北）地域の令和2年の人口・世帯数は235,689人、103,346世帯となっており、市全体の人口に占める割合は約49%となっています。
- 人口推移をみると、平成22年から令和2年の10年間で約4%増加しています。
- 3区分別人口をみると高齢化率は22%と他の地域に比べて低く、年少人口割合は15%と平成22年から横ばいで推移しています。

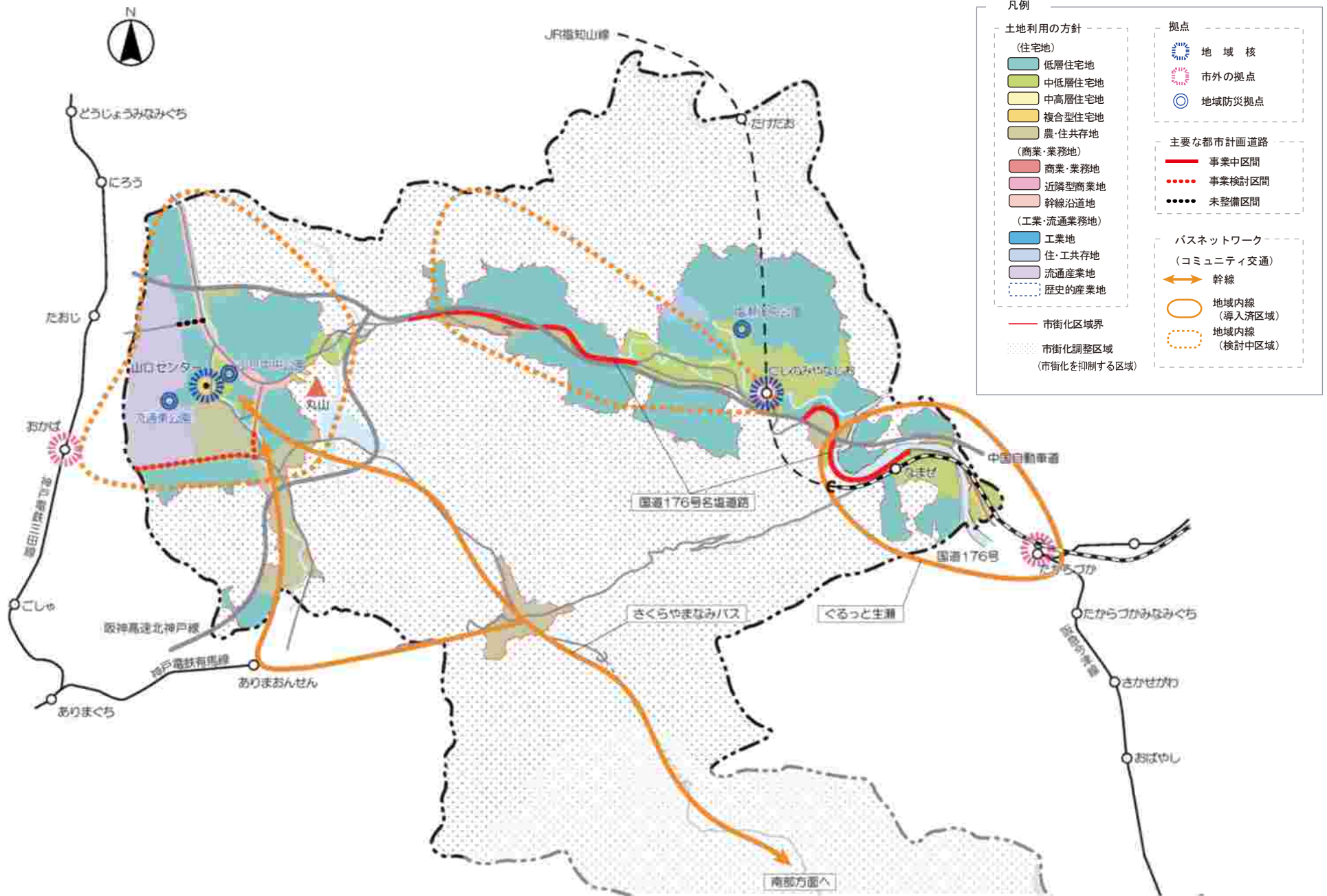
【南部（JR以南）地域】

- 南部（JR以南）地域の令和2年の人口・世帯数は207,094人、95,811世帯となっており、市全体の人口に占める割合は約43%となっています。
- 人口推移をみると、平成22年から令和2年の10年間で約1%減少しています。

■各地域の人口（H22及びR2）



(1) 北部地域



地域内の主な取組・方針（各分野の詳細は、前項の基本構想を参照してください。）

都市空間・土地利用【都市空間形成の方針 P.40】【都市づくりの基本構想 P.44~P.51】

- JR 西宮名塩駅や山口センター周辺は、地域核として都市機能を維持するとともに、市外の拠点（岡場駅、宝塚駅周辺）と連携し、生活利便性の確保に努めます。
- 地域特性に応じた良好な住環境を保全するため、用途地域や高度地区などの制度の適切な運用や、地区計画などの地域主体の取組の推進に努めます。
- 市街化区域は原則拡大しないこととし、六甲山系や北摂山系などの山林は、引き続き市街化調整区域として、市街化を抑制します。

都市施設【都市づくりの基本構想 P.52~P.63】

- 事業中の国道 176 号名塩道路の整備を推進するとともに、未整備の都市計画道路の事業化に向けた検討を行います。
- 「さくらやまなみバス」について、地域住民・事業者・市の三者による運行計画の見直し、利用促進策の実施による継続的な事業効率の改善に努め、持続可能な運行を目指します。
- 既存のバス路線で対応できない地域では、生活移動手段として、地域が主体的に取り組むコミュニティ交通の導入を支援し、持続可能な地域公共交通の確保を図ります。

市街地整備【都市づくりの基本構想 P.64~P.67】

- 地区計画などの制度を活用し、地区の特性に応じた良好な市街地環境を保全・向上を図ります。
- 郊外住宅地における生活利便性の確保や市街地環境の維持のため、空き家対策、交通等の分野とも連携した、総合的なまちづくり施策を検討します。

安全・安心な都市づくり【都市づくりの基本構想 P.68~P.69】

- 国道 176 号名塩道路などの緊急輸送道路や防災拠点の機能確保に努めます。
- 土砂災害などの災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導（区域区分、居住誘導区域など）のあり方を検討します。また、今後、立地適正化計画の改定にあわせて、地域防災計画と連携を図りながら、災害リスク（土砂災害・浸水等）を考慮したまちづくりの指針となる防災指針の作成を検討します。

西宮らしい豊かな都市づくり【都市づくりの基本構想 P.70~P.77】

- 六甲山系や北摂山系などの山林や有馬川沿いの緑地については、引き続き保全するための都市計画制度の運用に努めます。
- 市街化区域内に残る農地については、都市環境・都市景観の観点から、生産緑地制度を活用した保全に努めます。

地域力がはぐくむ都市づくり【都市づくりの基本構想 P.78~P.82】

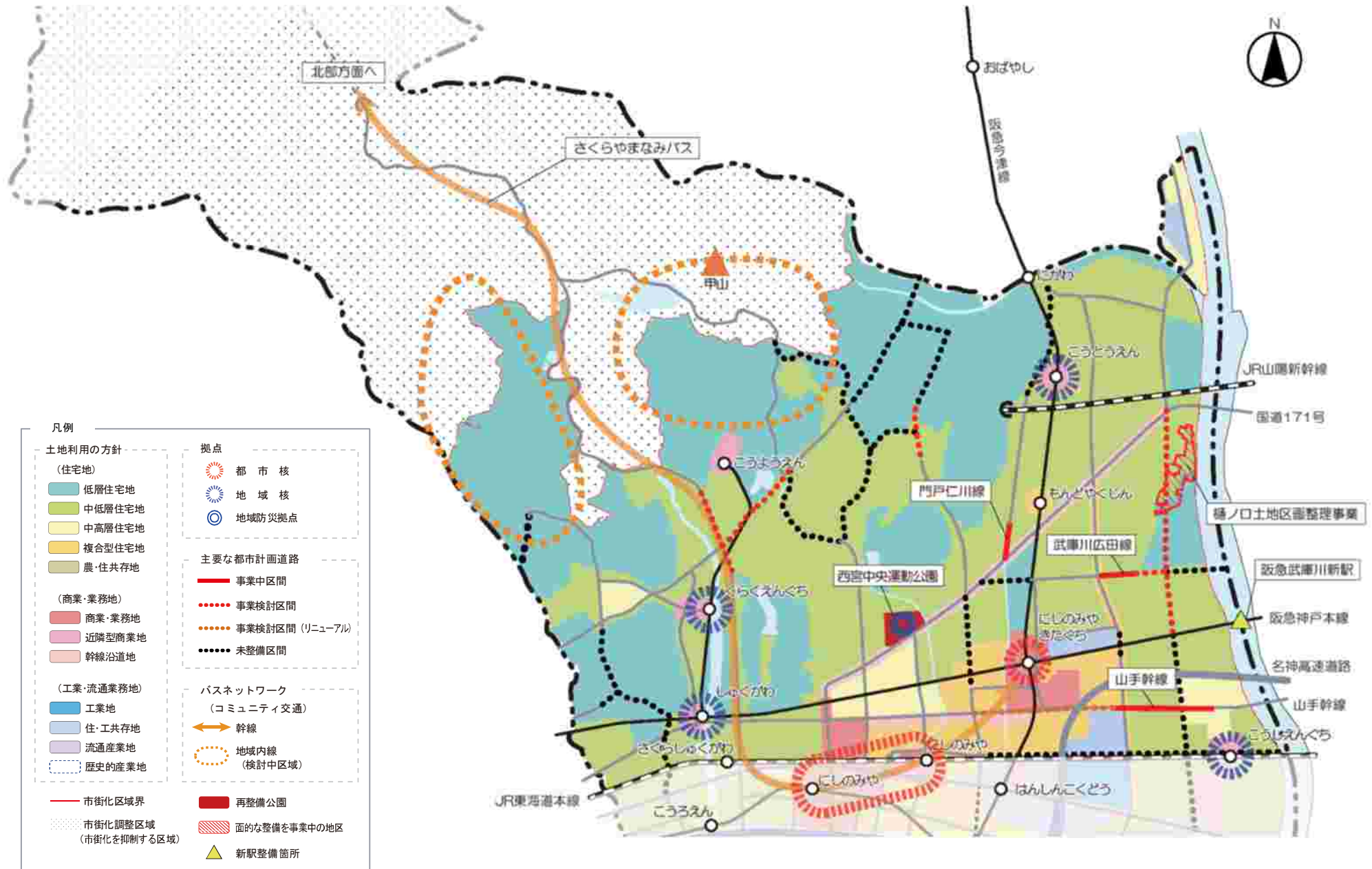
北部地域では、大規模住宅地の造成にあわせて地区計画が多く策定されています。これらの地区では、計画策定後、長期間見直しがされておらず、必要に応じて、見直しを検討する必要があります。

地区計画：北六甲台地区、上山口・丸山地区、すみれ台地区、西宮名塩さくら台地区、名塩平成台地区、名塩ニュータウン地区、名塩南台地区、宝生ヶ丘地区

まちづくり協定：宝生ヶ丘地区

コミュニティ交通：ぐるっと生瀬

(2) 南部 (JR 以北) 地域



地域内の主な取組・方針（各分野の詳細は、前項の基本構想を参照してください。）

都市空間・土地利用【都市空間形成の方針 P.40】【都市づくりの基本構想 P.44~P.51】

- 阪急西宮北口駅を都市核として位置付け、行政、商業・業務機能等の複合的な機能が集積する拠点として、都市機能の整備・誘導や交通結節機能の向上を図ります。
- 地域特性に応じた良好な市街地環境を保全するため、景観地区や風致地区などの制度の適切な運用や、地区計画などの地域主体の取組の推進に努めます。
- 市街化区域は原則拡大しないこととし、六甲山系や甲山などの山林は、引き続き市街化調整区域として、市街化を抑制します。

都市施設【都市づくりの基本構想 P.52~P.63】

- 事業中の都市計画道路（門戸仁川線、山手幹線）の整備を推進するとともに、未整備の都市計画道路の事業化に向けた検討を行います。
- 阪急神戸本線武庫川周辺への新駅設置及び駐輪場の整備並びに新駅周辺の都市基盤施設の整備について、隣接市及び鉄道事業者と協力して推進します。
- 既存のバス路線で対応できない地域では、生活移動手段として、地域が主体的に取り組むコミュニティ交通の導入を支援し、持続可能な地域公共交通を確保します。

市街地整備【都市づくりの基本構想 P.64~P.67】

- 甲東瓦木地区では、良好な市街地の形成のために都市計画道路の整備や小規模な土地区画整理事業、狭あい道路の拡幅などを進めます。
- 既成市街地では、地区計画などの制度を活用し、地区の特性に応じた良好な市街地環境を保全・向上を図ります。

安全・安心な都市づくり【都市づくりの基本構想 P.68~P.69】

- 西宮中央運動公園などの防災拠点や山手幹線などの緊急輸送道路の機能確保に努めます。
- 土砂災害などの災害リスクを踏まえた土地利用の規制・誘導（区域区分、居住誘導区域など）のあり方を検討します。また、今後、立地適正化計画の改定にあわせて、地域防災計画と連携を図りながら、災害リスク（土砂災害・浸水等）を考慮したまちづくりの指針となる防災指針の作成を検討します。

西宮らしい豊かな都市づくり【都市づくりの基本構想 P.70~P.77】

- 六甲山系や甲山などの自然緑地、夙川、武庫川などの河川沿いの緑地、都市農地などの都市環境空間は、引き続き都市計画制度を活用した保全に努めます。
- 西宮中央運動公園は新体育館・新陸上競技場の整備に合わせて公園全体の再整備を行い、スポーツ・レクリエーション機能や、地域防災拠点機能の充実を図ります。

地域力がはぐくむ都市づくり【都市づくりの基本構想 P.78~P.82】

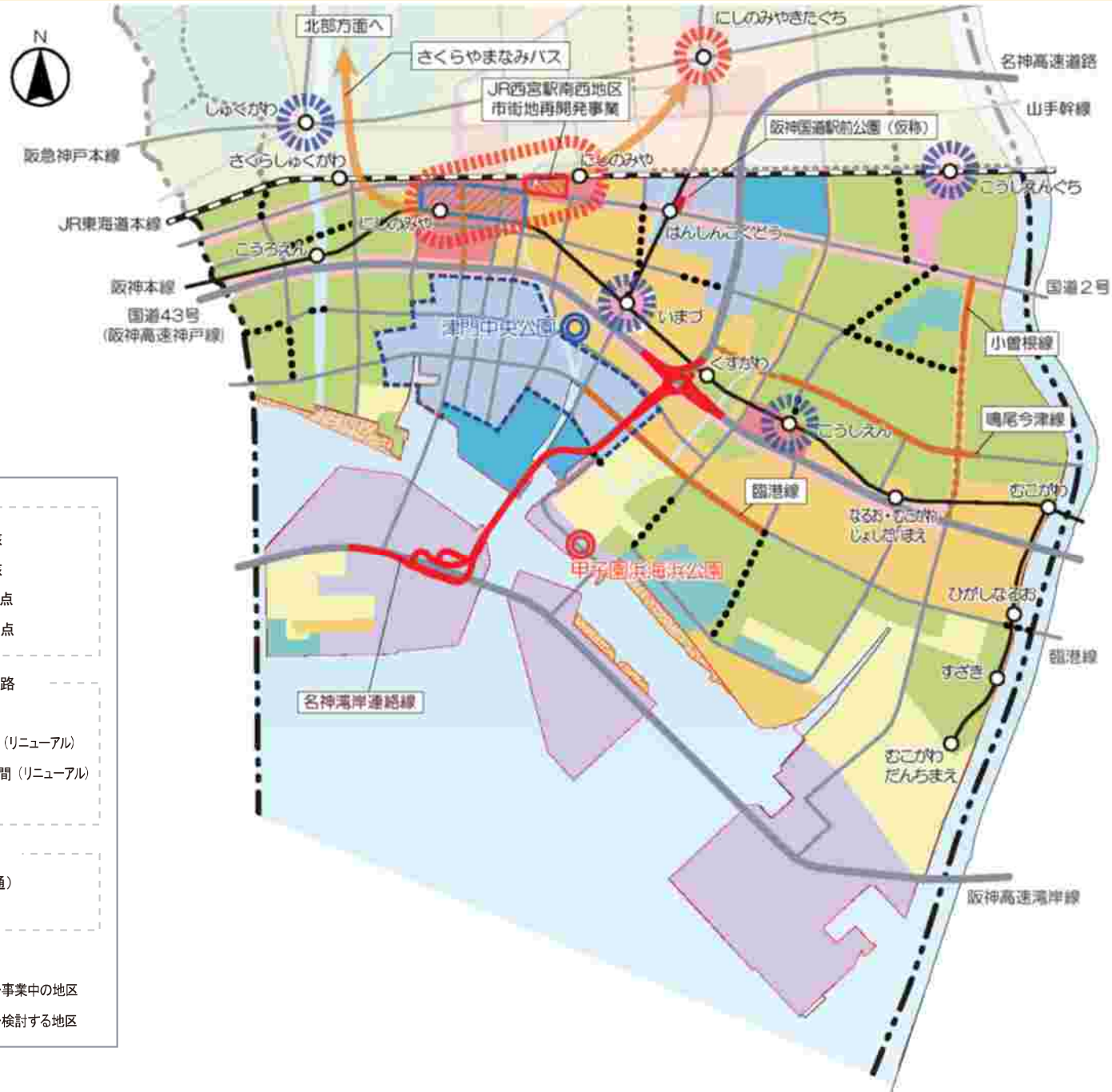
南部（JR以北）地域においては、既成市街地において住環境を保全するための地区計画が多く策定されています。

地区計画：剣谷地区、鷲林寺南地区、苦楽園五番町くすのき台地区、夙川霞・松園地区、甲陽園目神山地区、若江・神園地区、夙川駅北東地区、安井地区、関西学院周辺地区
仁川五ヶ山地区、大畑地区、西宮北口駅北東地区

景観重点地区：苦楽園五番町くすのき台地区、甲陽園目神山地区、甲陽園目神山東地区

まちづくり協定：甲陽園目神山地区

(3) 南部 (JR 以南) 地域



凡例

土地利用の方針

- (住宅地)
 - 低層住宅地
 - 中低層住宅地
 - 中高層住宅地
 - 複合型住宅地
 - 農・住共存地
- (商業・業務地)
 - 商業・業務地
 - 近隣型商業地
 - 幹線沿道地
- (工業・流通業務地)
 - 工業地
 - 住・工共存地
 - 流通産業地
 - 歴史的産業地

拠点

- 都市核
- 地域核
- 広域防災拠点
- 地域防災拠点

主要な都市計画道路

- 事業中中間
- 事業中中間 (リニューアル)
- 事業検討区間 (リニューアル)
- 未整備区間

バスネットワーク

- (コミュニティ交通)
- 幹線

- 市街化区域界
- 自然海浜等

- 新設公園
- 面的な整備を事業中の地区
- 面的な整備を検討する地区

地域内の主な取組・方針（各分野の詳細は、前項の基本構想を参照してください。）

都市空間・土地利用【都市空間形成の方針 P.40】【都市づくりの基本構想 P.44~P.51】

- 阪神西宮駅・JR西宮駅周辺を、都市核として位置付け、行政、商業・業務機能等の複合的な機能が集積する拠点として、都市機能の整備・誘導や交通結節機能の向上を図ります。また、阪神甲子園駅周辺においては、広域的な商業機能も併せもつ商業地として、商業の立地を誘導します。
- 地域特性に応じた良好な住環境や産業環境を保全するため、用途地域や特別用途地区などの制度の適切な運用や、地区計画などの地域主体の取組の推進に努めます。
- 御前浜、甲子園浜などの自然海浜は、引き続き市街化調整区域として、保全に努めます。

都市施設【都市づくりの基本構想 P.52~P.63】

- 事業中の名神湾岸連絡線の整備の促進や都市計画道路（鳴尾今津線、小曾根線など）のリニューアルを推進します。
- ごみ処理施設や下水浄化センターなど、都市活動の基盤となる都市施設について、計画的かつ効率的な運用及び改築を進めます。

市街地整備【都市づくりの基本構想 P.64~P.67】

- 阪神西宮駅の北側地区では、官民連携により、公共施設の再編と合わせた駅前空間を再整備、土地の有効かつ高度な利用により、多様な都市機能を集積します。また、市役所本庁舎周辺では、公共施設の再編整備を段階的に進めるとともに、周辺の公園や広場と一体となったシビックセンター形成に向けて長期的な再整備事業に取り組みます。
- JR西宮駅南西地区では、卸売市場の再生整備とともに、都市核にふさわしい賑わいと魅力ある都市空間の形成に向けて、組合施行の第一種市街地再開発事業を推進します。
- 既成市街地では、狭あい道路の拡幅や地区計画などの制度の活用など、良好な市街地環境の整備・保全を図ります。

安全・安心な都市づくり【都市づくりの基本構想 P.68~P.69】

- 復旧・復興活動を支える緊急輸送道路の機能確保のため、名神湾岸連絡線の整備を促進します。
- 今後、立地適正化計画の改定にあわせて、地域防災計画と連携を図りながら、災害リスク（洪水、津波等の浸水）を考慮したまちづくりの指針となる防災指針の作成を検討します。

西宮らしい豊かな都市づくり【都市づくりの基本構想 P.70~P.77】

- 鳴尾浜臨海公園・浜甲子園運動公園（鳴尾浜公園）・西宮浜総合公園などの大規模公園が集まる臨海部では、港湾緑地との連携を図りつつ、市民がスポーツやレクリエーションに親しめる場としての賑わいづくりを推進するとともに、自然環境や眺望を活かした魅力的な海辺の景観形成に努めます。
- 夙川、武庫川などの河川沿いの緑地や御前浜、甲子園浜などの自然海浜は、引き続き都市計画制度を活用した保全に努めます。

地域力がはぐくむ都市づくり【都市づくりの基本構想 P.78~P.82】

南部（JR以南）地域においては、鳴尾・甲子園付近の既成市街地や住宅団地などにおいて地区計画が多く策定されています。

地区計画：森具地区、甲子園口地区、甲子園一番地区、甲子園二・三番地区、甲子園浜田地区、甲子園三保地区、甲子園五番・花園地区、甲子園浦風地区、上鳴尾地区
里中地区、甲子園洲鳥地区、浜甲子園地区、浜甲子園団地、西宮マリナパークシティ戸建地区

景観重点地区：枝川町戸建住宅A地区・B地区、津門大塚地区

【コラム①】 お住まいの地域の都市計画情報について

みなさんのお住まいの地域の都市計画の情報は、西宮市のホームページ「にしのみや WebGIS」で、閲覧・印刷することができます。

にしのみや WebGIS : <https://webgis.nishi.or.jp/index.php>

都市計画制度の概要は、序章に記載しています。また、各種制度の詳細は、資料編に記載しています。



(※) スマートフォンで閲覧する場合は、Menu→「中心地情報を見る」で地点情報の青白表が表示されます。

お住まいの地域の都市計画チェックリスト

住所〔 _____ 〕の都市計画

1. 区域区分	<input type="checkbox"/> 市街化区域	<input type="checkbox"/> 市街化調整区域
2. 用途地域	_____ 地域	
3. 建蔽率	_____ %	
4. 容積率	_____ %	
5. その他地域地区	_____	
6. 都市計画道路	<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 外
7. その他都市施設	_____	
8. 地区計画	<input type="checkbox"/> 内	<input type="checkbox"/> 外

周辺の都市計画道路の整備状況

道路名称 _____ 整備済 ・ 未整備

道路名称 _____ 整備済 ・ 未整備

第5章 都市づくりの推進のために

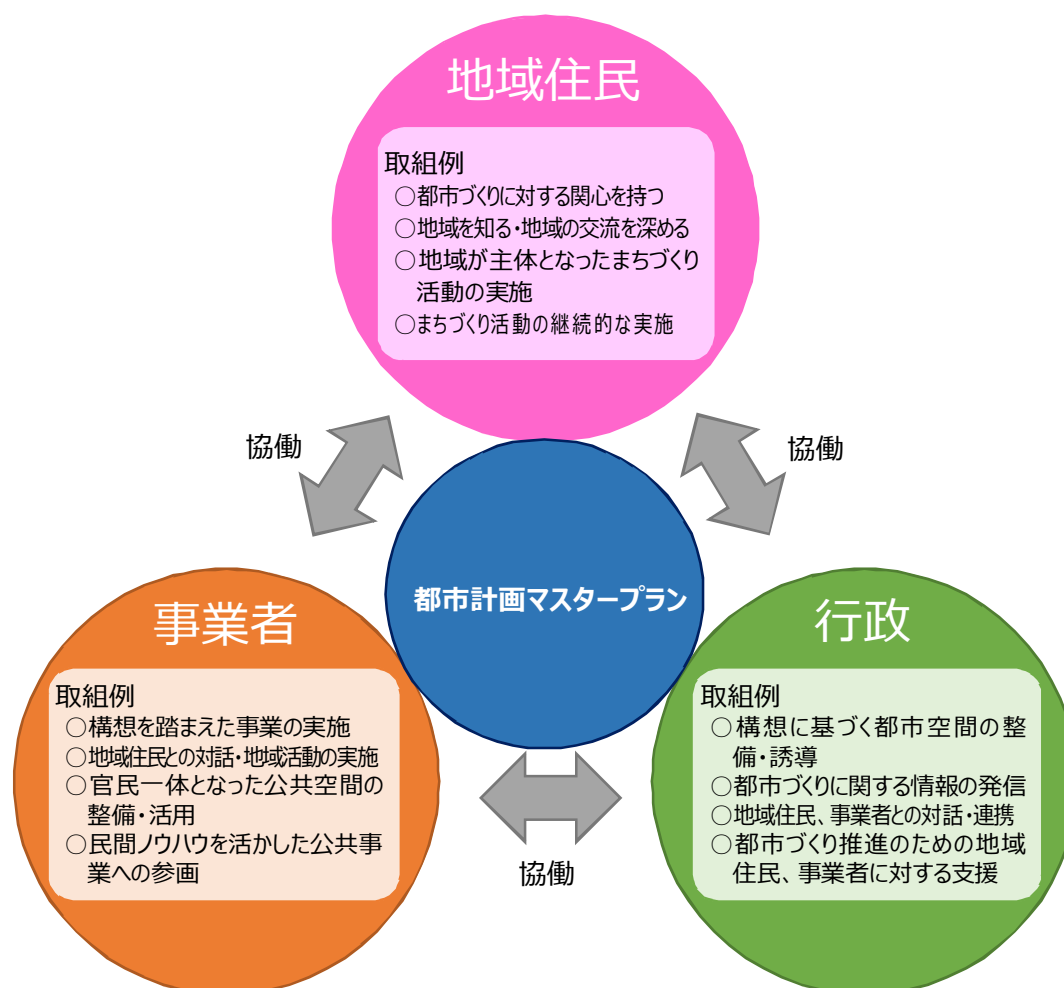
1. 基本構想に基づく都市づくりの推進

(1) 都市づくりの推進に向けて

都市づくりを推進・実現するためには、行政だけでなく、地域住民や事業者などが、都市づくりに積極的に参画し、協働で都市づくりを進めることが求められています。

都市計画マスタープランを策定し、都市の将来像や都市づくりに関する情報を共有することにより、目指すべき都市の実現や地域課題の解決のための取組に、各主体が積極的に参画、協働することにより、都市づくりを推進します。

また、行政は、都市づくりの基本構想に基づき目指すべき都市空間の整備・誘導に努めるとともに、都市づくりに関する情報を積極的に発信し、地域住民や事業者の参画を推進します。



(2) 都市空間の整備・誘導にあたって

① 住民や関係権利者に対する意見反映手続き

計画の策定や事業の実施にあたっては、必要に応じて、住民や関係する権利者に対する情報の発信、説明会の実施、意見募集など、意見反映手続きの充実に努めます。

② 関連する計画との一体的な推進

基本構想の実現に向けて、効果的・効率的な事業展開を図るためには、交通・景観・産業・防災・環境などの様々な分野との連携が重要であることから、庁内関係各課との連携を密にし、関連する計画と連携を図りながら都市づくりの取組を推進します。

③ 国・県等の関係機関との連携の強化

道路や河川、公園等については、国や県などと役割を分担して整備・改築等を進めており、今後も関係機関との連携を強化し、広域的な視点で都市づくりを進めていきます。

④ 関係法令を活用した都市づくり

都市づくりを推進していくため、都市計画法、都市再生特別措置法、建築基準法、景観法等の各種制度の適切な運用と効果的な活用に努めます。また、法令を補完し、良好な市街地環境を誘導するため、条例・要綱等を適切に運用します。

⑤ 各種事業手法の活用による財源確保

都市計画施設の整備・改修にあたっては、都市計画事業として実施することにより、都市計画税を活用した計画的な事業の推進に努めます。

また、事業実施の財源を確保するため、国等による各種補助制度の活用にも努めるとともに、民間活力の導入等の検討を行います。

2. 計画の評価・見直し

都市づくりの成果をマスタープランに反映するため、①計画、②実施、③評価、④見直しのサイクルを実施し、内容を柔軟に見直します。

計画期間は、概ね10年としており、その間で、定期的な進行管理を行うとともに、社会情勢の変化や上位関連計画の大幅な見直し等により、改定の必要性が生じた場合には、見直しを行うなど、柔軟な運用を図ります。

